各都道府県労働局長 殿

厚生労働省職業安定局長 (公印省略)

雇用安定事業の実施について

日頃より雇用安定事業の実施にご尽力いただき感謝申し上げる。

今般、特定求職者雇用開発助成金及び生涯現役起業支援助成金について下記のとおり支給 要領を改正することとするので、その実施に遺漏なきを記されたい。

なお、本件については、本日付け職発 1205 第2号により独立行政法人高齢・障害・求職者 雇用支援機構理事長あて併せて通知したことを申し添える。

記

- 1 特定求職者雇用開発助成金の一部改正
 - (1) 離職割合要件について

特定求職者雇用開発助成金(1)特定就職困難者雇用開発助成金要領 0201 支給対象事業主(二)に定める離職割合の要件について、雇入れに係る事業所が障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則(平成18年厚生労働省令第19号)第6条の10に規定する就労継続支援A型の事業を実施する事業所であって、対象労働者を平成29年5月1日以降に雇い入れる場合においては、「50%」とあるのは「25%」と読み替えることとする。

- (2) 特定求職者雇用開発助成金(2)高年齢者雇用開発特別奨励金及び(3)被災者雇用開発 助成金についても同様に改正する。
- 2 生涯現役起業支援助成金の一部改正
 - (1) 事業継続性の確認方法の変更について

事業主から提出された「雇用創出措置に係る計画書」を認定する際に行う事業継続性の有無の確認(※)について、現行では、市区町村の特定創業支援事業の支援を受けていることのみをもって確認しているが、これについて、以下のイ~ニのうちいずれか2つ以上に該当する場合に事業継続性を確認することとする。

イ 起業者が、国、地方公共団体、独立行政法人、金融機関又は認定経営革新等支援機

関が直接、又は第三者に委託して実施する創業支援を受けていること。

- ロ 起業者自身が当該事業分野において通算10年以上の職務経験を有していること。
- ハ 起業に当たって金融機関の融資を受けていること。
- ニ 法人又は個人事業主の総資産額が1,500万円以上あり、かつ総資産額から負債額を引いた残額の総資産額に占める割合が40パーセント以上あること。
- ※ 「事業継続性の有無の確認」とは、起業者が雇い入れた労働者の就業又は雇用の安定に資するよう、当該事業が将来にわたって安定的に継続しうるものであるかどうかを確認すること。

(2) 助成対象経費の上限額について

助成対象経費の上限額について、下表のとおり改正することとする。

切成れ家社員の工機機について、「衣のこねり以上することとする。				
田 武 社 色 紁 弗	上限額			
助成対象経費	現行	改正後		
民間有料職業紹介事業の利用料	45 万円	95万円 (+50万円)		
求人情報誌、求人情報サイトへの掲載費用	22 万円	75 FM (+ 9 FM)		
募集・採用パンフレット等の作成費用	45 万円	<u>75 万円</u> (+ 8 万円) 		
就職説明会の実施等に係る費用	70 万円	<u>35 万円</u> (-35 万円)		
就業規則の策定、職業適性検査の実施その他の 支給対象事業主に雇用される労働者の雇用管 理の改善の取組に要した費用	53 万円	40 万円 (-12 万円)		
対象労働者に対し、その者が従事する職務に必要な知識又は技能を習得させるための研修及び講習等に要した費用	16 万円	<u>10 万円</u> (-6 万円)		
対象労働者が移転した際、支給対象事業主が負担した場合の費用	29 万円	30万円 (±0万円)		
対象労働者が求職活動を行っていた間の経費 について、支給対象事業主が負担した場合の費 用	20 万円	<u>15 万円</u> (-5 万円)		
合 計	300 万円	300万円 (±0)		

3 改正後の支給要領及び様式について

上記1及び2による改正後の支給要領及び様式については、それぞれ以下の別添のとおりである。

【別添1】雇用関係助成金支給要領第2の4「(1)特定就職困難者雇用開発助成金」、「(2) 高年齢者雇用開発特別奨励金」「(3)被災者雇用開発助成金」

【別添2】雇用関係助成金支給要領第2の12「生涯現役起業支援助成金」

【別添3】生涯現役起業支援助成金関係様式

4 特定求職者雇用開発助成金

(1) 特定就職困難者雇用開発助成金

雇用保険法(昭和49年法律第116号。以下「雇保法」という。)第62条第1項第3号及び第6号並びに雇用保険法施行規則(昭和50年労働省令第3号。以下「雇保則」という。)第109条及び第110条の規定に基づく特定求職者雇用開発助成金のうち特定就職困難者雇用開発助成金並びに雇用対策法(昭和41年法律第132号。以下「雇対法」という。)第18条第6号、雇用対策法施行令(昭和41年政令第262号。以下「雇対令」という。)第2条第2号及び雇用対策法施行規則(昭和41年労働省令第23号。以下「雇対則」という。)第6条の2に基づく特定求職者雇用開発助成金(以下いずれも「特困金」という。)の支給については、「第1 共通要領」に定めるもののほか、この要領の定めるところによるものとする。

0100 趣旨

0101 趣旨

0200 支給要件

- 0201 支給対象事業主
- 0202 対象労働者
- 0203 支給対象期
- 0204 助成対象期間
- 0205 不支給要件
- 0206 併給調整
- 0207 一部法人に対する不支給

0300 支給額

- 0301 支給額の算定方法
- 0302 助成対象期間が支給対象期の途中で終了 する場合
- 0303 支給対象期の途中で対象労働者の区分等 が変更された場合

0400 雇入登録

- 0400a 安定所の紹介により雇い入れられた対象 労働者の雇入登録
- 0401a 対象労働者の雇入登録
- 0402a 対象労働者であることの確認
- 0403a 就職促進手当等の対象者であるか否か 等の確認
- 0404a 管轄労働局への通知
- 0400b 運輸局の紹介により雇い入れられた対象

労働者の雇入登録

- 0401b 対象労働者の職業紹介時の留意点
- 0402b 対象労働者の雇入登録
- 0403b 紹介地管轄労働局における対象労働者で あることの確認
- 0404b 紹介地管轄労働局から管轄労働局への通 知
- 0400c 対象労働者雇入登録届の提出
- 0401c 概要
- 0402c 対象労働者の範囲
- 0403c 雇入登録届の提出
- 0404c 対象労働者が紹介により雇い入れられた こと等の確認
- 0405c 雇入登録及び管轄労働局への通知
- 0500 制度周知文・非該当案内の送付
 - 0501 概要
 - 0502 支給対象事業主の把握
 - 0503 支給対象事業主であるか否か及び支給要 件の確認
 - 0504 制度周知文·非該当案内の送付及び支給申 請書の交付
 - 0505 支給申請期間及び支給申請手続の案内
 - 0506 制度周知文及び非該当案内送付事業所の 把握等
 - 0507 第2期、第3期、第4期、第5期又は第6 期の支給申請期間の周知

0600 支給申請

0601 支給申請書の提出

0602 添付書類等

0700 支給要件の確認

0701 概要

0702 対象事業主に該当することの確認

0703 不支給要件に該当しないことの確認

0704 支給額の算定に係る事項等の確認

0705 システムへの入力

0800 支給決定

0801 概要

0802 支給額の算定

0803 支給決定に係る事務処理

0804 特困金の経理

0900 返還

0901 返還

1000 確認請求

1001 離職割合要件の確認に係る事業主からの 照会手続

1100 雑則

1101 財源区分

1200 委任

1201 安定所長への業務の委任

1300 附則

1301 施行期日

1302 経過措置

0100 趣旨

0101 趣旨

高年齢者、障害者その他就職が特に困難な者の雇用機会の増大を図るため、これらの者を公共職業安定所(以下「安定所」という。)若しくは地方運輸局(運輸監理部並びに厚生労働大臣が国土交通大臣に協議して指定する運輸支局及び地方運輸局、運輸監理部又は運輸支局の事務所を含む。(以下「運輸局」という。))又は特定地方公共団体若しくは有料・無料職業紹介事業者若しくは無料船員職業紹介事業者(以下「有料・無料職業紹介事業者等」という。)の紹介により、継続して雇用する労働者として雇い入れる事業主に対する助成を行う。

0200 支給要件

0201 支給対象事業主

特困金は、次のイからチまでのいずれにも該当する事業主(以下「支給対象事業主」という。)に 対して支給するものとする。

イ 0202イからョまでのいずれかに該当する求職者(雇い入れられた日現在における満年齢が65歳未満の者に限る。以下「対象労働者」という。)を安定所若しくは運輸局又は適正な運用を期すことのできる有料・無料職業紹介事業者等(「雇用安定事業の実施等について」別添2「雇用関係給付金の取扱いに係る同意書について」(平成25年5月16日付け職発0516第19号、能発0516第4号、雇児発0516第9号。以下「雇用関係給付金の取扱いに係る同意書について」という。)参照)(以下、「安定所等」と総称する。)の紹介により、一般被保険者(雇保法第60条の2第1項第1号に規定する一般被保険者(高年齢継続被保険者、短期雇用特例被保険者及び日雇労働被保険者を除く雇用保険の被保険者)をいう。以下同じ)として雇い入れ、かつ、当該対象労働者を継続して雇用(対象労働者の年齢が65歳以上に達するまで継続して雇用し、かつ、当該雇用期間が継続して2年以上(ただし0204イ(ハ)の者にあっては3年以上)であることをいう。以下「継続雇用」という。)することが確実であると認められる事業主であること。

なお、対象労働者がトライアル雇用労働者(0202ホ若しくはへ又はトに該当する対象労働者であって、トライアル雇用奨励金(第2 各助成金別要領の5「トライアル雇用奨励金」をいう。)の支給対象となった者をいう。以下同じ。)であって、トライアル雇用期間終了後、引き続き一般被保険者として雇用し、かつ継続雇用に移行した場合は、雇入れ日時点において継続雇用することが確実であったものと同様とみなす。

- ロ 基準期間(対象労働者の雇入れ日の前日から起算して6か月前の日から起算して1年を経過する日(支給対象事業主が対象労働者を0204口(イ) a から e までのいずれかの理由により当該雇入れ日から起算して6か月を経過する日までの間に雇用しなくなった場合は、当該雇用しなくなった日の前日)までの期間をいう。以下同じ。)において、当該雇入れに係る事業所で雇用する被保険者(雇保法第38条第1項に規定する短期雇用特例被保険者及び雇保法第43条第1項に規定する日雇労働被保険者を除く。以下0503口及び0702ホにおいて同じ。)を解雇等事業主の都合で離職させた事業主(次の(イ)又は(ロ)に該当する解雇を行った事業主を除く。)以外の事業主であること。
 - (イ) 当該労働者の責めに帰す理由による解雇
- (ロ) 天災その他やむを得ない理由により事業の継続が不可能となったことによる解雇
- ハ 基準期間において、当該雇入れに係る事業所において、特定受給資格者(雇保法第23条第1項に規定する特定受給資格者をいう。以下同じ。)となる離職理由のうち離職区分1A又は3Aとされる離職理由により、離職した者として受給資格決定処理が行われたものの数を、当該事業所における当該雇入れ日における被保険者(短期雇用特例被保険者及び日雇労働被保険者を除く。0503ハ及び0702へにおいて同じ。)数で除した割合が6%を超えている(特定受給資格者となる離職理由により離職した者として受給資格決定処理がなされたものの発生数が3人以下である場合を除く。以下0503ハ及び0702へにおいて同じ。)事業主以外の事業主であること。
- 二 当該雇入れに係る事業所において、対象労働者の雇入れ日よりも前に特困金の支給決定の対象となった者のうち、雇入れ日から起算して1年を経過する日(以下「確認日A」という。)が基準期間内にある者が5人以上いる場合であって、それらの者が、確認日Aの時点で離職(喪失原因「1」

- の者は含まれない。以下0201ホ、0201へ、0201ト及び0702トにおいて同じ。) している割合(以下 「離職割合」という。) が 5 0%(※) を超えていない事業主であること。
 - (※) 当該雇入れに係る事業所が障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則(平成18年厚生労働省令第19号)第6条の10に規定する就労継続支援A型の事業を実施する事業所(以下「A型事業所」という。)であって、対象労働者を平成29年5月1日以降に雇い入れる場合においては、「50%」とあるのは「25%」と読み替えるものとする。(以下同じ。)
- ただし、離職割合が50%を超える事業主であって、次の(イ)から(ハ)に掲げる理由による離職に該当する者(以下「特別の理由による離職者」という。)がいる場合にあっては、その者を離職した者から除外した上で離職割合を再計算し、その結果、離職割合が50%を超えていない場合は支給対象事業主とする(以下0201ホ、0201〜及び0201トにおいて同じ)。(イ) 被保険者資格の喪失原因が「2」に該当する者であって、以下のいずれかに該当する理由により離職した者
 - a 天災その他やむを得ない理由により事業の継続が不可能になったことによる解雇
 - b 対象労働者の責めに帰すべき重大な理由による解雇 (解雇の形式を取らず、事業主の勧告等 により依頼退職の形式をとった場合を含む)
 - c 労働協約、就業規則等で定める規定(社会通念上妥当性のある理由(定年を除く)であるもの。)に基づく解雇又は退職(本人からの申し出による場合、雇用契約期間が満了した場合を除く)
 - d 被保険者として取り扱われない取締役、役員等になったことにより被保険者資格を喪失した 場合
- (p) 対象労働者の雇入れ日よりも前に特困金の支給決定の対象となった者であって、6 4 歳までに当該雇入れに係る事業所に雇用された者のうち、同一事業所に継続して2年以上(ただし0204イ(ハの助成対象期間が3年間の者にあっては3年以上)雇用され、かつ6 5 歳以上の年齢で離職した者(離職の理由は問わない。)
- (ハ) 当該雇入れに係る事業所がA型事業所であって、離職理由がA型事業所の支援を受けたことによる一般就労への移行(A型事業所において、A型事業所のサービス利用者として雇用されていた者であって、A型事業所を離職した日の翌日から1か月以内に、A型事業所以外の事業主(当該A型事業所と資本的・経済的・組織的関連性等から見て密接な関係にある事業主(0205二(インスは(中)参照)を除く)に一般被保険者として雇用されること。以下同じ。)である場合
- ホ 当該雇入れに係る事業所において、対象労働者の雇入れ日よりも前に特困金の支給決定の対象となった者のうち、0204イの(表-1)に定める対象労働者の区分ごとの助成対象期間(途中で対象労働者を雇用しなくなった場合でも0204ロを適用しない助成対象期間とする。以下「規定の助成対象期間」という。)の末日の翌日から起算して1年を経過する日(ただし、規定の助成対象期間が3年間の者にあっては、規定の助成対象期間の末日の翌日とする。以下「確認日B」という。)が基準期間内にある者が5人以上いる場合であって、それらの者が、確認日Bの時点で離職している割合が50%を超えていない事業主であること。
- へ 当該雇入れに係る事業所において、対象労働者の雇入れ日よりも前に高年齢者雇用開発特別奨励 金(以下「高奨金」という。)の支給決定の対象となった者のうち、確認日Aが基準期間内にある 者が5人以上いる場合であって、それらの者が、確認日Aの時点で離職している割合が50%を超えていない事業主であること。

- ト 当該雇入れに係る事業所において、対象労働者の雇入れ日よりも前に被災者雇用開発助成金(以下「被開金」という。)の支給決定の対象となった者のうち、確認日Aが基準期間内にある者が5人以上いる場合であって、それらの者が、確認日Aの時点で離職している割合が50%を超えていない事業主であること。
- チ 事業所において、次の書類を整備、保管している事業主であること。(船員法(昭和22年法律 第100号。以下同じ。)において整備及び保管が義務付けられている書類を含む。以下同じ。)
 - (イ) 対象労働者の出勤状況が日ごとに明らかにされた出勤簿、タイムカード又は船員法第67条に 定める記録簿等(以下「出勤簿等」という。)の書類
 - (n) 対象労働者に対して支払われた賃金について基本賃金とその他の諸手当とが明確に区分されて 記載された賃金台帳又は船員法第58条の2に定める報酬支払簿(以下「賃金台帳等」という。)
 - (ハ) 当該事業所を離職した労働者(日々雇い入れる者を除く。)の氏名、離職年月日、離職理由等が明らかにされた労働者名簿等の書類

0202 対象労働者

イ 60歳以上の者

雇入れ日現在の満年齢が60歳以上の者

- ロ 身体障害者
- (イ) 重度身体障害者(障害者の雇用の促進等に関する法律(昭和35年法律第123号。以下「障害者雇用促進法」という。)第2条第3号に規定する重度身体障害者をいう。以下同じ。)
- (p) 45歳以上の身体障害者(障害者雇用促進法第2条第2号に規定する身体障害者のうち重度身体障害者以外の者であって雇入れ日現在の満年齢が45歳以上の者をいう。以下同じ。)
- (ハ) 障害者雇用促進法第2条第2号に規定する身体障害者であって上記(イ)及び(ロ)以外のもの
- ハ知的障害者
 - (イ) 重度知的障害者(障害者雇用促進法第2条第5号に規定する重度知的障害者をいう。以下同 じ。)

具体的には、児童相談所、知的障害者福祉法(昭和35年法律第37号)第9条5項に規定する知的障害者更生相談所、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号。以下「精神保健福祉法」という。)第6条第1項に規定する精神保健福祉センター、精神保健福祉法第18条第1項に規定する精神保健指定医又は障害者雇用促進法第19条第1項に規定する障害者職業センターにより知的障害の程度が重いと判定された者をいう。

- (n) 45歳以上の知的障害者(障害者雇用促進法第2条第4号に規定する知的障害者うち、重度知的障害者以外の者であって、雇入れ日現在の満年齢が45歳以上の者をいう。以下同じ。)
- (ハ) 障害者雇用促進法第2条第4号に規定する知的障害者であって上記(イ)及び(ロ)以外のもの
- ニ 精神障害者(障害者雇用促進法第2条第6号に規定する精神障害者をいう。以下同じ。)
- ホ 母子家庭の母等

母子及び父子並びに寡婦福祉法(昭和39年法律第129号。以下「母子父子寡婦法」という。) 第6条第1項に規定する配偶者のない女子であって、20歳未満の子若しくは次の表に定める障害がある状態にある子、又は同項第5号の精神若しくは身体の障害により長期にわたって労働の能力を失っている配偶者(婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。)を扶養しているもの。

- ① 両眼の視力(万国式試視力表によって測ったものをいい、屈折異常がある者については、矯正視力について測ったものをいう。)の和が0.08以下のもの
- ② 両耳の聴力レベルが90デシベル以上のもの
- ③ 平衡機能に著しい障害を有するもの
- ④ そしゃく機能を欠くもの
- ⑤ 音声又は言語機能に著しい障害を有するもの
- ⑥ 両上肢のおや指及びひとさし指又は中指を欠くもの
- ⑦ 両上肢のおや指及びひとさし指又は中指の機能に著しい障害を有するもの
- ® 一上肢の機能に著しい障害を有するもの
- ⑨ 一上肢のすべての指を欠くもの
- ⑩ 一上肢のすべての指の機能に著しい障害を有するもの
- ① 両下肢のすべての指を欠くもの
- ② 一下肢の機能に著しい障害を有するもの
- ③ 一下肢を足関節以上で欠くもの
- (A) 体幹の機能に歩くことができない程度の障害を有するもの
- ⑤ 前各号に掲げるもののほか、身体の機能に、日常生活に著しい制限を加えることを必要とする程度の障害を有するもの
- (6) 精神又は神経系統に、日常生活に著しい制限を加えることを必要とする程度の障害を有するもの
- ⑤ 傷病が治らないで、身体の機能又は精神若しくは神経系統に、日常生活に著しい制限を加えることを必要とする程度の障害を有するもの

へ 父子家庭の父

児童扶養手当法(昭和36年法律第238号)第4条第1項に規定する児童扶養手当を受けている者であって、同項第2号に規定する児童の父であるもの(以下「父子家庭の父」という。)

ト 中国残留邦人等永住帰国者

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号。以下「中国残留邦人等支援法」という。)第10条の永住帰国した中国残留邦人等及びその親族等(以下「中国残留邦人等永住帰国者」という。)であって、本邦に永住帰国した日から起算して10年を経過していないもの

チ 北朝鮮帰国被害者等

北朝鮮当局によって拉致された被害者等の支援に関する法律(平成14年法律第143号。以下「北朝鮮拉致被害者等支援法」という。)第2条第1項第5号に規定する帰国被害者等であって、本邦に永住する意志を決定したと認められる日から起算して10年を経過していないもの及び同項に規定する帰国した被害者であってその配偶者(婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。)、子及び孫が北朝鮮内にとどまっていること等永住の意志を決定することにつき困難な事情があると認められるもの

リ 駐留軍関係離職者

駐留軍関係離職者等臨時措置法(昭和33年法律第158号。以下「駐留軍離職者法」という。) 第10条の2第1項又は第2項の規定による認定を受けている者であって、雇入れ日現在における 満年齢が45歳以上であるもの

ヌ 沖縄失業者求職手帳所持者

沖縄振興特措法(平成14年法律第14号。以下「沖縄振興特措法」という。)第78条第1項

の規定による沖縄失業者求職手帳(同法の規定により効力を有しているものに限る。)又は失効前の沖縄振興特措法(昭和46年法律第131号)第41条第1項の規定による沖縄失業者求職手帳(同法の規定により効力を有しているものに限る。以下「沖縄失業者求職手帳」という。)を所持している者であって、雇入れ日現在における満年齢が45歳以上であるもの

ル 漁業離職者求職手帳所持者

国際協定の締結等に伴う漁業離職者に関する臨時措置法(昭和52年法律第94号。以下「漁臨法」という。)第4条第1項又は国際協定の締結等に伴う漁業離職者に関する臨時措置法施行規則(昭和52年労働省令第30号)第3条の2の規定による漁業離職者求職手帳(同法又は同規則の規定により効力を有しているものに限る。以下「漁臨法漁業離職者求職手帳」という。)を所持している者であって、雇入れ日現在における満年齢が45歳以上であるもの

ヲ 手帳所持者である漁業離職者等

雇対則附則第3条第1項若しくは第4条第1項の規定による漁業離職者求職手帳(雇対則の規定により効力を有しているものに限る。以下「省令漁業離職者求職手帳」という。)の発給を受けている者又は雇対則附則第6条に規定する者であって、雇入れ日現在における満年齢が45歳以上であるもの

ワ 一般旅客定期航路事業等離職者求職手帳所持者

本州四国連絡橋の建設に伴う一般旅客定期航路事業等に関する特別措置法(昭和56年法律第72号。以下「本四連絡橋特措法」という。)第16条第1項若しくは第2項又は本州四国連絡橋の建設に伴う一般旅客定期航路事業等に関する特別措置法に基づく就職指導等に関する省令(昭和56年労働省令第38号)第1条の規定による一般旅客定期航路事業等離職者求職手帳(同法又は同令の規定により効力を有しているものに限る。以下「一般旅客定期航路事業等離職者求職手帳」という。)を所持している者であって、雇入れ日現在における満年齢が45歳以上であるもの(同法第5条第1項に規定する実施計画について同項の規定により認定を受けた事業主以外の事業主に雇い入れられる者に限る。)

力 港湾運送事業離職者

港湾運送事業法(昭和26年法律第161号)第2条第1項第4号に規定する行為(沿岸荷役)を行う事業の事業主であって、本四連絡橋特措法第2条第1号に規定する本州四国連絡橋の供用に伴い当該事業に係る事業規模若しくは事業活動の縮小又は当該事業の廃止(以下このワにおいて「事業規模の縮小等」という。)を余儀なくされたもの(当該事業規模の縮小等の実施について安定所長の認定を受けた事業主に限る。)に雇用されていた労働者で、当該事業規模の縮小等に伴い離職を余儀なくされたもののうち、現に失業しており、又はその職業が著しく不安定であるため失業と同様の状態にあると認められるもの、すなわち昭和60年4月8日付け職発第178号、能発第85号「本州四国連絡橋の供用に伴う港湾運送事業に関する雇用対策の実施について」の別添2「本州四国連絡橋の供用に伴う港湾運送事業に関する雇用対策実施要領」(以下「実施要領」という。)の第5(港湾運送事業離職者に係る手帳の発給)の規定による港湾運送事業離職者求職手帳(実施要領の規定により効力を有しているものに限る。以下「港湾運送事業離職者求職手帳」という。)を所持している者であって、雇入れ日現在における満年齢が45歳以上であるもの(事業規模の縮小等の実施について安定所長の認定を受けた事業主以外の事業主に雇い入れられる者に限る。)

ヨ その他安定所長又は運輸局長が就職が著しく困難であると認める者(以下「その他の就職困難者」という。)

社会的事情により安定した職業に就いていない者であって、雇入れ日現在における満年齢が45歳

0203 支給対象期

特困金の支給の対象となる対象労働者の雇入れに係る日(賃金締切日が定められている場合は雇入れ日の直後の賃金締切日の翌日。ただし、賃金締切日に雇い入れた場合は雇入れ日の翌日、賃金締切日の翌日に雇い入れた場合は雇入れ日。以下「起算日」という。)から起算した最初の6か月を支給対象期の第1期と以後6ヵ月ごとに第2期、第3期、第4期、第5期、第6期という。

0204 助成対象期間

イ 原則

特困金の助成の対象になる期間は、(表-1)に掲げる(イ)から(ホ)の対象労働者の区分及び企業規模に応じて定める期間とする。

なお、対象労働者の区分は、雇入れ日時点の対象労働者の状態及び労働条件により判断すること とし、支給対象期の途中でこれらに変更が生じた場合でも、雇入れ日時点において判断した対象労働者の区分での助成対象期間及び支給額を上限として支給する。

ただし、対象労働者がトライアル雇用労働者である場合は、対象労働者の区分のうち、短時間労働者又は短時間労働者以外の者であるかの判断に限っては、継続雇用に移行した日(以下「継続雇用移行日」という。)時点の労働条件により判断する。

(表-1)

	対象労働者の区分 企業規模		助成対象期間	
短	(イ) (ロ)及び(ハ)以外の者		起算日から1年間	
時間労	(ロ) (ハ)以外の身体障害者及び	①中小企業事業主以外の事業主	起算日から1年間	
短時間労働者以外	知的障害者	②中小企業事業主	起算日から2年間	
0	(ハ) 重度障害者等	①中小企業事業主以外の事業主	起算日から1年6か月間	
者		②中小企業事業主	起算日から3年間	
短時	(=) (ホ)以外の者		起算日から1年間	
間労働者	間 (ホ)身体障害者・知的障害者・	①中小企業事業主以外の事業主	起算日から1年間	
働 精神障害者 者	②中小企業事業主	起算日から2年間		

^{※ 「}短時間労働者」とは、雇保則第110条第3項に規定する、1週間の所定労働時間が、同一の適用事業に雇用される通常の労働者の1週間の所定労働時間と比し短く、かつ20時間以上であって雇保法第38条第1項第2号の厚生労働大臣の定める時間数未満(30時間未満)である者をいう。以下同じ。

ロ 対象労働者が支給対象期の途中で離職した場合

- (イ) 次のaからeまでのいずれかの理由により、支給対象期の途中で事業主が対象労働者を雇用しなくなった場合は、当該事業主が雇用しなくなった日の前日(以下「離職日」という。)までの期間が助成対象期間となる。
 - a 対象労働者の責めに帰すべき理由による解雇
 - b 対象労働者の都合による退職
 - c 対象労働者の死亡(事業主の責めに帰すべき理由による場合を除く。)

- d 天災その他やむを得ない理由により、事業の継続が不可能となったことによる解雇
- e 雇用契約期間が2年以上(ただし0204イ(ハ)の者にあっては3年以上)継続した場合で、契約期間の満了による離職(当該離職日において、対象労働者の年齢が65歳以上に達している場合に限る。)
- (p) (f) の a から e まで以外の理由により支給対象期の途中又は当該支給対象期に係る支給決定までに対象労働者を雇用しなくなった場合は、当該支給対象期については特困金を支給しない。また、第2期、第3期、第4期、第5期又は第6期の途中で(f)の a から e まで以外の理由により対象労働者を雇用しなくなった場合は、既に支給が行われた支給対象期に係る支給を取り消す。

0205 不支給要件

0201の支給対象事業主からの支給申請であっても、以下のイからチのいずれかの要件に該当する場合には、当該対象労働者に関して特困金を支給しない。

また、リに該当する場合についても、特困金を支給することが適切でないものとして特困金を支給しない。

- イ 安定所等の紹介以前に、雇用の内定があった対象労働者を雇い入れる場合
- ロ 安定所等の紹介時点で被保険者(1週間の所定労働時間が20時間以上の労働者又はそれと同等の業務に従事する自営業者等、失業と同様の状態にあるものと認められない者を含む。)であった対象労働者(重度障害者等(重度身体障害者、身体障害者のうち45歳以上の者、重度知的障害者、知的障害者のうち45歳以上の者、又は精神障害者。以下同じ。)、及びチャレンジ雇用により雇用された者(平成19年4月18日職高発第0418001号「都道府県労働局における知的障害者の採用の促進について」における「チャレンジ雇用」により雇用されている者(内閣府設置法(平成11年法律第89号)に規定する内閣府の組織、国家行政組織法(昭和23年法律第120号)に規定する国の行政機関、及び地方自治法(昭和22年法律第67号)第1条の3に規定する地方公共団体に雇用されている者を含む。)であって、短時間労働者以外の者として雇い入れられた者を除く。)を雇い入れる場合
- ハ 対象労働者の雇入れ日の前日から起算して3年前の日から、当該雇入れ日の前日までの間のいずれかの日に、以下のいずれかに該当する対象労働者を当該雇入れに係る事業所が雇い入れる場合
 - (イ) 当該雇入れに係る事業所と雇用、請負、委任の関係にあった対象労働者、又は出向、派遣、請負、委任の関係により当該雇入れに係る事業所において就労したことがある対象労働者(ただし、雇用安定事業の実施等について(平成26年3月31日付け職発0331第13号・能発0331第5号・雇児発0331第9号)の別紙6「障害者トライアル雇用事業実施要領」の第1の3の(1)のイ又は口に規定する障害者のうち0202口から二までのいずれかに該当する対象労働者を同通達に基づくトライアル雇用終了後、引き続き一般被保険者として雇い入れ、かつ、当該対象労働者を継続雇用することが確実であると認められる場合を除く。以下0703口において同じ。)
 - (n) 当該雇入れに係る事業所において、通算して3か月を超えて訓練・実習等(雇用関係はないが、事業所において、訓練、職場体験、職場実習その他の職場適応に係る作業等を実施するもの。ただし、特別支援学校が教育課程の一環として実施するものを除く。以下同じ。) を受講等したことがある対象労働者
- 二 対象労働者の雇入れ日の前日から起算して1年前の日から当該雇入れ日の前日までの間のいずれかの日に、当該対象労働者と雇用、請負、委任の関係にあった事業主、出向、派遣、請負、委任

の関係により当該対象労働者を事業所において就労させたことがある事業主、当該対象労働者が通算して3か月を超えて受講等したことがある訓練・実習等を行っていた事業主と、以下のいずれかに該当する等、資本的・経済的・組織的関連性等からみて密接な関係にある事業主が雇い入れる場合(有料・無料職業紹介事業者等が対象労働者を紹介した場合であって、当該有料・無料職業紹介事業者等と密接な関係にある関連事業所の事業主が雇い入れる場合も含む。以下同じ。)

- (イ) 雇入れ日において、他の事業主の総株主又は総社員の議決権の過半数を有する事業主を親会社、 当該他の事業主を子会社とする場合における、親会社又は子会社であること。
- (n) 取締役会の構成員について、代表取締役が同一人物であること、又は取締役を兼務しているものがいずれかの取締役会の過半数を占めていること。
- ホ 対象労働者の雇入れに係る事業所の事業主又は取締役の3親等以内の親族(民法(明治29年法律第89号)第725条第1号に規定する血族のうち3親等以内の者、同条第2号に規定する配偶者及び同条第3号に規定する姻族をいう。以下同じ。)である対象労働者を雇い入れる場合
- へ 対象労働者の雇入れ日の前日から起算して3年前の日から当該雇入れ日の前日までの間のいずれかの日に職場適応訓練(雇対法第18条第5号に規定する求職者を作業環境に適応させる訓練であって、短期のものを除く。以下同じ。)を受け又は受けたことのある者を、当該職場適応訓練を行い又は行った事業主が雇い入れる場合
- ト 支給対象期(0203参照)における対象労働者の労働に対する賃金を、支払期日を超えて支払って いない場合
- チ 安定所等の紹介時点と異なる条件で雇い入れた場合で、対象労働者に対し労働条件に関する不利 益又は違法行為があり、かつ、当該対象労働者から求人条件が異なることについての申出があった 場合
- リ 高年齢者雇用確保措置を講じていないことにより、高年齢者等の雇用の安定等に関する法律(昭和46年法律第68号。以下「高齢者雇用安定法」という。)第10条第2項に基づき、当該確保措置を講ずべきことの勧告を受けた場合

0206 併給調整

雇入れに係る事業主が、同一の事由により、受給資格者創業支援助成金(一般被保険者を2名以上雇い入れた場合における上乗せの支給に係るものに限る。(経過措置分))、地域求職者雇用奨励金(経過措置分)、訓練等支援給付金(経過措置分)、中小企業雇用創出等能力開発助成金(経過措置分)、派遣労働者雇用安定化特別奨励金(経過措置分)、特例子会社等設立促進助成金(経過措置分)、事業復興型雇用創出助成金若年者人材育成・定着支援奨励金(若者チャレンジ奨励金)、高年齢者雇用安定助成金(高年齢者労働移動支援コース)(経過措置分)又は精神障害者雇用安定奨励金(経過措置分)の支給を受ける場合には、当該支給事由によっては、特困金を支給しない。

0207 一部法人に対する不支給

対象労働者が、雇対法第18条第1号又は第2号の給付金の支給を受け、又は受けることができるもの(以下「就職促進手当等支給対象者」という。1101参照)であるときは、「第1 共通要領」の0303に定めるもののほか、特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法人(その資本金の全部又は大部分が国からの出資による法人及びその事業の運営のために必要な経費の主たる財源を国からの交付金又は補助金によって得ている法人に限る。)に対しても、特困金は支給しない。

0300 支給額

0301 支給額の算定方法

イ 概要

特困金の支給額は、助成対象期間において対象労働者が行った労働に対する賃金(臨時に支払われる賃金及び3か月を超える期間ごとに支払われる賃金を除く。以下同じ。)の一部に相当する額として、対象労働者の区分毎に口に定める額とし、支給対象期ごとに支給する。

ただし、天災等やむを得ない理由がある場合を除き、各々の支給対象期において[算出式1(支給対象期の平均実労働時間の算出)]により算出した支給対象期を平均した1週間当たりの実労働時間(※)(以下「平均実労働時間」という。)が、短時間労働者以外の者の実労働時間の最低基準(短時間労働者以外の者の週所定労働時間の最低基準である30時間の8割の時間をいう。以下同じ。)又は短時間労働者の実労働時間の最低基準(短時間労働者の週所定労働時間の最低基準である20時間の8割の時間をいう。以下同じ。)に満たない場合はハにより取り扱うものとし、事業主が対象労働者について最低賃金法(昭和34年法律第137号。以下同じ。)第7条の許可を受けている場合には二により取り扱う。

(※) 「実労働時間」とは、対象労働者が実際に労働した時間をいい、所定内労働時間はもとより、時間外労働や休日労働などの所定外労働時間も全て含む。なお、年次有給休暇をとった日は、所定労働日において所定労働時間分の労働を行ったものとして取り扱うこととして実労働時間に含めるものとする。以下同じ。

「算出式1 (支給対象期の平均実労働時間の算出)]

 支給対象期を平均した
 =
 支給対象期における
 7 日

 1 週間当たりの実労働時間
 対象労働者の実労働時間
 ×
 支給対象期の暦日数

口 原則

特困金の支給額は、(表-1)に掲げる対象労働者の区分に応じて、それぞれ(4)から(ホ)に定める額を(表-2)のとおり支給する。

ただし、当該額が、各々の支給対象期における労働に対する賃金の額を超える場合には、当該賃金の総額を上限額として支給する。

また、対象労働者が0201イなお書きにより、トライアル雇用に係る雇入れ日時点において、継続 雇用することが確実であったとみなしたものである場合は、第1期は支給しない。

(表-2)

	労働者の 区分	企業規模	第1期 支給額	第2期 支給額	第3期 支給額	第4期 支給額	第5期 支給額	第6期 支給額	支給 総額	支給 回数
短	(表-1)	①中小企業事業主以外の事業主	25万円	25万円					50万円	2 回
短時間労働者以外の者	の (イ)	②中小企業事業主	30万円	30万円					60万円	2 回
労働	(表-1)	①中小企業事業主以外の事業主	25万円	25万円					50万円	2 回
者以	の (1)	②中小企業事業主	30万円	30万円	30万円	30万円			120万円	4 回
外の	(表-1)	①中小企業事業主以外の事業主	33万円	33万円	34万円				100万円	3 回
者	の (ハ)	②中小企業事業主	40万円	40万円	40万円	40万円	40万円	40万円	240万円	6 回
短	(表-1)	①中小企業事業主以外の事業主	15万円	15万円					30万円	2 旦
時 間	の (=)	②中小企業事業主	20万円	20万円					40万円	2 回
短時間労働者	(表-1)	①中小企業事業主以外の事業主	15万円	15万円					30万円	2 回
者	の (ホ)	②中小企業事業主	20万円	20万円	20万円	20万円			80万円	4 回

ハ 対象労働者の実労働時間が対象労働者区分毎の実労働時間の最低基準に満たない場合

(イ) 短時間労働者以外の者の支給額の算定

短時間労働者以外の者について、平均実労働時間が、短時間労働者以外の者の実労働時間の最低基準を満たしていない場合には、[算出式2(支給対象期を構成する月の平均実労働時間の算出)]により、支給対象期を構成する月(支給対象期の初日から1か月単位で区切った月をいう。以下同じ。)毎に平均実労働時間を算出するものとし、月単位で見て、平均実労働時間が短時間労働者以外の者の実労働時間の最低基準以上となる月については、短時間労働者以外の者の区分の支給額を適用の上、[算出式3(支給額の算定)]により当該月の支給額を算定する。

さらに、上記の算定対象となった月以外の月であって、平均実労働時間が短時間労働者の実 労働時間の最低基準以上となる月がある場合には、短時間労働者の区分の支給額を適用の上、[算 出式3(支給額の算定)]により当該月の支給額を算定し、短時間労働者以外の者の区分により 算定した月毎の支給額と合算して支給対象期における支給額を算定する。

「算出式2 (支給対象期を構成する月の平均実労働時間の算出)]

支給対象期を構成する月を支給対象期を構成する7日平均した1週間当たりの = 月における対象労働者の ×
実労働時間 実労働時間 (※)支給対象期を構成する
支給対象期を構成する
月の暦日数

(※) 月の実労働時間に1時間未満の端数が生じる場合は、30分未満の端数を切り捨て、それ以上を1時間に切り上げるものとする。

「算出式3 (支給額の算定)]

支給額 (円未満切り捨て) = 0301口に定める対象労働者の 区分毎の支給額 × 実労働時間の最低基準以上となる月数 支給対象期の月数

(ロ) 短時間労働者の支給額の算定

短時間労働者について、平均実労働時間が、短時間労働者の実労働時間の最低基準を満たしていない場合には、[算出式2(支給対象期を構成する月における平均実労働時間の算出)]により、支給対象期を構成する月毎に平均実労働時間を算出するものとし、月単位で見て、平均実労働時間が短時間労働者の実労働時間の最低基準以上となる月については、短時間労働者の区分の支給額を適用の上、[算出式3(支給額の算定)]により当該月の支給額を算定し、支給対象期における支給額を算定する。

なお、上記の過程において、平均実労働時間が、短時間労働者以外の者の実労働時間の最低基準以上となる月があっても、当該月の支給額の算定は短時間労働者の額を適用して計算するものとする。

ニ 対象労働者が最低賃金の減額の特例に係る者である場合

対象労働者を雇い入れた事業主が当該対象労働者について最低賃金法第7条の最低賃金の減額の特例の許可を受けている場合は、支給対象期における対象労働者の労働に対する賃金に対象労働者の区分ごとに定める助成率(表-3)を乗じることにより得た額を支給額とする。ただし、当該額が

平均実労働時間が対象労働者の区分毎の

ロにより算定した支給額を超える場合は、当該口により算定した支給額を支給額とする(対象労働者の実労働時間が対象労働者区分毎の実労働時間の最低基準に満たない場合又は0302イの(イ)から(ホ)までのいずれかの理由により、助成対象期間が支給対象期の途中で終了する場合は、口をハと読み替えるものとする)。

(表-3)

対象労働者	①中小企業事業主以外の事業主	②中小企業事業主
(表-1) の(ハ)以外の者	1 / 4	1/3
(表-1) の(ハ)の者	1/3	1/2

0302 助成対象期間が支給対象期の途中で終了する場合

イ 原則

次の(イ)から(ホ)までのいずれかの理由により、助成対象期間が支給対象期の途中で終了する場合 (0204口(イ)に該当する場合)は、その事由が生じた日の属する月までを支給対象として、短時間労働者以外の者については0301ハ(イ)により、短時間労働者については0301ハ(ロ)により、それぞれ支給額を算定する。

- (イ) 対象労働者の責めに帰すべき理由による解雇
- (ロ) 対象労働者の都合による退職
- (ハ) 対象労働者の死亡(事業主の責めに帰すべき理由による場合を除く。)
- (二) 天災その他やむを得ない理由により、事業の継続が不可能となったことによる解雇
- (本) 雇用契約期間が2年以上(ただし0204イ(ハ)の者にあっては3年以上)継続した場合で、契約期間の満了による離職(当該離職日において、対象労働者の年齢が65歳以上に達している場合に限る。)

ただし、支給対象期が第1期である場合であって、離職日が当該支給対象期の初日から起算して 1か月以内に含まれる場合には、当該支給対象期について特困金を支給しない。

ロ 最低賃金特例の許可を受けている場合

事業主が対象労働者について最低賃金法第7条の許可を受けている場合は、当該終了時までに対象労働者に対して支払った労働に対する賃金を基に、0301ニにより支給額を算定する。

0303 支給対象期の途中で対象労働者の区分等が変更された場合

イ 原則

支給対象期の途中で対象労働者の区分が「短時間労働者以外の者」から「短時間労働者」に変更された場合には、0301への算定方法に準じて支給額を算定する。

なお、「支給対象期を構成する月」の途中で「短時間労働者以外の者」から「短時間労働者」に 区分変更が行われた場合には、当該月については「短時間労働者」の区分に対応した0301ロの支給 額を適用するものとする。

- ロ 支給対象期の途中で対象労働者が一般被保険者でなくなった場合
 - 一般被保険者でなくなった日の前日までの期間が属する月までを支給対象として、0301ハの算定 方法に準じて支給額の算定を行う。
- ハ 支給対象期の途中で対象労働者が最低賃金の減額の特例の許可を受けた場合、又は最低賃金の減額の特例に係る者でなくなった場合

支給対象期の途中で最低賃金の減額特例に係る取扱いが変更された場合には、変更前及び変更後のそれぞれの期間について、0302イの算定方法、又は0302ロの算定方法に準じて、それぞれ支給額を計算し、その額を合算することにより支給額の算定を行うこととする。

なお、「支給対象期を構成する月」の途中で、最低賃金の減額特例に係る取扱いが変更された場合には、当該月については最低賃金の減額特例に係る0301ニの支給額を適用するものとする。

0400 雇入登録

0400a 安定所の紹介により雇い入れられた対象労働者の雇入登録

0401a 対象労働者の雇入登録

安定所の紹介により対象労働者が事業所に雇い入れられたときは、職業紹介部門と連携の上、その労働者の採用事業所名、採用事業所の所在地を管轄する安定所、対象労働者としての区分、雇用年月日等の必要事項を把握し、「特定求職者雇用開発助成金(特定就職困難者雇用開発助成金)対象労働者雇入登録票(様式第1号)」(以下「雇入登録票」という。)により、当該対象労働者を紹介した安定所を管轄する都道府県労働局(以下「紹介地管轄労働局」という。)において、雇入れ日の属する月の翌月に対象労働者の雇入登録(以下「雇入登録」という。)を行う。

ただし、対象労働者がトライアル雇用労働者である場合は、事業主から提出される「トライアル雇用結果報告書兼トライアル雇用奨励金支給申請書(共通様式第2号)(以下「報告書兼支給申請書」という。)により、当該対象労働者が継続雇用に移行したことを確認してから、雇入登録を行うこととし、雇入登録票の備考欄には、トライアル雇用労働者である旨及び継続雇用前のトライアル雇用期間を記載する。

なお、継続雇用移行日については、事業主からの申し出、労働条件通知書又は雇用契約書の内容 から確認することとし、必要に応じ、報告書兼支給申請書等と照合することにより確認する。

0402a 対象労働者であることの確認

雇入登録を行う場合には、対象労働者に係る求人及び求職に係る情報が確認できるデータにより 対象労働者であることの確認を行う。

その際、職業紹介等において対象労働者が特困金の対象となる可能性があることを安定所から事業所に伝えることについて、当該対象労働者の同意(対象労働者自らが、特困金の対象となる可能性があることを事業所に告知する場合は、その告知の有無等の回答)が得られているか、また、その確認の結果が安定所において処理されているかを確認すること。

0403a 就職促進手当等の対象者であるか否か等の確認

- イ 雇対則第5条第1項に規定する職場適応訓練費の支給を受けている事業主が当該支給に係る職場適応訓練の対象者を雇い入れた場合には、特困金の支給が行われないものであるため(0205へ関係)、その旨を確認し、雇入登録票に記載する。
- ロ 1101①から⑦までのいずれかに該当する者については、当該1101①から⑦までのそれぞれの右欄に定める期間における雇対則第1条の4第1項に規定する就職促進手当(以下「就職促進手当」という。)又は雇対令第2条第1項に規定する訓練手当(以下「訓練手当」という。)の受給が可能であるため、対象労働者であることの確認に併せて、雇入れ日が当該期間に含まれるか否かにより就職促進手当等の受給の有無を確認し、その旨を雇入登録票に記載する。この確認は、求職票の記載内容に加え、中高年齢失業者等求職手帳等の記載内容により行う。

0404a 管轄労働局への通知

雇入登録を行った場合には、対象労働者を雇い入れた事業所の所在地を管轄する都道府県労働局 (以下「管轄労働局」という。)に対してシステムによりその旨通知する。また、同時に当該管轄 労働局に対象労働者に係る求人及び求職に係る情報が確認できるデータ(写)を送付する。

なお、雇入れに係る事業所が対象労働者を雇い入れる時点で、雇用保険適用事業所設置届を提出することにより事業所番号を取得していないときは、システムに雇入登録票の入力を行わず、関係書類を添えて管轄労働局に送付する。当該対象労働者に係る雇入登録は、雇入れに係る事業所より雇用保険被保険者資格取得届の提出に併せて雇用保険適用事業所設置に係る手続が行われた際、管轄労働局において行う。

0400b 運輸局の紹介により雇い入れられた対象労働者の雇入登録

0401b 対象労働者の職業紹介時の留意点

- イ 運輸局は求職の申込みを受理する際に、求職者から対象労働者である旨の申告を受けた場合は、 求職者票に記入すること。
- ロ 今後、対象労働者であることを求人者に明示して職業紹介を受けることを希望するか否かを確認し、確認した内容を求職票に記録すること。
- ハ 求職申込み時に対象労働者であることを証明する書類を所持している場合はその写しを取り、 求職票に添付し、保管しておくこと。
- ニ 求職申込み時に対象労働者であることを証明する書類を所持していない場合は、次回の職業 相談又は職業紹介時に持参するよう依頼し、その旨求職票へ記録しておくこと。
- ホ 職業相談又は職業紹介の際に対象労働者に該当することが判明した場合も同様の取扱いとすること。
- へ 求職票に口の記録がある者の職業紹介を行う際には、求人者へ制度の説明を行った上で対象 労働者であることを伝えること。なお、制度の説明に当たっては、対象労働者を雇用した場合 でも、事業主が要件を満たしていなければ支給対象事業主とならない旨を伝えること。
- ト 対象労働者であることを証明する書類は0602に定める対象労働者ごとに掲げる書類とすること。

0402b 対象労働者の雇入登録

運輸局の紹介により対象労働者が事業所に雇い入れられたときは、当該運輸局においては、その 労働者の採用事業所名、対象労働者としての区分、雇用年月日等の必要事項を雇入登録票に記入し た上で求人及び求職に係るデータ(写)を添付し、当該対象労働者を紹介した運輸局と管轄する地 域を同じくする紹介地管轄労働局に送付し、送付先の紹介地管轄労働局においては、雇入れ日の属 する月の翌月に雇入登録を行う。(なお、運輸局は、雇入登録票及び求人及び求職に係るデータ(写) を紹介地管轄労働局長の指揮監督する安定所長を経由して送付することができる。)

なお、事業主から紹介地以外の運輸局に採用の通知があった場合は、当該運輸局から紹介を行った運輸局へ連絡すること。

ただし、対象労働者がトライアル雇用労働者である場合は、事業主から提出される報告書兼支給申請書により、当該対象労働者が継続雇用に移行したことを確認してから、雇入登録を行うこととし、雇入登録票の備考欄には、トライアル雇用労働者である旨及び継続雇用前のトライアル雇用期間を記載する。

なお、継続雇用移行日については、事業主からの申し出、労働条件通知書又は雇用契約書の内容 から確認することとし、必要に応じ、報告書兼支給申請書等と照合することにより確認する。

0403b 紹介地管轄労働局における対象労働者であることの確認

紹介地管轄労働局において、雇入登録を行う場合には、対象労働者に係る求人及び求職に係る情報が確認できるデータにより対象労働者であることの確認を行う。

0404b 紹介地管轄労働局から管轄労働局への通知

紹介地管轄労働局において雇入登録を行った場合には、管轄労働局に対してシステムによりその 旨通知する。また、同時に当該管轄労働局に対象労働者に係る求人及び求職に係る情報が確認でき るデータ(写)を送付する。

なお、雇入れに係る事業所が対象労働者を雇い入れる時点で、雇用保険適用事業所設置届を提出することにより事業所番号を取得していないときは、システムに雇入登録票の入力を行わず、関係書類を添えて管轄労働局に送付する。当該対象労働者に係る雇入登録は、雇入れに係る事業所より雇用保険被保険者資格取得届の提出に併せて雇用保険適用事業所設置に係る手続が行われた際、管轄労働局において行う。

0400c 対象労働者雇入登録届の提出

0401c 概要

「雇用関係給付金の取扱いに係る同意書について」に基づく雇用関係給付金の取扱いに係る同意書の提出を行った有料・無料職業紹介事業者等(以下「対象有料・無料職業紹介事業者等」という。)が対象労働者について紹介を行い、当該対象労働者が雇用保険の適用事業の事業主に雇い入れられた場合には、当該対象有料・無料職業紹介事業者等の事業所の所在地を管轄する紹介地管轄労働局は、当該対象有料・無料職業紹介事業者等より「特定求職者雇用開発助成金対象労働者雇入登録届(様式第2号)」(以下「雇入登録届」という。)の提出を受けて雇入登録を行う。なお、当該対象有料・無料職業紹介事業者等は、当該提出を紹介地管轄労働局長の指揮監督する安定所長を経由して行うことができる。

0402c 対象労働者の範囲

0401cに規定する取扱いに係る対象労働者は、0202に掲げる対象労働者のうちイから力までに掲げるものである。

0403c 雇入登録届の提出

- イ 対象有料・無料職業紹介事業者等は、その紹介により0402cの対象労働者が当該紹介に係る事業 主に雇い入れられたときは、紹介地管轄労働局に雇入登録届を提出する。
- ロ 雇入登録届は、当該対象労働者が雇い入れられた日の後1か月以内に提出するものとする。
- ハ 紹介地管轄労働局は、雇入登録届の提出を受けた際には、所要の項目に記載が行われていることを確認するとともに、対象労働者の紹介を行った対象有料・無料職業紹介事業者等に対して、事業主が支給申請書に添付することとされている職業紹介証明書を発行しなければならないこととされている旨を伝える。

0404c 対象労働者が紹介により雇い入れられたこと等の確認

イ 対象有料・無料職業紹介事業者等からの提出であることの確認 紹介地管轄労働局は、雇入登録届の提出を受けた際には、対象有料・無料職業紹介事業者等から の提出であることを確認する。

ロ 対象労働者の確認

紹介地管轄労働局は、紹介を受け就職した者について、雇入登録届に記載された氏名、生年月日等に誤りのないことを確認するとともに、対象労働者に該当することが対象有料・無料職業紹介事業者等により証明されていることを確認する。

ハ 紹介により就職したことの確認

紹介地管轄労働局は、求人申込日、求職申込日、紹介日及び雇用年月日の記載に誤りのないことを確認するとともに、記載事項について誤りのない旨を対象有料・無料職業紹介事業者等が証明していることを確認する。

0405c 雇入登録及び管轄労働局への通知

紹介地管轄労働局は、提出された雇入登録届の記載内容の確認を行った後、当該雇入登録届をシ

ステムに入力することにより雇入登録を行う。これにより、管轄労働局に対してシステムによりその旨通知する。

なお、雇入れに係る事業所が対象労働者を雇い入れる時点で、雇用保険適用事業所設置届を提出することにより事業所番号を取得していないときは、提出された雇入登録届をシステムに入力せずに、管轄労働局に送付する。当該対象労働者に係る雇入登録届の入力は、雇入れに係る事業所より雇用保険被保険者資格取得届の提出に併せて雇用保険適用事業所設置に係る手続が行われた際、管轄労働局において行う。

0500 制度周知文・非該当案内の送付

0501 概要

対象労働者を雇い入れた事業主に対しては、雇入れ日時点における支給要件等の確認を行い、特困 金の支給対象となる事業主であること、支給要件のうち該当しないものがないことを確認して、管轄 労働局より制度周知文を送付する。

制度周知文の送付を行った事業主に対しては、「特定求職者雇用開発助成金(特定就職困難者雇用開発助成金)支給申請書(0601イに規定する第1期支給申請書及び特定求職者雇用開発助成金(特定就職困難者雇用開発助成金・高年齢者雇用開発特別奨励金・被災者雇用開発助成金)第2・3・4・5・6期支給申請書(以下「支給申請書」という。)を交付するとともに、支給申請書に添付することが必要な書類、支給申請期間等の必要事項を周知する。

また、対象労働者を雇い入れた事業主であっても、雇入れ日時点において特困金の支給対象とならない事業主又は当該対象労働者に関して支給要件のいずれかに該当しないことが明らかとなっている 事業主に対しては、必要に応じて非該当案内を送付する。

なお、対象労働者がトライアル雇用労働者の場合は、当該対象労働者が継続雇用に移行したことを確認してから、雇入れ日時点における支給要件等の確認を行い、特困金の支給対象となる事業主であること、支給要件のうち該当しないものがないことを確認して、管轄労働局より制度周知文を送付するとともに、第1期支給対象期の支給が行われないことを周知する。

0502 支給対象事業主の把握

- イ その管轄区域に所在する事業所に関して0400の雇入登録が行われた管轄労働局は、システムに 照会すること又は関係書類の送付を受けることにより、これを把握する。
- ロ また、事業所番号を取得していない事業所が対象労働者を雇い入れた旨の通知を受けた場合には、雇用保険担当部署と連携を図り、特困金の対象となり得るものについて管轄労働局において 雇入登録又は雇入登録届の入力を行う。

0503 支給対象事業主であるか否か及び支給要件の確認

雇入登録が行われた事業主について、制度周知文の送付に先立って、支給対象となる事業主に該当 しないもの及びその時点で既に支給要件を満たさない事業主でないことを確認する。

具体的には、システムにより、以下のいずれにも該当する事業主であることを確認する。

イ 紹介を受けた日に被保険者でないことの確認(0205ロ関係)

0205口に規定する重度障害者等及びチャレンジ雇用により雇用された者であって、短時間労働者以外の者として雇入れられた者以外の対象労働者を雇い入れる事業主については、紹介日に被保険者でなかったことを確認する。

ロ 対象労働者の雇入れ日前の期間における解雇等の有無(0201ロ関係)

対象労働者の雇入れ日の前日から起算して6か月前の日から確認を行う日までの期間に、被保 険者を解雇等しなかったことを確認する。

解雇等とは、労働者の責めに帰すべき理由による解雇及び天災その他やむを得ない理由により 事業の継続が不可能となったことによる解雇以外の解雇に勧奨退職等を加えたものであって、被 保険者の資格喪失確認の際に喪失原因「3」と判断されるものである。 ハ 対象労働者の雇入れ日前の期間における特定受給資格者数の確認(0201ハ関係)

0201ロの基準期間において、当該雇入れに係る事業所において、特定受給資格者となる離職理 由により離職した者として受給資格決定処理が行われたものの数を、当該事業所における当該雇 入れ日における被保険者数で除した割合が6%を超えている事業主以外の事業主であることを雇 用保険データにより確認する。

ただし、本取扱いは、次の(イ)から(ホ)までに掲げるいずれかの特定受給資格者となる離職理由 により離職した者には適用しないこととする。

- (イ) 雇保則第35条第4号に定める者となる離職理由
- (1) 雇保則第36条第1号に定める理由(災害等に限る。)
- (ハ) 雇保則第36条第7号に定める理由(雇保則第36条第1号に定めるものを除く。)
- (ニ) 雇保則第36条第7号の2に定める理由
- (本) 雇保則附則第3条に基づく特定受給資格者に関する暫定措置の対象となる雇保法第33条第 1項の正当な離職理由

この場合、雇用保険データでは、離職日が判定の対象となる期間にあり、かつ、当該期間に離職区分が1A又は3Aであるものとして受給資格決定処理がなされている者の数により算定する。

ニ 対象労働者を再び雇用等したものでないこと

対象労働者の雇入れ日の前日から起算して3年前の日から当該雇入れ日の前日までの間のいずれかの日において、被保険者として雇用したことのある者を、再び事業主が同一事業所に雇い入れる場合でないことを確認する。

ホ 対象労働者が職場適応訓練を受けたことのある者でないことの確認

対象労働者の雇入れ日の前日から起算して3年前から、当該雇入れ日の前日までの間において、 職場適応訓練を受け又は受けたことのある者を、当該職場適応訓練を行い又は行った事業主が雇 い入れる場合でないことを確認する。

この確認は、雇入登録の際に職場適応訓練の有無について確認し、システムにその旨が入力されることとなるので、これに応じて確認を行う。

へ 支給対象期が第1期である場合であって、離職日が当該支給対象期の初日から起算して1か月 以内に含まれる場合に、当該支給対象期について特困金は支給しないことの確認

この確認は、雇用保険データ及び事業主に対し離職の有無を確認することにより行う。

0504 制度周知文・非該当案内の送付及び支給申請書の交付

0503のいずれにも該当する事業主に対して制度周知文を送付し、支給申請書を交付する。また、0503のいずれかに該当しない事業主に対しては、必要に応じて該当しない理由を記載した非該当案内を送付する。

制度周知文及び非該当案内は、原則として、0503の確認を行った際にシステムにより印字されるものを使用することにより送付することとし、「事業所宛名シール」を活用して行う。

0505 支給申請期間及び支給申請手続の案内

0504において制度周知文を送付する事業主に対しては、支給申請期間、支給申請に当たって添付すべき書類(0600参照)、支給申請書の記載方法について周知するとともに、事前に特困金の支給決定に係る主な要件のほか、賃金台帳等に基本賃金とその他の諸手当とを区分して記載すること、対象労

働者についての出勤状況及び賃金の支払状況を明らかにする書類及び事業所の労働者の離職状況を明らかにする労働者名簿等の書類を整備し、保管すること等について事前に指導を行う。また、特困金に係る提出書類には、対象労働者の氏名、生年月日、住所等の個人情報が含まれることから、事業主が個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)第2条第3項に規定する個人情報取扱事業者である場合には、同法にのっとって個人情報を取り扱うよう注意喚起すること。

具体的には、制度周知文に所要の事項を記載し、「特定求職者雇用開発助成金の申請にあたって」 (リーフレット)を併せて送付すること等により行う。

0506 制度周知文及び非該当案内送付事業所の把握等

- イ 管轄労働局は、システムにより制度周知文及び非該当案内を送付した事業所を把握する。
- ロ 制度周知文の送付に係る事業所に対して支給申請期間前に、又は必要な手続を行っていない事業所について支給申請期間中に、必要に応じて当該一覧を活用し、申請案内を送付する等により支給申請期間内に手続すべきことを通知することができる。

0507 第2期、第3期、第4期、第5期又は第6期の支給申請期間の周知

第2期、第3期、第4期、第5期又は第6期の特困金の支給申請期間の周知は、第1期、第2期、 第3期、第4期又は第5期の特困金の支給決定通知書の送付に合わせて行う。また、第1期の支給申 請期間中と同様に、必要に応じて、申請案内を送付等する。

0600 支給申請

0601 支給申請書の提出

イ 原則

特困金の支給を受けようとする事業主は、特困金の支給の対象となる対象労働者に係る支給対象期が経過するごとに、当該支給対象期分の特困金について、当該支給対象期の末日の翌日から起算して2か月以内に、「特定求職者雇用開発助成金(特定就職困難者雇用開発助成金・高年齢者雇用開発特別奨励金・被災者雇用開発助成金)第1期支給申請書(様式第3号)」(以下「第1期支給申請書」という。)又は「特定求職者雇用開発助成金(特定就職困難者雇用開発助成金・高年齢者雇用開発特別奨励金・被災者雇用開発助成金)第2・3・4・5・6期支給申請書(様式第4号)」のいずれかを管轄労働局長に提出しなければならない。

なお、第1期の支給申請を行っていない事業主が、第2期以降の支給申請を行う場合は、雇入 れ日時点で支給要件を満たしているかの確認が必要であることから、支給申請が初回である場合 に限って第1期支給申請書を提出することとする(対象労働者がトライアル雇用労働者の場合も 同様。)。

ロ 他の助成金等の支給対象事業主の取扱い

併給調整 (0206参照) の対象となる他の助成金等を選択し、支給申請したものの支給決定に至らなかった場合は、それが初回の支給申請であるものに限り特困金の支給を受けることができることとするが、この場合において特困金の支給を受けようとする事業主は、通常の場合と同様に、特困金の第1期の支給申請を行わなければならない。

ただし、既に支給対象期を経過している場合については、支給決定に至らなかったと事業主が 知ったことを管轄労働局が確認した日の翌日から起算して2か月以内に特困金の第1期の支給申 請を行わなければならない。

0602 添付書類等

支給申請書を提出する事業主は、支給・不支給の決定に係る審査に管轄労働局長が必要と認める書類等を管轄労働局の求めに応じ提出又は提示しなければならない。

ただし、イ(イ)の書類に関して、支給申請時点において、賃金支払日が到達していない支給対象期における労働に対する賃金がある場合には、賃金支払日が到達しているものであって、支払が完了した賃金のみが記載された賃金台帳(又はその写し)を、支給申請時に提出又は提示して差し支えないこととする。

この場合において、不足分の賃金台帳(又はその写し)は、賃金支払日が到達し、実際に支払いが 完了した後、速やかに提出又は提示することができることとする。

また、イ(チ)の書類については、当該雇入れに係る事業所において、対象労働者の雇入れ日よりも前に高奨金の支給決定の対象となったもののうち、確認日Aが基準期間内にあるものが5人未満であることがシステム等により確認できる場合は、提出を不要とすることができることとする。

イ 必須の添付書類

- (4) 対象労働者の労働時間及び対象労働者に対して支払われた労働に対する賃金が手当ごとに区分 された賃金台帳又はその写し
- (ロ) 雇入れ日の属する月及び支給対象期における対象労働者の出勤状況が日ごとに明らかにされた

出勤簿等又はその写し

- (ハ) 次表に掲げる雇入れ日において対象労働者であることを証明する書類
- (二) 雇用契約書又は雇入れ通知書(船員法第32条の規定により船員に対して明示しなければならない書面を含む。) の写し
- (ホ) 「対象労働者雇用状況等申立書(様式第5号困)」(以下「申立書」という。)
- (^) (有料・無料職業紹介事業者等の紹介により対象労働者を雇い入れた事業主の場合) 有料・無料職業紹介事業者等の発行した職業紹介証明書
- (上) 支給要件確認申立書(共通要領様式第1号)
- (升) 「特定求職者雇用開発助成金(高年齢者雇用開発特別奨励金)離職割合要件確認書(様式第8 号)」
- ロ 必要に応じて支給申請書に添付する書類
 - (イ) 事業所を離職した常用労働者の氏名、離職年月日、離職理由等が明らかにされた労働者名簿等の書類又はその写し
 - (中) 就業規則、賃金規定等
 - (ハ) 最低賃金法第7条の最低賃金の減額の特例の許可を受けたことを示す書類
 - (二) 中小企業事業主であるか否かを確認するための書類 例えば、登記事項証明書、資本金、労働者数等を記載した資料、事業内容を記載した書類等
 - (本) 「特定求職者雇用開発助成金(特定就職困難者雇用開発助成金)離職割合除外申立書①(雇入れ1年後)(様式第7号1)」、「特定求職者雇用開発助成金(特定就職困難者雇用開発助成金)離職割合除外申立書②(助成期間1年後)(様式第7号2)」、「特定求職者雇用開発助成金(被災者雇用開発助成金)離職割合除外申立書(様式第9号)」、「特定求職者雇用開発助成金離職割合除外申立書(就労継続支援A型事業)(様式第10号)」
 - (^) 総勘定元帳
 - (ト) その他管轄労働局長が必要と認める書類

① 6 0 歳以上の者	住民基本台帳により作成された官公署の発行する書類であって対象労働者の氏名及
	び年齢が確認できるもの。(住民票の写し、運転免許証の写し 等)
②身体障害者	身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号。以下同じ。)第15条第4項の規定
	に基づき交付を受けた身体障害者手帳(写)であって対象労働者の氏名、年齢及び障害
	の程度が確認できるもの
	なお、身体障害者手帳を所持しない者は、当分の間、次のイ及び口による医師の診断
	書・意見書(写)であって対象労働者の氏名、年齢及び障害の程度が確認できるもの
	イ 身体障害者福祉法第15条の規定により都道府県知事の定める医師(以下「指定医
	」という。)又は労働安全衛生法(昭和47年法律第57号。以下同じ。)第13条
	に規定する産業医による障害者雇用促進法別表に掲げる身体障害を有する旨の診断書
	・意見書(ただし、心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう若しくは直腸、小腸又はヒト免
	疫不全ウイルスによる免疫の機能の障害については、当分の間、指定医によるものに
	限る。)を受けること
	ロ イの診断書は、障害の種類及び程度並びに障害者雇用促進法別表に掲げる障害に該
	当する旨を記載したものとすること

③重度身体障害者	身体障害者手帳(写)であって、対象労働者の氏名、年齢及び障害の程度が確認でき
© <u> </u>	るもの。なお、身体障害者手帳を所持しない者は「②身体障害者」と同様に取り扱う。
④知的障害者	児童相談所、知的障害者更生相談所、精神保健福祉センター、精神保健指定医又は障
© / 1 T	害者職業センターの判定書(対象労働者の知能指数及び身辺処理能力に関する意見を記
	入したものをいう。) (写) 又は所得税法施行令(昭和40年政令第96号。以下同じ
	。)第31条の2第17号に規定する療育手帳(写)(以下同じ。)であって対象労働
	者の氏名、年齢及び障害の程度が確認できるもの
⑤ 重度知的障害者	児童相談所、知的障害者更生相談所、精神保健福祉センター、精神保健指定医又は障
●重及AHIJ降日日	害者職業センターの判定書(対象労働者の知能指数及び身辺処理能力に関する意見を記
	入したものをいう。) (写) 又は療育手帳(写) であって、対象労働者の氏名、年齢及
	び障害の程度が確認できるもの
② 集 抽 陪 字 老	
⑥精神障害者	精神保健福祉法第45条第2項の規定に基づき、交付を受けた精神障害者保健福祉手帳(写)及は主治医の音見書であって計算が働者の氏々が確認できます。
○ □ フ ウ皮 ○ □ 炊	帳 (写) 又は主治医の意見書であって対象労働者の氏名が確認できるもの
⑦母子家庭の母等	以下のいずれかに該当する書類その他の対象労働者の氏名及び母子家庭の母等である
	ことが確認できるもの。
	・国民年金法(昭和34年法律第141号。以下同じ。)に基づき、遺族基礎年金の給
	付を受けている者が所持する国民年金証書(写)
	・児童扶養手当法に基づき児童扶養手当の支給を受けていることを証する書類(写)
	・母子父子寡婦福祉法に基づき、母子福祉資金貸付金の貸付を受けている者が所持する
	貸付決定通知書(写)
	・日本国有鉄道改革法(昭和61年法律第87号。以下同じ。)第6条第2項に規定す
	る旅客鉄道株式会社の通勤定期乗車券の特別割引制度に基づき市区町村長又は社会福
	祉事務所長が発行する特定者資格証明書(写)
	・市区町村長、社会福祉事務所(社会福祉法(昭和26年法律第45号。以下同じ。)
	第3章に規定する福祉に関する事務所をいう。以下同じ。)長、民生委員等が母子家庭
	の母等であることを証明する書類 (写)
⑧父子家庭の父	以下のいずれかに該当する書類その他の対象労働者の氏名及び父子家庭の父である
	ことが確認できるもの
	・児童扶養手当法に基づき、児童扶養手当の支給を受けていることを証する書類(写)
	・日本国有鉄道改革法第6条第2項に規定する旅客鉄道株式会社の通勤定期乗車券の特
	別割引制度に基づき、市区町村長又は社会福祉事務所長が発行する特定者資格証明書
	(写)
	・市区町村長、社会福祉事務所長が児童扶養手当の支給を受けている父子家庭の父であ
	ることを証明する書類(写)
⑨中国残留邦人等永住	以下のいずれかに該当する書類であって対象労働者の氏名及び本邦に永住帰国した日
帰国者	が確認できるもの
	・厚生労働大臣による中国残留邦人等支援法第7条に規定する自立支度金の支給決定通
	知書 (写)
	・厚生労働省社会・援護局長による永住帰国者証明書(写)

	・各都道府県援護主管課(部)長による中国残留邦人等永住帰国者に準ずる者であることの証明書(写)
⑩北朝鮮帰国被害者等	以下のいずれかに該当する書類であって対象労働者の氏名及び本邦に永住する意思を 決定した日が確認できるもの
	・内閣総理大臣による北朝鮮拉致被害者等支援法第5条第1項に規定する拉致被害者等 給付金の支給決定通知書(写)
	・内閣総理大臣による北朝鮮拉致被害者等支援法第5条第2項に規定する滞在援助金の 支給決定通知書(写)
⑪駐留軍関係離職者	駐留軍関係離職者等臨時措置法第6条第1項に規定する就職指導票(写)であって対象労働者の氏名及び年齢が確認できるもの
⑫沖縄失業者求職手帳 所持者	沖縄失業者求職手帳(写)であって対象労働者の氏名及び年齢が確認できるもの
③漁業離職者求職手帳 所持者	漁臨法漁業離職者求職手帳(写)であって、対象労働者の氏名及び年齢が確認できるも の
④手帳所持者である漁業離職者等	省令漁業離職者求職手帳(写)であって、対象労働者の氏名及び年齢が確認できるもの
⑤一般旅客定期航路事 業等離職者求職手帳 所持者	一般旅客定期航路事業等離職者求職手帳(写)であって、対象労働者の氏名及び年齢 が確認できるもの
16港湾運送事業離職者	港湾運送事業離職者求職手帳(写)であって、対象労働者の氏名及び年齢が確認できるもの

0700 支給要件の確認

0701 概要

支給申請書の提出を受けた管轄労働局においては、システムで支給申請書を受理し、特に、次の点に留意して支給要件の判定を行い、その結果をシステムに入力する。

支給要件の判定においては、支給申請書記載事項の確認、対象事業主に該当するか否か及び不支給 要件に該当するか否かの判定並びに中小企業事業主に該当するか否か等の支給額の算定に係る事項の 確認を行う。

支給要件を満たすものと判断されたものについて、さらに特困金を支給することが適切な事業主であるか否かを審査した上で、支給又は不支給の決定を行う。また、支給要件を満たさないものと判定されたものについては、これに基づいて不支給決定を行う。

0702 対象事業主に該当することの確認

イ 対象労働者であることの確認 (0201イ、0202関係)

支給申請書と併せて提出又は提示された対象労働者であることを証明する書類(0602参照)により確認する。この確認は第1期支給申請書を受理した時点で行う。

ただし、第1期支給申請書を受理した時点で不明な点がある場合には、必要な書類の提出若しくは提示を求め、又は必要な調査を行うこと。

- ロ 安定所等の紹介による雇入れであることの確認 (0201イ、0400a、0400c関係) システムの支給要件判定照会処理により確認する。
- ハ 一般被保険者として雇い入れられたことの確認 (0201イ関係) システムの支給要件判定照会処理により確認する。
- ニ 対象労働者の雇用継続の確認 (0201イ関係)

事業主が対象労働者を一般被保険者又は雇保法第37条の2第1項に規定する高年齢継続被保険者として継続雇用することが確実であるか否かについて、雇用契約書又は雇入れ通知書の写し及び事業主からの申立書の記載内容により確認する。その際、事業主の属する業種、過去における雇用の実績、対象労働者の従事している職務の内容等に留意する。

そして、必要に応じて事業主からの事情聴取、実地調査等を行う。この場合において、当該事業主の過去における雇用の実績等から判断して対象労働者の雇用継続の確実性について問題があると認められるときは、特に慎重な審査を行うものとする。

また、トライアル雇用労働者が継続雇用に移行した場合、移行後の労働条件等により確認を行うものとする。

ホ 労働者を解雇等していないことの確認(0201ロ関係)

基準期間に、被保険者を解雇等しなかったことをシステムの支給要件判定照会により確認する。 解雇等とは、労働者の責めに帰すべき理由による解雇、天災その他やむを得ない理由により事業の継続が不可能となったことによる解雇以外の解雇に勧奨退職等を加えたものであって、被保険者の資格喪失確認の際に喪失原因「3」と判断されるものである。

今 特定受給資格者となる理由による離職が一定以上でないことの確認(0201ハ関係)

基準期間において、当該雇入れに係る事業所の被保険者を、当該雇入れ日における当該事業所の被保険者数の6%に相当する数を超えて、特定受給資格者と判断される離職理由により離職さ

せている事業主に該当しないことをシステムの支給要件判定照会により確認する。

この場合、雇用保険データでは、算定の対象となる特定受給資格者とは、離職日が判定の対象となる期間にあり、かつ、当該期間に離職区分が1A又は3Aであるものとして受給資格決定処理がなされている者である。

ト 対象労働者の雇入れ日よりも前に支給決定の対象となった者の離職割合の確認 (0201二、0201 ホ、0201へ、0201ト関係)

(イ)原則

- a 当該雇入れに係る事業所において、対象労働者の雇入れ日よりも前に特困金の支給決定の対象となった者のうち、確認日Aが基準期間内にある者が5人以上いる場合であって、それらの者が、確認日Aの時点で離職している割合が50%を超えていない事業主であることを、システムの支給要件判定照会処理により確認する。
- b 当該雇入れに係る事業所において、対象労働者の雇入れ日よりも前に特困金の支給決定の対象となった者のうち、確認日Bが基準期間内にある者が5人以上いる場合であって、それらの者が、確認日Bの時点で離職している割合が50%を超えていない事業主であることを、システムの支給要件判定照会処理により確認する。
- c 当該雇入れに係る事業所において、対象労働者の雇入れ日よりも前に高奨金の支給決定の対象となった者のうち、確認日Aが基準期間内にある者が5人以上いる場合であって、それらの者が、確認日Aの時点で離職した割合が50%を超えていない事業主であることを、支給申請書と併せて提出される「特定求職者雇用開発助成金(高年齢者雇用開発特別奨励金)離職割合要件確認書(様式第8号)」又はシステムの支給要件判定照会処理により確認する。
- d 当該雇入れに係る事業所において、対象労働者の雇入れ日よりも前に被開金の支給決定の対象となった者のうち、確認日Aが基準期間内にある者が5人以上いる場合であって、それらの者が、確認日Aの時点で離職している割合が50%を超えていない事業主であることを、システムの支給要件判定照会処理により確認する。

(ロ)特別の理由による離職者の除外

(イ)の確認の結果、(イ) a、b及びdのいずれかにおいて離職割合が50%を超えていることを確認した場合には、特別の理由による離職者 (0201=(イ)から(ハ)に掲げる理由により離職した者) を、離職割合算出における離職者から除外した上で、再確認を行うものとする。

0201年(イ)に該当する者の確認は、「特定求職者雇用開発助成金(特定就職困難者雇用開発助成金)離職割合除外申立書①(雇入れ1年後)(様式第7号1)」、「特定求職者雇用開発助成金(特定就職困難者雇用開発助成金)離職割合除外申立書②(助成期間1年後)(様式第7号2)」、「特定求職者雇用開発助成金(被災者雇用開発助成金)離職割合除外申立書(様式第9号)」のいずれかにおいて確認する。

0201ニ(p)に該当する者の確認は、雇用保険データ又はシステムの支給要件判定照会処理において確認する。

0201ニ(ハ)に該当する者の確認は、「特定求職者雇用開発助成金離職割合除外申立書(就労継続支援A型事業) (様式第10号) 」によって確認する。

また、必要に応じて、事業所に対する事情聴取や、当該事業主における雇用保険の資格喪失に関する関係書類等により確認を行うこととするが、事業主より、予め、特別の理由による離職に該当する者がいない旨の確認が取れている場合については、改めてこれらの確認を行う必要はない。

チ 対象労働者を雇い入れた事業所において必要書類を整備、保管していることの確認 (0201チ 関係)

支給申請書を受理する際に行い、事業主に対して必要な指導を行う。

0703 不支給要件に該当しないことの確認

イ 安定所等の紹介以前に雇用の内定がなかったことの確認(0205イ関係)

申立書により事業主から当該雇用の内定がなかったことについて申立を行わせるとともに、安 定所又は運輸局の関係部門への確認を行う。

その上、必要に応じて管轄労働局及び安定所又は運輸局の関係部門間との連携により、求人申 込日、求職申込日、紹介日及び採用決定日がそれぞれ近接していないかを確認すること。また、 必要な場合には、対象労働者からの事情聴取等も併せて行うこと。

- ロ 対象労働者の雇入れ日の前日から起算して3年前の日から、当該雇入れ日の前日までの間のいずれかの日に、以下のいずれかに該当する対象労働者を当該雇入れに係る事業所が雇い入れる場合でないことの確認(0205ハ関係)
 - (イ) 当該雇入れに係る事業所と雇用、請負、委任の関係にあった対象労働者、又は出向、派遣、 請負、委任の関係により当該雇入れに係る事業所において就労したことがある対象労働者
 - (p) 当該雇入れに係る事業所において、通算して3か月を超えて訓練・実習等を受講等したことがある対象労働者
- ハ 対象労働者の雇入れ日の前日から起算して1年前の日から当該雇入れ日の前日までの間のいずれかの日に、当該対象労働者と雇用、請負、委任の関係にあった事業主、出向、派遣、請負、委任の関係により当該対象労働者を事業所において就労させたことがある事業主、当該対象労働者が通算して3か月を超えて受講等したことがある訓練・実習等を行っていた事業主と、以下のいずれかに該当する等、資本的・経済的・組織的関連性等からみて密接な関係にある事業主が雇い入れる場合でないことの確認(0205 ニ関係)
 - (4) 雇入れ日において、他の事業主の総株主又は総社員の議決権の過半数を有する事業主を親会 社、当該他の事業主を子会社とする場合における、親会社又は子会社であること。
 - (n) 取締役会の構成員について、代表取締役が同一人物であること、又は取締役を兼務している ものがいずれかの取締役会の過半数を占めていること。

この確認については、事業主の提出した申立書の記載及びシステムの支給要件判定照会により、これに該当しないことを確認する。

その上、必要に応じて出勤簿等、労働者名簿等の書類、総勘定元帳等の管轄労働局長が必要と 認める書類又は事業主からの事情聴取により確認すること。また、必要な場合には、対象労働者 からの事情聴取等も併せて行うこと。

ニ 対象労働者が雇入れに係る事業所の事業主又は取締役の3親等以内の親族でないことの確認 (0205ホ関係)

申立書により該当の有無の確認を行うこととし、関係性が疑わしい場合には、必要に応じ、対象労働者からの事情聴取等も行うこと。

- ホ 支給対象期における対象労働者の労働に対する賃金を、支払期日を超えて支払っていない事業 主でないことの確認(0205ト関係)
 - (イ) 原則

支給申請時に併せて提出又は提示される賃金台帳等(又はその写しを含む。)により、支給

申請時点において対象労働者の労働に対する賃金が支払期日までに支払われていることを確認することとし、0602但書に該当する場合は不足書類の提出時点においても同様に確認を行うこと。

(1) 労働に対する賃金が支払期日までに支払われていない場合

労働に対する賃金が支払期日までに支払われていない場合には、支給要件判定を保留し当該 賃金の支払いを行うよう事業主を指導し、支給対象期における賃金の最終の支払期日から1か 月以内に支払われない場合には不支給要件に該当するものとする。

へ 安定所等の紹介時点と異なる条件で雇入れた場合で、対象労働者に対し労働条件に関する不利 益又は違法行為があり、かつ、当該対象労働者から求人条件が異なることについての申出があったものでないことの確認(0205チ関係)

対象労働者から求人条件と異なる条件で雇用されている旨の申出があった場合に必要な調査を 行うこととし、支給申請書の対象労働者の署名・押印欄から判断し必要なものについて、申出内 容を聴取する。申出内容の聴取に当たっては、具体的な労働条件を聴取し、これに係る客観的な 証拠の提示を求める。

労働条件の不利益又は違法行為があったことの認定に当たっては、賃金額、労働時間又は休日に関して、雇入れ前に事業主より示された求人条件と雇入れ後の労働条件が著しく異なっていること、雇入れ後の労働条件が労働関係法令に違反するものであること等を確認する。

ト 高年齢者雇用確保措置を講じていないことにより、当該確保措置を講ずべきことの勧告を受けていないことの確認 (0205リ関係)

支給申請を行った事業主について、当該申請のあった日までに高年齢者雇用安定法に基づき、 「高年齢者雇用確保措置の実施に関する勧告書」が発出されていないか確認する。なお、当該勧 告書が発出されていた場合であって、当該事業所において適切な確保措置が講じられた場合、そ の後における支給申請については不支給要件に該当しない。勧告の有無等について疑義がある場 合には、必要に応じて他都道府県労働局の関係部門への確認を行う。

0704 支給額の算定に係る事項等の確認

イ 中小企業事業主であるかどうかの確認(0301ロ関係)

第1期支給申請書の「申請事業主」に記載された事項から、事業主が中小企業事業主であるか 否か確認することとし、必要に応じ、事業主の各事業所の所在地、対象労働者を雇い入れた日に おける資本の額又は出資の総額及び常時雇用する労働者の数に関する資料、事業内容を示すパン フレット等の提出を求めるものとする。

なお、資本金等の額及び常時雇用する労働者の数については、「第1 共通要領」0502により確認することとする。

ロ 対象労働者の区分の確認(0301ロ関係、0303イ関係、0303ロ関係)

雇用契約書(又はその写し)又は雇入れ通知書(又はその写し)により、1週間の所定労働時間を確認し、対象労働者の区分が短時間労働者となっていないか等を確認する。この際、雇入れ時点の労働条件から、1週間の所定労働時間が変更されている可能性がある場合には、事業主に雇用契約が変更されているか否かを確認するため、必要に応じ事業主に関係書類を提出させ、1週間の所定労働時間を確認する。

この確認により、支給対象期の途中で対象労働者の区分が変更されていることを確認した場合は、0303イの適用により支給額を算定するものとする。

また、支給対象期の途中で対象労働者が一般被保険者でなくなっていることを確認した場合には、0303ロの適用により支給額を算定するものとする。

ハ 対象労働者の労働時間の確認 (0301ロ関係、0301ハ関係)

上記ロにより、支給対象期において対象労働者の区分が変更されていないこと及び被保険者であることを確認した後、雇用契約書(又はその写し)又は雇入れ通知書(又はその写し)、賃金台帳(又はその写し)及び出勤簿等(又はその写し)などの書類から、支給対象期における対象労働者の実労働時間の合計を把握する。その後、0301イの規定により支給額を算定する。

ニ 対象労働者の労働に対する賃金の確認 (0301ロ関係)

(イ) 原則

支給額の算定にあたっては、支給対象期における労働に対する賃金が、0301ロの(表-2)に該当する支給額を上回っているか、支給申請時に提出のあった賃金台帳(又はその写し)及び出勤簿等(又はその写し)の書類により確認する。

(ロ) 労働に対する賃金が0301ロに定める支給額を下回っている場合の取扱い

労働に対する賃金が0301ロの(表-2)に定める支給額を下回っている場合には、0301ロ但書の 規定により、事業主が支払った支給対象期の労働に対する賃金の額を上限額として支給する。

なお、労働に対する賃金が0301口に定める支給額を下回っている場合であって、0602但書の規定により、後日提出された賃金台帳等(又はその写し)がある場合は、当該賃金台帳等に記載された賃金の額を加算の上、労働に対する賃金の総額を算出して支給額と比較する。

ホ 対象労働者が最低賃金の減額の特例に係る者であるか等の確認(0301二関係)

該当の有無を申立書により確認するとともに、労働に対する賃金の額が低い者については、必要に応じて当該許可を受けた旨を示す書類を提出させて確認する。

なお、賃金の額の確認については、上記ニと同様に、支給対象期における労働に対する賃金により支給額を算定することとなる。

へ 対象労働者の雇用状態の確認 (0204 ロ関係)

対象労働者の雇用実績並びに0204(表-1)に定める助成対象期間が経過する日前に、当該対象 労働者が雇用されなくなった場合における離職日及びその理由については、支給申請書の記載事 項又は申立書の記載により確認する。ただし、確認が困難なときは、必要な書類の提出又は提示 を求めるとともに事業主から事情聴取を行い、又は必要な調査を行う。

0705 システムへの入力

0702、0703及び0704により支給要件の判定を行った後、これらの項目ごとに判定の結果をシステムに入力する。

0800 支給決定

0801 概要

管轄労働局長は、支給要件を満たすものと判定された事業主について、特困金を支給することが適切であるか否かを判断して支給決定を行う。

当該決定に当たり、0300により支給額の算定を行う。

0802 支給額の算定

所要事項が記載された支給申請書をシステムに入力することにより支給額の算定を行う。

0803 支給決定に係る事務処理

管轄労働局長は、支給申請書の記載欄に所要事項を記入し、特困金の支給又は不支給を決定したときは、システムで支給・不支給決定処理をした後、事業主に対し、当該処理後に出力される特定求職者雇用開発助成金(特定就職困難者雇用開発助成金)第1期支給決定通知書、第2期支給決定通知書、第3期支給決定通知書、第4期支給決定通知書、第5期支給決定通知書又は第6期決定通知書のいずれかにより通知するものとする(不支給の決定処理をした場合は、それぞれ支給決定通知書を不支給決定通知書と読み替えるものとする)。

0804 特困金の経理

特困金の経理については、次のイ又はロに掲げる対象労働者の区分に応じて、それぞれイ又はロに 定める経理要領によるものとする。

- イ 就職促進手当等支給対象者
 - 国が支給する職業転換給付金等経理要領(昭和56年6月8日付け職発第320号)
- ロ 就職促進手当等支給対象者以外の者

雇用安定等給付金経理要領(平成15年2月14日付け職発第0214002号)

0900 返還

0901 返還

最終の支給対象期が経過する前に対象労働者を雇用しなくなった場合(次のイからホまでのいずれかに該当する場合を除く。)には、支給した特困金を返還させる。

- イ 対象労働者の責めに帰すべき理由による解雇
- ロ 対象労働者の都合による退職
- ハ 対象労働者の死亡(事業主の責めに帰すべき理由による場合を除く。)
- ニ 天災その他やむを得ない理由により、事業の継続が不可能となったことによる解雇
- ホ 雇用契約期間が2年以上(ただし0204イ(ハ)の者にあっては3年以上)継続した場合で、契約期間の満了による離職(当該離職日において、対象労働者の年齢が65歳以上に達している場合に限る。)

1000 確認請求

1001 離職割合要件の確認に係る事業主からの照会手続

事業主から、0201二、ホ、へ及びトの離職割合の算定対象となっている者について、照会があった場合には、次の手続きにより、対応するものとする。

- イ 照会を行う事業主は、「特定求職者雇用開発助成金照会結果(離職率算定対象となる対象者一覧 表) 交付申請書(様式第11号)」を、管轄労働局に提出する。
- ロ イの交付申請書を受理した管轄労働局においては、以下のいずれかの方法による確認をした上で、 助成金支給番号又は事業所番号及び雇入れ年月日に基づき、当該事業所に係る「特定求職者雇用開 発助成金照会結果(離職率算定対象となる対象者一覧表:交付用)」を出力し、当該事業主に交付 する。

ただし、提出された交付申請書の記載内容等からみて、当該交付申請書が真正なものであること について不審な点がある場合についてのみ確認を行えば足りるものとする。

- (イ) 当該交付申請書に押印された事業主(代理人)印と、雇用保険事業所設置届に押印された事業主 (代理人)印影の照合
- (n) 交付申請書と併せて、登記事項証明書又は事業所の実在を確認することが出来る客観的な資料 (事業許可証、工事契約書、不動産契約書、源泉徴収票、社会保険適用関係書類等、事業主が一方 的に作成した書類でないもの)を提出させ、交付申請書の記載内容と相違ないことの確認

1100 雑則

1101 財源区分

安定所の紹介により対象労働者を雇い入れた事業主に対して支給する特困金の財源は、次のイ又は ロに掲げる対象労働者の区分に応じて、それぞれイ又はロに定める会計が負担する。また、運輸局又 は有料・無料職業紹介事業者等の紹介に係る特困金の財源は、労働保険特別会計雇用勘定が負担する。

- イ 就職促進手当等支給対象者
 - 一般会計
- ロ 就職促進手当等支給対象者以外の者 労働保険特別会計雇用勘定

この場合において「就職促進手当等支給対象者」とは、次の表の左欄に掲げる者であって、当該左欄の区分に応じてそれぞれ右欄に定める期間内にあるものとする。

ただし、雇保法第15条第1項に規定する受給資格者、同法第39条第2項に規定する特例受給資格者、同法第56条の3第1項第2号に規定する日雇受給資格者については、それぞれの受給資格を有する期間は、当該右欄に定める期間から除くものとする。

① 就職促進手当又は訓練手当の支給を受	○ 中高年齢失業者等求職手帳(高年齢者雇用安定法第2
け又は受けることができる以下の者	0条に規定する中高年齢失業者等求職手帳をいう。以下
・ 6 0 歳以上の者	同じ。)の有効期間
・身体障害者	○ 公共職業訓練(職業能力開発促進法(昭和44年法律
• 知的障害者	第64号)第20条に規定する公共職業訓練をいう。以
• 精神障害者	下同じ。)の受講指示日から指示された公共職業訓練が
・母子家庭の母等	開始される日の前日までの期間又は安定所長の指示によ
・父子家庭の父	り公共職業訓練若しくは職場適応訓練を受けるものとさ
· 中国残留邦人等永住帰国者	れている期間
・北朝鮮帰国被害者等	
・その他の就職困難者	
② 駐留軍関係離職者	○ 駐留軍関係離職者等臨時措置法第10条の2第1項又
	は第2項の規定による認定を受けた日から当該認定が効
	力を失うまでの期間
③ 沖縄失業者求職手帳所持者	○ 沖縄失業者求職手帳の有効期間
④ 漁業離職者求職手帳所持者	○ 漁臨法第2条第2項の離職の日の翌日から起算して2
	年に当該離職した者に係る雇用保険法第22条第1項に
	規定する所定給付日数(同法第24条から第27条まで
	の規定による当該所定給付日数を超える雇用保険法第1
	0条第2項第1号の基本手当(以下「基本手当」という。)
	の支給(以下この④において「延長給付」という。)が
	行われた場合にあっては、当該所定給付日数に当該延長
	給付の日数を加えた日数)を加えた期間
	○ 公共職業訓練の受講を指示された日から指示された公

	共職業訓練が開始される日の前日までの期間		
	○ 安定所長の指示により公共職業訓練若しくは職場適応		
	訓練を受けるものとされている期間		
⑤ 手帳所持者である漁業離職者等	○ 省令漁業離職者求職手帳の有効期間		
⑥ 一般旅客定期航路事業等離職者求職手	○ 本四連絡橋特別措置法第2条第6号の離職の日の翌日		
帳所持者	から起算して2年に当該離職した者に係る雇保法第22		
	条第1項に規定する所定給付日数(同法第24条から第		
	27条までの規定による当該所定給付日数を超える雇用		
	保険法第10条第2項第1号の基本手当(以下「基本手		
	当」という。)の支給(以下この⑥において「延長給付」		
	という。)が行われた場合にあっては、当該所定給付日		
	数に当該延長給付の日数を加えた日数) を加えた期間		
	○ 公共職業訓練の受講を指示された日から指示された公		
	共職業訓練が開始される日までの期間		
	○ 安定所長の指示により公共職業訓練若しくは職場適応		
	訓練を受けるものとされている期間		
⑦ 港湾運送事業離職者	○ 雇対則第1条の4第1項第6号の離職の日の翌日から		
	起算して2年に当該離職した者に係る雇保法第22条第		
	1項に規定する所定給付日数(同第24条から第27条		
	までの規定による当該所定給付日数を超える基本手当の		
	支給(以下この⑦において「延長給付」という。)が行		
	われた場合にあっては、当該所定給付日数に当該延長給		
	付日数を加えた日数)を加えた期間		
	○ 公共職業訓練の受講を指示された日から指示された公		
	共職業訓練が開始されるまでの期間		
	○ 安定所長の指示により公共職業訓練若しくは職場適応		
	訓練を受けるものとされている期間		

1200 委任

1201 安定所長への業務の委任

当分の間、紹介地管轄労働局長は、0400a及び0400cに係る業務の全部又は一部を、管轄労働局長は、0500、0600、0700及び1000に係る業務の全部又は一部を、その指揮監督する安定所長に行わせることができることとする。

1300 附則

1301 施行期日

- イ 平成26年3月31日付け職発0331第13号、能発0331第5号、雇児発0331第9号 「雇用安定事業の実施等について」による改正は、平成26年4月1日から施行する。
- ロ 平成26年9月12日付け職発0912第2号、能発0912第1号「雇用安定事業の実施等について」による改正は、平成26年10月1日から施行する。
- ハ 平成26年12月19日付け職発1219第3号「雇用安定事業の実施等について」による改正 は、平成27年1月1日から施行する。
- 二 平成27年3月31日付け職発0331第2号、能発0331第12号、雇児発0331第1号 「雇用安定事業の実施等について」による改正は、平成27年4月1日より施行する。
- ホ 平成27年4月27日付け職発0427第17号「雇用安定事業の実施等について」による改正 は、平成27年5月1日から施行する。
- へ 平成27年8月27日付け職発0827第5号「雇用安定事業の実施等について」による改正は、 平成27年10月1日から施行する。
- ト 平成28年2月10日付け職発0210第3号、能発0210第1号「雇用安定事業の実施等について」による改正は、平成28年2月10日から施行する。
- チ 平成28年4月1日付け職発0401第40号、能発0401第10号、雇児発0401第11 号「雇用安定事業の実施等について」による改正は、平成28年4月1日から施行する。
- リ 平成28年8月19日付け職発0819第9号、「雇用安定事業の実施等について」による改正 は、平成28年8月20日から施行する。
- ヌ 平成28年12月5付け職発1205第2号「雇用安定事業の実施等について」による改正は、 同日から施行する。

1302 経過措置

- イ 雇用関係助成金支給要領の施行の日より前に雇い入れられた対象労働者に係る特困金の支給については、なお従前の例による。
- ロ 平成26年4月1日より前に雇い入れられた対象労働者に係る特困金の支給については、なお従前の例による。
- ハ 平成26年10月1日より前に雇い入れられた対象労働者に係る特困金の支給については、なお 従前の例による。
- 二 平成27年1月1日より前に雇い入れられた対象労働者に係る特困金の支給については、なお従前の例による。
- ホ 平成27年4月1日より前に雇い入れられた対象労働者に係る特困金の支給については、なお従前の例による。
- へ 平成27年5月1日より前に雇い入れられた対象労働者に係る特困金の支給(平成27年5月1日以後に初回の支給申請書が提出された対象労働者に係る実労働時間の最低基準、支給対象期における労働に対する賃金(0301イ、0301ハ、0301二、0302イ(ただし書きを除く)、0303、0602、0704)を除く)については、なお従前の例による。
- ト 平成27年10月1日より前に雇い入れられた対象労働者に係る特困金の支給については、なお

従前の例による。

チ 平成28年4月1日より前に雇い入れられた対象労働者に係る特困金の支給については、なお従前の例による。

【参考】様式一覧

- (a) 特定求職者雇用開発助成金対象労働者雇入登録票(様式第1号)
- (b) 特定求職者雇用開発助成金対象労働者雇入登録届(様式第2号)
- (c) 特定求職者雇用開発助成金(特定就職困難者雇用開発助成金・高年齢者雇用開発特別奨励金・被 災者雇用開発助成金)第1期支給申請書(様式第3号)
- (d) 特定求職者雇用開発助成金 (特定就職困難者雇用開発助成金・高年齢者雇用開発特別奨励金・被 災者雇用開発助成金)第2·3·4·5·6期支給申請書(様式第4号)
- (e) 対象労働者雇用状況等申立書(様式第5号困)
- (f) 特定求職者雇用開発助成金 (特定就職困難者雇用開発助成金) 離職割合除外申立書① (雇入れ 1 年後) (様式第7号1)
- (g) 特定求職者雇用開発助成金 (特定就職困難者雇用開発助成金) 離職割合除外申立書② (助成期間 1年後) (様式第7号2)
- (h) 特定求職者雇用開発助成金(高年齢者雇用開発特別奨励金)離職割合要件確認書(様式第8号)
- (i) 特定求職者雇用開発助成金(被災者雇用開発助成金)離職割合除外申立書(様式第9号)
- (j) 特定求職者雇用開発助成金離職割合除外申立書(就労継続支援A型事業)(様式第10号)
- (k) 特定求職者雇用開発助成金照会結果 (離職率算定対象となる対象者一覧表) 交付申請書 (様式第 1 1 号)

(2) 高年齢者雇用開発特別奨励金

雇用保険法(昭和49年法律第116号。以下「雇保法」という。)第62条第1項第3号及び第6号並びに雇用保険法施行規則(昭和50年労働省令第3号。以下「雇保則」という。)第109条及び第110条の規定に基づく特定求職者雇用開発助成金のうち高年齢者雇用開発特別奨励金(以下「高奨金」という。)の支給については、「第1共通要領」に定めるもののほか、この要領の定めるところによるものとする。

0100 趣旨

0101 趣旨

0200 支給要件

0201 支給対象事業主

0202 対象労働者

0203 支給対象期

0204 助成対象期間

0205 不支給要件

0206 併給調整

0300 支給額

0301 支給額の算定方法

0302 助成対象期間が支給対象期の途中で終了 する場合

0303 支給対象期の途中で対象労働者の区分等 が変更された場合

0400 雇入登録

0400a 安定所の紹介により雇い入れられた対象 労働者の雇入登録

0401a 対象労働者の雇入登録

0402a 対象労働者であることの確認

0403a 管轄労働局への通知

0400b 運輸局の紹介により雇い入れられた対象 労働者の雇入登録

0401b 対象労働者の職業紹介時の留意点

0402b 対象労働者の雇入登録

0403b 紹介地管轄労働局における対象労働者であることの確認

0404b 紹介地管轄労働局から管轄労働局への通知

0400c 対象労働者雇入登録届の提出

0401c 概要

0402c 雇入登録届の提出

0403c 対象労働者が紹介により雇い入れられた こと等の確認

0404c 雇入登録及び管轄労働局への通知

0500 制度周知文・非該当案内の送付

0501 概要

0502 支給対象事業主の把握

0503 対象労働者であることの確認

0504 支給対象事業主であるか否か及び支給要 件の確認

0505 制度周知文・非該当案内の送付及び支給申 請書の交付

0506 支給申請期間及び支給申請手続の案内

0507 制度周知文及び非該当案内送付事業所の 把握等

0508 第2期の支給申請期間の周知

0600 支給申請

0601 支給申請書の提出

0602 添付書類等

0700 支給要件の確認

0701 概要

0702 対象事業主に該当することの確認

0703 不支給要件に該当しないことの確認

0704 支給額の算定に係る事項等の確認

0705 システムへの入力

0800 支給決定

0801 概要

0802 支給額の算定

0803 支給決定に係る事務処理

0900 確認請求

0901 離職割合要件の確認に係る事業主からの 照会手続

1000 雑則

1001 財源区分

1100 委任

1101 安定所長への業務の委任

1200 附則

1201 施行期日

1202 経過措置

0100 趣旨

0101 趣旨

6 5 歳以上の離職者が引き続きその経験等を生かして働き社会で活躍することへの支援を強化するため、これらの者を公共職業安定所(以下「安定所」という。)若しくは地方運輸局(運輸監理部並びに厚生労働大臣が国土交通大臣に協議して指定する運輸支局及び地方運輸局、運輸監理部又は運輸支局の事務所を含む。(以下「運輸局」という。))又は特定地方公共団体若しくは有料・無料職業紹介事業者若しくは無料船員職業紹介事業者(以下「有料・無料職業紹介事業者等」という。)の紹介により、1年以上継続して雇用する労働者として雇い入れる事業主に対する助成を行う。

0200 支給要件

0201 支給対象事業主

高奨金は、次のイからチまでのいずれにも該当する事業主(以下「支給対象事業主」という。)に対して支給するものとする。

イ 0202 イから二までのいずれにも該当する求職者(以下「対象労働者」という。)を安定所若しくは運輸局又は適正な運用を期すことのできる有料・無料職業紹介事業者等(「雇用安定事業の実施等について」別添2「雇用関係給付金の取扱いに係る同意書について」(平成25年5月16日付け職発0516第19号、能発0516第4号、雇児発0516第9号。以下「雇用関係給付金の取扱いに係る同意書について」という。)参照)(以下、「安定所等」と総称する。)の紹介により、1週間の所定労働時間が20時間以上の労働者として雇い入れ、かつ、当該対象労働者を1年以上継続して雇用(期間の定めのない雇用又は1年以上の契約期間の雇用)することが確実であると認められる事業主であること。

なお、当該対象労働者においては、安定所等の紹介を受けた時点で1週間の所定労働時間が20 時間以上の労働者として雇用されていないこと。

- ロ 基準期間(対象労働者の雇入れ日の前日から起算して6か月前の日から起算して1年を経過する日(支給対象事業主が対象労働者を0204口(イ)aからeまでのいずれかの理由により当該雇入れ日から起算して6か月を経過する日までの間に雇用しなくなった場合は当該雇用しなくなった日の前日)までの期間をいう。以下同じ。)において、当該雇入れに係る事業所で雇用する被保険者(雇保法第38条第1項に規定する短期雇用特例被保険者及び雇保法第43条第1項に規定する日雇労働被保険者を除く。以下0504口及び0702ホにおいて同じ。)を解雇等事業主の都合で離職させた事業主(次の(イ)又は(n)に該当する解雇を行った事業主を除く。)以外の事業主であること。
 - (イ) 当該労働者の責めに帰すべき理由による解雇
 - (p) 天災その他やむを得ない理由により事業の継続が不可能となったことによる解雇
- ハ 基準期間において、当該雇入れに係る事業所において、特定受給資格者(雇保法第23条第1項に規定する特定受給資格者をいう。以下同じ。)となる離職理由のうち、離職区分1A又は3Aとされる離職理由により離職した者として受給資格決定処理が行われたものの数を、当該事業所における当該雇入れ日における被保険者(短期雇用特例被保険者及び日雇労働被保険者を除く。以下0504 ハ及び0702 へにおいて同じ。)数で除した割合が6%を超えている(特定受給資格者となる離職理由により離職した者として受給資格決定処理がなされたものの発生数が3人以下である場合を除く。以下0504 ハ及び0702 へにおいて同じ。)事業主以外の事業主であること。
- 二 当該雇入れに係る事業所において、対象労働者の雇入れ日よりも前に特定就職困難者雇用開発助成金(以下「特困金」という。)の支給決定の対象となった者のうち、雇入れ日から起算して1年を経過する日(以下「確認日A」という。)が基準期間内にある者が5人以上いる場合であって、それらの者が、確認日Aの時点で離職(喪失原因「1」の者は含まれない。以下0201ホ、0201へ、0201ト及び0702トにおいて同じ。)している割合(以下「離職割合」という。)が50%(※)を超えていない事業主であること。
 - (※) 当該雇入れに係る事業所が障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則(平成18年厚生労働省令第19号)第6条の10に規定する就労継続支援A型の

事業を実施する事業所(以下「A型事業所」という。)であって、対象労働者を平成 29年 5月 1日以降に雇い入れる場合においては、「50%」とあるのは「25%」と読み替えるものとする。(以下同じ。)

ただし、離職割合が50%を超える事業主であって、次の(4)から(ハ)に掲げる理由による離職に該当する者(以下「特別の理由による離職者」という。)がいる場合にあっては、その者を離職した者から除外した上で離職割合を再計算し、その結果、離職割合が50%を超えていない場合は支給対象事業主とする(以下0201ホ、0201へ及び0201トにおいて同じ)。

- (イ) 被保険者資格の喪失原因が「2」に該当する者であって、以下のいずれかに該当する理由により離職した者
 - a 天災その他やむを得ない理由により事業の継続が不可能になったことによる解雇
 - b 対象労働者の責めに帰すべき重大な理由による解雇 (解雇の形式を取らず、事業主の勧告等 により依頼退職の形式をとった場合を含む)
 - c 労働協約、就業規則等で定める規定(社会通念上妥当性のある理由(定年を除く)であるもの。)に基づく解雇又は退職(本人からの申し出による場合、雇用契約期間が満了した場合を除く)
 - d 被保険者として取り扱われない取締役、役員等になったことにより被保険者資格を喪失した 場合
- (n) 対象労働者の雇入れ日よりも前に特困金の支給決定の対象となった者であって、64歳までに 当該雇入れに係る事業所に雇用された者のうち、同一事業所に継続して2年以上(ただし0204イ (ハの助成対象期間が3年間の者にあっては3年以上)雇用され、かつ65歳以上の年齢で離職 した者(離職の理由は問わない。)
- (ハ) 当該雇入れに係る事業所がA型事業所であって、離職理由がA型事業所の支援を受けたことによる一般就労への移行(A型事業所において、A型事業所のサービス利用者として雇用されていた者であって、A型事業所を離職した日の翌日から1か月以内に、A型事業所以外の事業主(当該A型事業所と資本的・経済的・組織的関連性等から見て密接な関係にある事業主(0205二(4)又は(中の参照)を除く)に一般被保険者として雇用されること。以下同じ。)である場合
- ホ 当該雇入れに係る事業所において、対象労働者の雇入れ日よりも前に特困金の支給決定の対象となった者のうち、0204イの(表-1)に定める対象労働者の区分ごとの助成対象期間(途中で対象労働者を雇用しなくなった場合でも0204ロを適用しない助成対象期間とする。以下「規定の助成対象期間」という。)の末日の翌日から起算して1年を経過する日(ただし、規定の助成対象期間が3年間の者にあっては、規定の助成対象期間の末日の翌日とする。以下「確認日B」という。)が基準期間内にある者が5人以上いる場合であって、それらの者が、確認日Bの時点で離職している割合が50%を超えていない事業主であること。
- へ 当該雇入れに係る事業所において、対象労働者の雇入れ日よりも前に高奨金の支給決定の対象となった者のうち、確認日Aが基準期間内にある者が5人以上いる場合であって、それらの者が、確認日Aの時点で離職している割合が50%を超えていない事業主であること。
- ト 当該雇入れに係る事業所において、対象労働者の雇入れ日よりも前に被災者雇用開発助成金(以下「被開金」という。)の支給決定の対象となった者のうち、確認日Aが基準期間内にある者が5人以上いる場合であって、それらの者が、確認日Aの時点で離職している割合が50%を超えてい

ない事業主であること。

- チ 事業所において、次の書類を整備、保管している事業主であること。
 - (イ) 対象労働者の出勤状況が日ごとに明らかにされた出勤簿、タイムカード又は船員法(昭和22 年法律第100号。以下同じ。)第67条に定める記録簿等(以下「出勤簿等」という。)の書類
 - (p) 対象労働者に対して支払われた賃金について基本賃金とその他の諸手当とが明確に区分されて 記載された賃金台帳又は船員法第58条の2に定める報酬支払簿(以下「賃金台帳等」という。)
 - (ハ) 当該事業所を離職した労働者(日々雇い入れる者を除く。)の氏名、離職年月日、離職理由等が明らかにされた労働者名簿等の書類

0202 対象労働者

イ 雇入れ日における満年齢が65歳以上の者(船員として雇い入れられた者であって、次の表の 左欄に掲げる者については、雇入れ日における満年齢が同表の右欄に掲げる年齢以上のものとす る。以下同じ。)

昭和25年4月1日までに生まれた者	60歳
昭和25年4月2日から昭和26年4月1日までの間に生まれた者	6 1 歳
昭和26年4月2日から昭和27年4月1日までの間に生まれた者	6 2 歳
昭和27年4月2日から昭和28年4月1日までの間に生まれた者	63歳
昭和28年4月2日から昭和29年4月1日までの間に生まれた者	6 4 歳

- ロ 紹介日及び雇入れ日現在、以下のいずれにも該当しない者
 - (1) 高年齡継続被保険者
 - (1) 短期雇用特例被保険者
 - (ハ) その他、(イ)・(ロ)以外の者であって当該雇入れに係る事業主以外の事業主と1週間の所定 労働時間が20時間以上の雇用関係にある労働者
- ハ 雇用保険の被保険者資格(以下「被保険者資格」という。)を喪失した離職の日の翌日から3年 以内に雇い入れられた者
- 二 雇用保険の被保険者資格を喪失した離職の日から起算して1年前の日から当該喪失日までの間 に被保険者であった期間が6か月以上あった者

0203 支給対象期

高奨金の支給の対象となる対象労働者の雇入れに係る日(賃金締切日が定められている場合は雇入れ日の直後の賃金締切日の翌日。ただし、賃金締切日に雇い入れた場合は雇入れ日の翌日、賃金締切日の翌日に雇い入れた場合は雇入れ日。以下「起算日」という。)から起算した最初の6か月を支給対象期の第1期、以後の6か月を第2期という。

0204 助成対象期間

イ 原則

高奨金の助成の対象になる期間は、起算日から1年間とする。

- ロ 対象労働者が支給対象期の途中で離職した場合
 - (イ) 次の a から e までのいずれかの理由により支給対象期の途中で事業主が対象労働者を雇用しなくなった場合は、当該事業主が雇用しなくなった日の前日(以下「離職日」という。) までの期間が助成対象期間となる。
 - a 対象労働者の責めに帰すべき理由による解雇
 - b 対象労働者の都合による退職
 - c 対象労働者の死亡(事業主の責めに帰すべき理由による場合を除く。)
 - d 天災その他やむを得ない理由により、事業の継続が不可能となったことによる解雇
 - e 雇用契約期間が1年以上継続した場合で、契約期間の満了による離職
 - (p) (f) の a から e まで以外の理由により支給対象期の途中で対象労働者を雇用しなくなった場合は、当該支給対象期について高奨金の支給を受けることができない。

なお、第2期の途中で、(イ)の a から e まで以外の理由により対象労働者を雇用しなくなった場合にあっても、既に支給が行われた支給対象期に係る支給は取り消さない。

0205 不支給要件

0201 の支給対象事業主からの支給申請であっても、以下のイからトのいずれかの要件に該当する場合には、当該対象労働者に関して高奨金を支給しない。

また、チに該当する場合についても、高奨金を支給することが適切でないものとして高奨金を支給 しない。

- イ 安定所等の紹介以前に、雇用の内定があった対象労働者を雇い入れる場合
- ロ 対象労働者の雇入れ日の前日から起算して3年前の日から、当該雇入れ日の前日までの間のいずれかの日に、以下のいずれかに該当する対象労働者を当該雇入れに係る事業所が雇い入れる場合
 - (イ) 当該雇入れに係る事業所と当該雇入れに係る事業所と雇用、請負、委任の関係にあった対象労働者、又は出向、派遣、請負、委任の関係により当該雇入れに係る事業所において就労したことがある対象労働者
 - (n) 当該雇入れに係る事業所において、通算して3か月を超えて訓練・実習等(雇用関係はないが、事業所において、訓練、職場体験、職場実習その他の職場適応に係る作業等を実施するもの。ただし、特別支援学校が教育課程の一環として実施するものを除く。以下同じ。) を受講等したことがある対象労働者
- ハ 対象労働者の雇入れ日の前日から起算して3年前の日から当該雇入れ日の前日までの間のいずれかの日に、当該対象労働者と、雇用、請負、委任の関係にあった事業主、出向、派遣、請負、委任の関係により当該対象労働者を事業所において就労させたことがある事業主、当該対象労働者が通算して3か月を超えて受講等したことがある訓練・実習等を行っていた事業主と、以下のいずれかに該当する等、資本的・経済的・組織的関連性等からみて密接な関係にある事業主が雇い入れる場合(有料・無料職業紹介事業者等が対象労働者を紹介した場合であって、当該有料・無料職業紹

介事業者等と密接な関係にある関連事業所の事業主が雇い入れる場合も含む。以下同じ。)

- (イ) 雇入れ日において、他の事業主の総株主又は総社員の議決権の過半数を有する事業主を親会 社、当該他の事業主を子会社とする場合における、親会社又は子会社であること。
- (p) 取締役会の構成員について、代表取締役が同一人物であること、又は取締役を兼務しているものがいずれかの取締役会の過半数を占めていること。
- 二 対象労働者の雇入れに係る事業所の事業主又は取締役の3親等以内の親族(民法(明治29年法律第89号)第725条第1号に規定する血族のうち3親等以内の者、同条第2号に規定する配偶者及び同条第3号に規定する姻族をいう。以下同じ。)である対象労働者を雇い入れる場合
- ホ 対象労働者の雇入れ日の前日から起算して3年前の日から当該雇入れ日の前日までの間のいずれかの日に、職場適応訓練(雇用対策法(昭和41年法律第132号)第18条第5号に規定する求職者を作業環境に適応させる訓練であって、短期の職場適応訓練を除く。以下同じ。)を受けては受けたことのある者を、当該職場適応訓練を行い又は行った事業主が雇い入れる場合
- へ 支給対象期(0203参照)における対象労働者の労働に対する賃金を、支払期日を超えて支払って いない場合
- ト 安定所等の紹介時点と異なる条件で雇い入れた場合で、対象労働者に対し労働条件に関する不利 益又は違法行為があり、かつ、当該対象労働者から求人条件が異なることについての申出があった 場合
- チ 高年齢者雇用確保措置を講じていないことにより、高年齢者等の雇用の安定等に関する法律(昭和46年法律第68号。以下「高年齢者雇用安定法」という。)第10条第2項に基づき、当該確保措置を講ずべきことの勧告を受けた場合

0206 併給調整

雇入れに係る事業主が、同一の事由により、地域求職者雇用奨励金(経過措置分)又は事業復興型雇用創出助成金の支給を受ける場合には、当該支給事由によっては、高奨金を支給しない。

0300 支給額

0301 支給額の算定方法

イ 概要

高奨金の支給額は、助成対象期間において対象労働者が行った労働に対する賃金(臨時に支払われる賃金及び3か月を超える期間ごとに支払われる賃金を除く。以下同じ。)の一部に相当する額として対象労働者の区分毎に口に定める額とし、支給対象期ごとに支給する。

ただし、天災等やむを得ない理由がある場合を除き、各々の支給対象期において[算出式1(支給対象期の平均実労働時間の算出)]により算出した支給対象期を平均した1週間当たりの実労働時間(※)(以下「平均実労働時間」という。)が、短時間労働者以外の者の実労働時間の最低基準(短時間労働者以外の者の週所定労働時間の最低基準である30時間の8割の時間をいう。以下同じ。)又は短時間労働者の実労働時間の最低基準(短時間労働者の週所定労働時間の最低基準である20時間の8割の時間をいう。以下同じ。)に満たない場合はハにより取り扱うものとし、事業主が対象労働者について最低賃金法(昭和34年法律第137号。以下同じ。)第7条の許可を受けている場合は二により取り扱う。

(※) 「実労働時間」とは、対象労働者が実際に労働した時間をいい、所定内労働時間はもとより、時間外労働や休日労働などの所定外労働時間も全て含む。なお、年次有給休暇をとった日は、所定労働日において所定労働時間分の労働を行ったものとして取り扱うこととして実労働時間に含めるものとする。以下同じ。

「算出式1 (支給対象期の平均実労働時間の算出)]

 支給対象期を平均した
 支給対象期における
 7日

 1週間当たりの実労働時間
 対象労働者の実労働時間
 ×

 (平均実労働時間)
 支給対象期の暦日数

口 原則

高奨金の支給額は、(表-1)に掲げる(イ)又は(ロ)の対象労働者の区分及び企業規模に応じて定める額とする。

ただし、当該額が、各々の支給対象期における労働に対する賃金の額を超える場合には、当該 賃金の総額を上限額として支給する。

(表-1)

4.4.2.4.4.4.4.4.4.4.4.4.4.4.4.4.4.4.4.4	人类扫描	第1期	第2期	支給	支給
対象労働者の区分	企業規模	支給額	支給額	総額	回数
(イ) (ロ)以外の者	①中小企業事業主以外の事業主	30万円	30万円	60万円	2 回
	②中小企業事業主	35万円	35万円	70万円	2 回
(1) 短時間労働者	①中小企業事業主以外の事業主	20万円	20万円	40万円	2 回
	②中小企業事業主	25万円	25万円	50万円	2回

^{※ 「}短時間労働者」とは、雇保則第110条第3項に規定する、1週間の所定労働時間が、同一の適用事業に雇用される通常の労働者の1週間の所定労働時間と比し短く、かつ20時間以上であって雇保法第38条第1項第2号の厚生労働大臣の定める時間数未満(30時間未満)である者をいう。以下同じ。

なお、「対象労働者の区分」は、雇入れ日時点の対象労働者の労働条件により判断することとし、

支給対象期の途中で労働条件に変更が生じた場合でも、雇入れ日時点に判断した「対象労働者の区分」での支給額及び助成対象期間を上限として支給する。

ハ 対象労働者の実労働時間が対象労働者区分毎の実労働時間の最低基準に満たない場合

(イ) 短時間労働者以外の者の支給額の算定

短時間労働者以外の者について、平均実労働時間が、短時間労働者以外の者の実労働時間の最低基準を満たしていない場合には、[算出式2(支給対象期を構成する月の平均実労働時間の算出)]により、支給対象期を構成する月(支給対象期の初日から1か月単位で区切った月をいう。以下同じ。)毎に平均実労働時間を算出するものとし、月単位で見て、平均実労働時間が短時間労働者以外の者の実労働時間の最低基準以上となる月については、短時間労働者以外の者の区分の支給額を適用の上、「算出式3(支給額の算定)」により当該月の支給額を算定する。

さらに、上記の算定対象となった月以外の月であって、平均実労働時間が短時間労働者の所定 労働時間の最低基準以上となる月がある場合には、短時間労働者の区分の支給額を適用の上、[算 出式3(支給額の算定)]により当該月の支給額を算定し、短時間労働者以外の者の区分により 算定した月毎の支給額と合算して支給対象期における支給額を算定する。

「算出式2 (支給対象期を構成する月の平均実労働時間の算出)]

 支給対象期を構成する月を
 支給対象期を構成する
 7日

 平均した1週間当たりの
 月における対象労働者の × 実労働時間(※)
 支給対象期を構成する

 実労働時間(※)
 月の暦日数

(※) 月の実労働時間に1時間未満の端数が生じる場合は、30分未満の端数を切り捨て、それ以上を1時間に切り上げるものとする。

[算出式3(支給額の算定)]

支給額 (円未満切り捨て) = 0301ロに定める対象労働者の 区分毎の支給額 × 実労働時間の最低基準以上となる月数 支給対象期の月数

(ロ) 短時間労働者の支給額の算定

短時間労働者について、平均実労働時間が、短時間労働者の実労働時間の最低基準を満たしていない場合には、[算出式2(支給対象期を構成する月の平均実労働時間の算出)]により、支給対象期を構成する月毎に平均実労働時間を算出するものとし、月単位で見て、平均実労働時間が短時間労働者の実労働時間の最低基準以上となる月については、短時間労働者の区分の支給額を適用の上、[算出式3(支給額の算定)]により当該月の支給額を算定し、支給対象期における支給額を算定する。

なお、上記の過程において、平均実労働時間が、短時間労働者以外の者の実労働時間の最低基準以上となる月があっても、当該月の支給額の算定は短時間労働者の額を適用して計算するものとする。

ニ 対象労働者が最低賃金の減額の特例に係る者である場合

平均実労働時間が対象労働者の区分毎の

対象労働者を雇い入れた事業主が当該対象労働者について最低賃金法第7条の最低賃金の減額の特例の許可を受けている場合は、支給対象期における対象労働者の労働に対する賃金に企業規模ごとに定まる助成率(表-2)を乗じることにより得た額を支給額とする。ただし、当該額が口により算定した支給額を超える場合は、当該口により算定した支給額を支給額とする(対象労働者の実労働時間が対象労働者区分毎の実労働時間の最低基準に満たない場合又は0302 イの(イ)から(ホ)までのいずれかの理由により、助成対象期間が支給対象期の途中で終了する場合は、口をハと読み替えるものとする)。

(表-2)

企業規模	助成率		
中小企業事業主以外の事業主	1 / 4		
中小企業事業主	1/3		

0302 助成対象期間が支給対象期の途中で終了する場合

イ 原則

次の(イ)から(ホ)までのいずれかの理由により、助成対象期間が支給対象期の途中で終了する場合 (0204 口(イ)に該当する場合) は、その事由が生じた日の属する月までを支給対象として、短時間 労働者以外の者については 0301 ハ(イ)により、短時間労働者については 0301 ハ(ロ)により、それぞれ支給額を算出する。

- (イ) 対象労働者の責めに帰すべき理由による解雇
- (ロ) 対象労働者の都合による退職
- (ハ) 対象労働者の死亡(事業主の責めに帰すべき理由による場合を除く。)
- (ニ) 天災その他やむを得ない理由により、事業の継続が不可能となったことによる解雇
- (ホ) 雇用契約期間が1年以上継続した場合で、契約期間の満了による離職 ただし、支給対象期が第1期である場合であって、離職日が当該支給対象期の初日から起算して 1か月以内に含まれる場合には、当該支給対象期について高奨金は支給しない。
- ロ 最低賃金特例の許可を受けている場合

事業主が対象労働者について最低賃金法第7条の許可を受けている場合は、当該終了時までに対象労働者に対して支払った労働に対する賃金を基に、0301 ニにより支給額を算定する。

0303 支給対象期の途中で対象労働者の区分等が変更された場合

イ 原則

支給対象期の途中で対象労働者の区分が「短時間労働者以外の者」から「短時間労働者」に変更された場合には、0301 ハの算定方法に準じて支給額を算定する。

なお、「支給対象期を構成する月」の途中で「短時間労働者以外の者」から「短時間労働者」に 区分変更が行われた場合には、当該月については「短時間労働者」の区分に対応した0301ロの支給 額を適用するものとする。

ロ 支給対象期の途中で対象労働者が最低賃金の減額の特例の許可を受けた場合、又は最低賃金の減 額の特例に係る者でなくなった場合

支給対象期の途中で対象労働者が最低賃金の減額特例の取扱いが変更された場合には、変更前及び変更後のそれぞれの期間について、0302 イの算定方法、又は 0302 ロの算定方法に準じて、それ

ぞれ支給額を計算し、その額を合算することにより支給額の算定を行うこととする。

なお、「支給対象期を構成する月」の途中で、最低賃金の減額特例に係る取扱いが変更された場合には、当該月については最低賃金の減額特例に係る 0301 ニの支給額の適用を行うものとする。

0400 雇入登録

0400a 安定所の紹介により雇い入れられた対象労働者の雇入登録

0401a 対象労働者の雇入登録

安定所の紹介により対象労働者が事業所に雇い入れられたときは、職業紹介部門と連携の上、その 労働者の採用事業所名、採用事業所の所在地を管轄する安定所、対象労働者の1週間の所定労働時間 及び雇用契約期間、雇用年月日等の必要事項を把握し、「特定求職者雇用開発助成金対象労働者雇入 登録票(様式第1号)」(以下「雇入登録票」という。)により、当該対象労働者を紹介した安定所 を管轄する都道府県労働局(以下「紹介地管轄労働局」という。)において、雇入れ日の属する月の 翌月に対象労働者の雇入登録(以下「雇入登録」という。)を行う。

0402a 対象労働者であることの確認

雇入登録を行う場合には、求職に係る情報が確認できるデータにより紹介を受けた時点で1週間の所定労働時間が20時間以上で雇用されていないこと(0201イ関係)及び雇入れ日現在の満年齢が65歳以上であること(0202イ関係)の確認を行うとともに、求人に係る情報が確認できるデータにより1週間の所定労働時間が20時間以上として雇い入れられ、かつ、雇用契約に期間の定めがない又は雇用契約期間が1年以上であること(0201イ関係)の確認を行う。

その際、職業紹介等において対象労働者が高奨金の対象となる可能性があることを安定所から事業 所に伝えることについて、当該対象労働者の同意(対象労働者自らが、高奨金の対象となる可能性が あることを事業所に告知する場合は、その告知の有無等の回答)が得られているか、また、その確認 の結果が安定所において処理されているかを確認すること。

0403a 管轄労働局への通知

雇入登録を行った場合には、対象労働者を雇い入れた事業所の所在地を管轄する都道府県労働局 (以下「管轄労働局」という。)に対してシステムによりその旨通知する。また、同時に当該管轄労 働局に、雇入れ日現在の満年齢が65歳以上であるという求職に係る情報が確認できるデータ(写) 及び1週間の所定労働時間が20時間以上として雇い入れられ、かつ、雇用契約に期間の定めがない 又は雇用契約期間が1年以上であるという求人に係る情報が確認できるデータ(写)を送付する。

なお、雇入れに係る事業所が対象労働者を雇い入れる時点で、雇用保険適用事業所設置届を提出することにより事業所番号を取得していないときは、システムに雇入登録票の入力を行わず、関係書類を添えて管轄労働局に送付する。当該対象労働者に係る雇入登録は、雇入れに係る事業所より雇用保険適用事業所設置に係る手続が行われた際、管轄労働局において行う。(ただし、当該被保険者の被保険者資格取得日が対象労働者の雇入れ日以前である場合に限る。)

0400b 運輸局の紹介により雇い入れられた対象労働者の雇入登録

0401b 対象労働者の職業紹介時の留意点

- イ 運輸局は求職の申込みを受理する際に、求職者から対象労働者である旨の申告を受けた場合は、 求職者票に記入すること。
- ロ 今後、対象労働者であることを求人者に明示して職業紹介を受けることを希望するか否かを確認し、確認した内容を求職票に記録すること。
- ハ 求職申込み時に対象労働者であることを証明する書類を所持している場合はその写しを取り、 求職票に添付し、保管しておくこと。
- ニ 職業相談又は職業紹介の際に対象労働者であることを証明する書類を所持していない場合は、 次回の職業相談又は職業紹介時に持参するよう依頼し、その旨求職票へ記録しておくこと。
- ホ 職業相談又は職業紹介の際に対象労働者に該当することが判明した場合も同様の取扱いとする こと。
- へ 求職票に口の記録がある者の職業紹介を行う際には、求人者へ制度の説明を行った上で対象労働者であることを伝えること。なお、制度の説明に当たっては、対象労働者を雇用した場合でも、 事業主が要件を満たしていなければ支給対象事業主とならない旨を伝えること。
- ト 対象労働者であることを証明する書類は0602 イに掲げる書類とすること。

0402b 対象労働者の雇入登録

運輸局の紹介により対象労働者が事業所に雇い入れられたときは、当該運輸局においては、その労働者の採用事業所名、対象労働者の1週間の所定労働時間及び雇用契約期間、雇用年月日等の必要事項を雇入登録票に記入した上で求人及び求職に係るデータ(写)、当該対象労働者を紹介した運輸局と管轄する地域を同じくする紹介地管轄労働局に送付し、送付先の紹介地管轄労働局においては、雇入れ日の属する月の翌月に雇入登録を行う。(なお、運輸局は、雇入登録票及び求人及び求職に係るデータ(写)を紹介地管轄労働局長の指揮監督する安定所長を経由して送付することができる。)

なお、事業主から紹介地以外の運輸局に採用の通知があった場合は、当該運輸局から紹介を行った運輸局へ連絡すること。

0403b 紹介地管轄労働局における対象労働者であることの確認

紹介地管轄労働局において、雇入登録を行う場合には、求職に係る情報が確認できるデータにより紹介を受けた時点で1週間の所定労働時間が20時間以上で雇用されていないこと(0201イ関係)及び雇入れ日現在の満年齢が65歳以上であること(0202イ関係)の確認を行うとともに、求人に係る情報が確認できるデータにより1週間の所定労働時間が20時間以上として雇い入れられ、かつ、雇用契約に期間の定めがない又は雇用契約期間が1年以上であること(0201イ関係)の確認を行う。

0404b 紹介地管轄労働局から管轄労働局への通知

紹介地管轄労働局において雇入登録を行った場合には、管轄労働局に対してシステムによりその 旨通知する。また、同時に当該管轄労働局に、雇入れ日現在の満年齢が65歳以上であるという求職 に係る情報が確認できるデータ(写)及び1週間の所定労働時間が20時間以上として雇い入れられ、かつ、雇用契約に期間の定めがない又は雇用契約期間が1年以上であるという求人に係る情報が確認できるデータ(写)を送付する。

なお、雇入れに係る事業所が対象労働者を雇い入れる時点で、雇用保険適用事業所設置届を提出することにより事業所番号を取得していないときは、システムに雇入登録票の入力を行わず、関係書類を添えて管轄労働局に送付する。当該対象労働者に係る雇入登録は、雇入れに係る事業所より雇用保険適用事業所設置に係る手続が行われた際、管轄労働局において行う。(ただし、当該被保険者の被保険者資格取得日が対象労働者の雇入れ日以前である場合に限る。)

0400c 対象労働者雇入登録届の提出

0401c 概要

「雇用関係給付金の取扱いに係る同意書について」に基づく雇用関係給付金の取扱いに係る同意書の提出を行った有料・無料職業紹介事業者等(以下「対象有料・無料職業紹介事業者等」という。)が 0202 イに該当する者について紹介を行い、当該者が雇用保険の適用事業の事業主に雇い入れられた場合には、当該対象有料・無料職業紹介事業者等の事業所の所在地を管轄する紹介地管轄労働局は、当該対象有料・無料職業紹介事業者等より「特定求職者雇用開発助成金対象労働者雇入登録届(様式第2号)」(以下「雇入登録届」という。)の提出を受けて雇入登録を行う。なお、当該対象有料・無料職業紹介事業者等は、当該提出を紹介地管轄労働局長の指揮監督する安定所長を経由して行うことができる。

0402c 雇入登録届の提出

- イ 対象有料・無料職業紹介事業者等は、その紹介により 0202 イ及びロ(ハ)に該当する者が当該紹介に係る事業主に雇い入れられたときは、紹介地管轄労働局に雇入登録届を提出する。
- ロ 雇入登録届は、当該者が雇い入れられた日の後1か月以内に提出するものとする。
- ハ 紹介地管轄労働局は、雇入登録届の提出を受けた際には、所要の項目に記載が行われていることを確認するとともに対象労働者の紹介を行った対象有料・無料職業紹介事業者等に対して、事業主が支給申請書に添付することとされている職業紹介証明書を発行しなければならないこととされている旨を伝える。

0403c 対象労働者が紹介により雇い入れられたこと等の確認

イ 対象有料・無料職業紹介事業者等からの提出であることの確認

紹介地管轄労働局は、雇入登録届の提出を受けた際には、対象有料・無料職業紹介事業者等からの提出であることを確認する。

ロ 対象労働者の確認

紹介地管轄労働局は、紹介を受け就職した者について、雇入登録届に記載された氏名、生年月日等に誤りのないこと及び雇入れ日現在の満年齢が65歳以上であること(0202 イ関係)について確認するとともに、対象労働者に関すること(0202 イ及びロ(ハ)関係)が対象有料・無料職業紹介事業者等により証明されていることを確認する。

ハ 紹介により就職したことの確認

紹介地管轄労働局は、求人申込日、求職申込日、紹介日及び雇用年月日の記載に誤りのないことを確認するとともに、記載事項について誤りのない旨を対象有料・無料職業紹介事業者等が証明していることを確認する。

0404c 雇入登録及び管轄労働局への通知

紹介地管轄労働局は、提出された雇入登録届の記載内容の確認を行った後、当該雇入登録届をシステムに入力することにより雇入登録を行う。これにより、管轄労働局に対してシステムによりその旨通知する。

なお、雇入れに係る事業所が対象労働者を雇い入れる時点で、雇用保険適用事業所設置届を提出することにより事業所番号を取得していないときは、提出された雇入登録届をシステムに入力せずに、関係書類を添えて管轄労働局に送付する。当該対象労働者に係る雇入登録は、雇入れに係る事業所より雇用保険適用事業所設置に係る手続が行われた際、管轄労働局において行う。 (ただし、当該被保険者の被保険者資格取得日が対象労働者の雇入れ日以前である場合に限る)

0500 制度周知文・非該当案内の送付

0501 概要

対象労働者を雇い入れた事業主に対しては、雇入れ日時点における支給要件等の確認を行い、高奨 金の支給対象となる事業主であること、支給要件のうち該当しないものがないことを確認して、管轄 労働局より制度周知文を送付する。

制度周知文の送付を行った事業主に対しては、特定求職者雇用開発助成金(特定就職困難者雇用開発助成金・高年齢者雇用開発特別奨励金・被災者雇用開発助成金)支給申請書(0601イに規定する第1期支給申請書及び特定求職者雇用開発助成金(特定就職困難者雇用開発助成金・高年齢者雇用開発特別奨励金・被災者雇用開発助成金)第2・3・4・5・6期支給申請書をいう。(以下「支給申請書」という。)を交付するとともに、支給申請書に添付することが必要な書類、支給申請期間等の必要事項を周知する。

また、対象労働者を雇い入れた事業主であっても、雇入れ日時点において高奨金の支給対象とならない事業主又は当該対象労働者に関して支給要件のいずれかに該当しないことが明らかとなっている事業主に対しては、必要に応じて非該当案内を送付する。

0502 支給対象事業主の把握

- イ その管轄区域に所在する事業所に関して 0400 の雇入登録が行われた管轄労働局は、システムに 照会すること又は関係書類の送付を受けることにより、これを把握する。
- ロ また、事業所番号を取得していない事業所が当該対象労働者の雇入れ日以前に当該対象労働者以 外の被保険者を雇い入れた旨の通知を受けた場合には、雇用保険担当部署と連携を図り、高奨金の 対象となり得るものについて管轄労働局において雇入登録又は雇入登録届の入力を行う。

0503 対象労働者であることの確認

対象労働者の被保険者資格に係る情報が確認できるデータにより、被保険者資格を喪失した離職の日の翌日から3年以内に雇い入れられた者であること(0202ハ関係)、雇入れ日現在、高年齢継続被保険者又は短期雇用特例被保険者でなかった者であること及び雇用保険の被保険者資格を喪失した離職の日から起算して1年前の日から当該喪失日までの間に被保険者であった期間が6か月以上あった者であること(0202 ニ関係)の確認を行う。

0504 支給対象事業主であるか否か及び支給要件の確認

雇入登録が行われた事業主について、制度周知文の送付に先立って、支給対象となる事業主に該当 しないもの及びその時点で既に支給要件を満たさない事業主でないことを確認する。

具体的にはシステム又は関係書類により以下のいずれにも該当する事業主であることを確認する。 イ 対象労働者が紹介を受けた日に高年齢継続被保険者又は短期雇用特例被保険者でなかったこと

ロ 対象労働者の雇入れ日前の期間における解雇等の有無

対象労働者の雇入れ日の前日から起算して6か月前の日から確認を行う日までの期間に、被保険者を解雇等しなかったことを確認する。

解雇等とは、労働者の責めに帰すべき理由による解雇及び天災その他やむを得ない理由により事

業の継続が不可能となったことによる解雇以外の解雇に勧奨退職等を加えたものであって、被保険者の資格喪失確認の際に喪失原因「3」と判断されるものである。

ハ 対象労働者の雇入れ日前の期間における特定受給資格者数の確認

0201 ロの基準期間において、当該雇入れに係る事業所において、特定受給資格者となる離職理由により離職した者として受給資格決定処理が行われたものの数を、当該事業所における当該雇入れ日における被保険者数で除した割合が6%を超えている事業主以外の事業主であることを雇用保険データにより確認すること。

ただし、本取扱いは、次の(イ)から(ホ)までに掲げるいずれかの特定受給資格者となる離職理由により離職した者には適用しないこととする。

- (イ) 雇保則第35条第4号に定める者となる離職理由
- (1) 雇保則第36条第1号に定める理由(災害等に限る。)
- (ハ) 雇保則第36条第7号に定める理由(同令第36条第1号に定めるものを除く。)
- (二) 雇保則第36条第7号の2に定める理由
- (本) 雇保則附則第3条に基づく特定受給資格者に関する暫定措置の対象となる雇用保険法第33 条第1項の正当な離職理由

この場合、雇用保険データでは、離職日が判定の対象となる期間にあり、かつ、当該期間に離職 区分が1A又は3Aであるものとして受給資格決定処理がなされている者の数により算定する。

ニ 対象労働者を再び雇用したものでないこと

対象労働者の雇入れ日の前日から起算して3年前から当該雇入れ日の前日までの間のいずれかの日において被保険者として雇用したことのある者を、再び事業主が同一事業所に雇い入れる場合でないことを確認する。また、被保険者とはならないが雇用したことのある者を、再び事業主が同一事業所に雇い入れる場合でないことを、求職に係るデータ(写)により確認する。

ホ 対象労働者が職場適応訓練を受けたことのある者でないことの確認

対象労働者の雇入れ日の前日から起算して3年前から、当該雇入れ日の前日までの間において、 職場適応訓練を受け又は受けたことのある者を、当該職場適応訓練を行い又は行った事業主が雇い 入れる場合でないことを確認する。

この確認は、雇入登録の際に職場適応訓練の有無について確認し、システムにその旨が入力されることとなるので、これに応じて確認を行う。

へ 支給対象期が第1期である場合であって、離職日が当該支給対象期の初日から起算して1か月以内に含まれる場合に、当該支給対象期について高奨金を支給しないことの確認

この確認は、事業主に対し離職の有無を確認することにより行う。

0505 制度周知文・非該当案内の送付及び支給申請書の交付

0504のいずれにも該当する事業主に対して制度周知文を送付し、支給申請書を交付する。また、0504のいずれかに該当しない事業主に対しては、必要に応じて該当しない理由を記載した非該当案内を送付する。

制度周知文及び非該当案内は、原則として、0504の確認を行った際にシステムにより印字されるものを使用することにより送付することとし、「事業所宛名シール」を活用して行う。

0506 支給申請期間及び支給申請手続の案内

0505 において制度周知文を送付する事業主に対しては、支給申請期間、支給申請に当たって添付すべき書類(0600 参照)、支給申請書の記載方法について周知するとともに、高奨金の支給決定に係る主な要件のほか、賃金台帳等に基本賃金とその他の諸手当とを区分して記載すること、対象労働者についての出勤状況及び賃金の支払状況を明らかにする書類及び事業所の労働者の離職状況を明らかにする労働者名簿等の書類を整備し、保管すること等について事前に指導を行う。 また、高奨金に係る提出書類には、対象労働者の氏名、生年月日、住所等の個人情報が含まれることから、事業主が個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)第2条第3項に規定する個人情報取扱事業者である場合には、同法にのっとって個人情報を取り扱うよう注意喚起すること。

具体的には、制度周知文に所要の事項を記載し、「特定求職者雇用開発助成金の申請にあたって」 (リーフレット)を併せて送付すること等により行う。

0507 制度周知文及び非該当案内送付事業所の把握等

- イ 管轄労働局は、システムにより制度周知文及び非該当案内を送付した事業所を把握する。
- ロ 制度周知文の送付に係る事業所に対して支給申請期間前に、又は必要な手続を行っていない事業 所について支給申請期間中に、必要に応じて、当該一覧を活用し申請案内を送付する等により支給 申請期間内に手続すべきことを通知することができる。

0508 第2期の支給申請期間の周知

第2期の高奨金の支給申請期間の周知は、第1期の高奨金の支給決定通知書の送付に合わせて行 う。また、第1期の支給申請期間中と同様に、必要に応じて、申請案内を送付等する。

0600 支給申請

0601 支給申請の提出

イ 原則

高奨金の支給を受けようとする事業主は、高奨金の支給の対象となる対象労働者に係る支給対象期が経過するごとに、当該支給対象期分の高奨金について、当該支給対象期の末日の翌日から起算して2か月以内に、「特定求職者雇用開発助成金(特定就職困難者雇用開発助成金・高年齢者雇用開発特別奨励金・被災者雇用開発助成金)第1期支給申請書(様式第3号)」(以下「第1期支給申請書」という。)又は「特定求職者雇用開発助成金(特定就職困難者雇用開発助成金・高年齢者雇用開発特別奨励金・被災者雇用開発助成金)第2・3・4・5・6期支給申請書(様式第4号)」のいずれかを管轄労働局長に提出しなければならない。

なお、第1期の支給申請を行っていない事業主が、第2期の支給申請を行う場合は、雇入れ日時点で支給要件を満たしているかの確認が必要であることから、第1期支給申請書を提出することとする。

ロ 他の助成金等の支給対象事業主の取扱い

併給調整 (0206 参照) の対象となる他の助成金等を選択し、支給申請したものの支給決定に至らなかった場合は、それが初回の支給申請であるものに限り高奨金の支給を受けることができることとするが、この場合において高奨金の支給を受けようとする事業主は、通常の場合と同様に、高奨金の第1期の支給申請を行わなければならない。

ただし、既に支給対象期を経過している場合については、支給決定に至らなかったと事業主が知ったことを管轄労働局が確認した日の翌日から起算して2か月以内に高奨金の第1期の支給申請を行わなければならない。

0602 添付書類等

支給申請書を提出する事業主は、支給・不支給の決定に係る審査に管轄労働局長が必要と認める書類等を管轄労働局の求めに応じ提出又は提示しなければならない。

ただし、イ(イ)の書類に関して、支給申請時点において、賃金支払日が到達していない支給対象期に おける労働に対する賃金がある場合には、賃金支払日が到達しているものであって、支払が完了した 賃金のみが記載された賃金台帳(又はその写し)を、支給申請時に提出又は提示して差し支えないこ ととする。

この場合において、不足分の賃金台帳(又はその写し)は、賃金支払日が到達し、実際に支払いが 完了した後、速やかに提出又は提示することができることとする。

また、イ(f)の書類については、当該雇入れに係る事業所において、対象労働者の雇入れ日よりも前に高奨金の支給決定の対象となったもののうち、確認日Aが基準期間内にあるものが5人未満であることがシステム等により確認できる場合は、提出を不要とすることができることとする。

イ 必須の添付書類

- (4) 対象労働者の労働時間及び対象労働者に対して支払われた労働に対する賃金が手当ごとに区分された賃金台帳又はその写し
- (ロ) 雇入れ日の属する月及び支給対象期における対象労働者の出勤状況が日ごとに明らかにされ

た出勤簿等の書類又はその写し

- (ハ) 住民基本台帳により作成された官公署の発行する書類であって対象労働者の氏名及び年齢が確認できる書類(住民票(写)又は運転免許証(写)等)
- (二) 1週間の所定労働時間及び雇用契約期間が確認できる雇用契約書又は雇入れ通知書の写し
- (ホ)「対象労働者雇用状況等申立書(様式第5号高)」(以下「申立書」という。)
- (^) (有料・無料職業紹介事業者等の紹介により対象労働者を雇い入れた事業主の場合) 有料・無料職業紹介事業者等の発行した職業紹介証明書
- (上) 支給要件確認申立書(共通要領様式第1号)
- (升) 「特定求職者雇用開発助成金(高年齢者雇用開発特別奨励金)離職割合要件確認書(様式第8号)」
- ロ 必要に応じて支給申請書に添付する書類
 - (イ) 事業所を離職した常用労働者の氏名、離職年月日、離職理由等が明らかにされた労働者名簿等の書類又はその写し
 - (1) 就業規則、賃金規定等
 - (ハ) 最低賃金法第7条の最低賃金の減額の特例の許可を受けたことを示す書類
 - (二) 中小企業事業主であるか否かを確認するための書類 例えば、登記事項証明書、資本金、労働者数等を記載した資料、事業内容を記載した書類等
 - (ボ) 「特定求職者雇用開発助成金(特定就職困難者雇用開発助成金)離職割合除外申立書①(雇入れ1年後)(様式第7号1)」、「特定求職者雇用開発助成金(特定就職困難者雇用開発助成金)離職割合除外申立書②(助成期間1年後)(様式第7号2)」、「特定求職者雇用開発助成金(被災者雇用開発助成金)離職割合除外申立書(様式第9号)」、「特定求職者雇用開発助成金離職割合除外申立書(就労継続支援A型事業)(様式第10号)」
 - (^) 総勘定元帳
 - (ト) その他の管轄労働局長が必要と認める書類

0700 支給要件の確認

0701 概要

支給申請書の提出を受けた管轄労働局においては、システムで支給申請書を受理し、特に、次の 点に留意して支給要件の判定を行い、その結果をシステムに入力する。

支給要件の判定においては、支給申請書記載事項の確認、対象事業主に該当するか否か及び不支給 要件に該当するか否かの判定並びに中小企業事業主に該当するか否か等の支給額の算定に係る事項 の確認を行う。

支給要件を満たすものと判断されたものについて、さらに高奨金を支給することが適切な事業主であるか否かを審査した上で、支給又は不支給の決定を行う。また、支給要件を満たさないものと判定されたものについては、これに基づいて不支給決定を行う。

0702 対象事業主に該当することの確認

イ 対象労働者であることの確認 (0201 イ、0202 関係)

以下の(1)~(n)について、支給申請書と併せて提出又は提示された書類(0602 参照) 等により確認する。この確認は第1期支給申請書を受理した時点で行う。

ただし、第1期支給申請書を受理した時点で不明な点がある場合には、必要な書類の提出若しく は提示を求め、又は必要な調査を行うこと。

- (4) 雇入れ日における満年齢が65歳以上であること (0202 イ関係) 住民票の写し又は運転免許証の写し等により確認する。
- (p) 紹介日において1週間の所定労働時間が20時間以上の雇用関係にないこと(0202 口(ハ)関係) 申立書により確認する。
- (ハ) 雇入れ日において当該雇入れに係る事業主以外の事業主と1週間の所定労働時間が20時間以上の雇用関係にないこと(0202 ロ(ハ)関係)

申立書により確認する。

- ロ 安定所等の紹介による雇入れであることの確認 (0201 イ、0400a、0400c関係) システムの支給要件判定照会処理により確認する。
- ハ 1週間の所定労働時間が20時間以上の労働者として雇い入れたことの確認(0201イ関係) 雇用契約書又は雇入れ通知書の写し等により確認する。
- ニ 対象労働者を1年以上継続して雇用することが確実であることの確認(0201イ関係)

事業主が対象労働者を1年以上継続して雇用することが確実であるか否かについて、雇用契約書 又は雇入れ通知書及び事業主からの申立書の記載内容により確認をする。その際、事業主の属する 業種、過去における雇用の実績、対象労働者の従事している職務の内容等に留意する。

そして、必要に応じて事業主からの事情聴取、実地調査等を行う。この場合において、当該事業 主の過去における雇用の実績等から判断して対象労働者の雇用継続の確実性について問題がある と認められるときは、特に慎重な審査を行うものとする。

ホ 労働者を解雇等していないことの確認 (0201 ロ関係)

基準期間に、被保険者を解雇等しなかったことを、システムの支給要件判定照会により確認する。 解雇等とは、労働者の責めに帰すべき理由による解雇、天災その他やむを得ない理由により事業 の継続が不可能となったことによる解雇以外の解雇に勧奨退職等を加えたものであって、被保険者の資格喪失確認の際に喪失原因「3」と判断されるものである。

今特定受給資格者となる理由による離職が一定以上でないことの確認(0201 ハ関係)

基準期間において、当該雇入れに係る事業所の被保険者を、当該雇入れ日における当該事業所の 被保険者数の6%に相当する数を超えて、特定受給資格者と判断される離職理由により離職させて いる事業主に該当しないことをシステムの支給要件判定照会により確認する。

この場合、雇用保険データでは、算定の対象となる特定受給資格者とは、離職日が判定の対象となる期間にあり、かつ、当該期間に離職区分が1A又は3Aであるものとして受給資格決定処理がなされている者である。

ト 対象労働者の雇入れ日よりも前に支給決定の対象となった者の離職割合の確認 (0201二、0201ホ、0201へ、0201ト関係)

(イ)原則

- a 当該雇入れに係る事業所において、対象労働者の雇入れ日よりも前に特困金の支給決定の対象 となった者のうち、確認日Aが基準期間内にある者が5人以上いる場合であって、それらの者 が、確認日Aの時点で離職している割合が50%を超えていない事業主であることを、システ ムの支給要件判定照会処理により確認する。
- b 当該雇入れに係る事業所において、対象労働者の雇入れ日よりも前に特困金の支給決定の対象 となった者のうち、確認日Bが基準期間内にある者が5人以上いる場合であって、それらの者 が、確認日Bの時点で離職している割合が50%を超えていない事業主であることを、システ ムの支給要件判定照会処理により確認する。
- c 当該雇入れに係る事業所において、対象労働者の雇入れ日よりも前に高奨金の支給決定の対象となった者のうち、確認日Aが基準期間内にある者が5人以上いる場合であって、それらの者が、確認日Aの時点で離職した割合が50%を超えていない事業主であることを、支給申請書と併せて提出される「特定求職者雇用開発助成金(高年齢者雇用開発特別奨励金)離職割合要件確認書(様式第8号)」又はシステムの支給要件判定照会処理により確認する。
- d 当該雇入れに係る事業所において、対象労働者の雇入れ日よりも前に被開金の支給決定の対象 となった者のうち、確認日Aが基準期間内にある者が5人以上いる場合であって、それらの者 が、確認日Aの時点で離職している割合が50%を超えていない事業主であることを、システ ムの支給要件判定照会処理により確認する。

(ロ)特別の理由による離職者の除外

(イ)の確認の結果、(イ) a、b及びdのいずれかにおいて離職割合が50%を超えていることを確認した場合には、特別の理由による離職者(0201=(イ)から(ハ)に掲げる理由により離職した者)を、離職割合算出における離職者から除外した上で、再確認を行うものとする。

0201二(イ)に該当する者の確認は、「特定求職者雇用開発助成金(特定就職困難者雇用開発助成金)離職割合除外申立書①(雇入れ1年後)(様式第7号1)」、「特定求職者雇用開発助成金(特定就職困難者雇用開発助成金)離職割合除外申立書②(助成期間1年後)(様式第7号2)」、「特定求職者雇用開発助成金(被災者雇用開発助成金)離職割合除外申立書(様式第9号)」のいずれかにおいて確認する。

0201=(p)に該当する者の確認は、雇用保険データ又はシステムの支給要件判定照会処理において確認する。

0201(ハ)に該当する者の確認は、「特定求職者雇用開発助成金離職割合除外申立書(就労継続支援A型事業) (様式第10号) | によって確認する。

また、必要に応じて、事業所に対する事情聴取や、当該事業主における雇用保険の資格喪失に関する関係書類等により確認を行うこととするが、事業主より、予め、特別の理由による離職に該当する者がいない旨の確認が取れている場合については、改めてこれらの確認を行う必要はない。

チ 対象労働者を雇い入れた事業所において必要書類を整備、保管していることの確認(0201 チ関係) 支給申請書を受理する際に行い、事業主に対して必要な指導を行う。

0703 不支給要件に該当しないことの確認

イ 安定所等の紹介以前に雇用の内定がなかったことの確認(0205 イ関係)

申立書により事業主から当該雇用の内定がなかったことについて申立を行わせるとともに、安定 所又は運輸局の関係部門への確認を行う。

その上、必要に応じて管轄労働局及び安定所又は運輸局の関係部門間との連携により、求人申込 日、求職申込日、紹介日及び採用決定日がそれぞれ近接していないかを確認すること。また、必要 な場合には、対象労働者からの事情聴取等も併せて行うこと。

- ロ 対象労働者の雇入れ日の前日から起算して3年前の日から当該雇入れ日の前日までの間のいずれかの日に、以下のいずれかに該当する対象労働者を当該雇入れに係る事業所が雇い入れる場合でないことの確認(0205 ハ関係)
 - (4) 当該雇入れに係る事業所と雇用、請負、委任の関係にあった対象労働者、又は出向、派遣、請 負、委任の関係により当該雇入れに係る事業所において就労したことがある対象労働者
 - (n) 当該雇入れに係る事業所において、通算して3か月を超えて訓練・実習等を受講等したことが ある対象労働者

この確認については、事業主の提出した申立書の記載及びシステムの支給要件判定照会により、 これに該当しないことを確認する。

その上、必要に応じて出勤簿等、労働者名簿等の書類、総勘定元帳等の管轄労働局長が必要と認める書類又は事業主からの事情聴取により確認すること。また、必要な場合には、対象労働者からの事情聴取等も併せて行うこと。

- ハ 対象労働者の雇入れ日の前日から起算して3年前の日から当該雇入れ日の前日までの間のいずれかの日に、当該対象労働者と雇用、請負、委任の関係にあった事業主、出向、派遣、請負、委任の関係により当該対象労働者を事業所において就労させたことがある事業主、当該対象労働者が通算して3か月を超えて受講等したことがある訓練・実習等を行っていた事業主と、以下のいずれかに該当する等、資本的・経済的・組織的関連性等からみて密接な関係にある事業主が雇い入れる場合でないことの確認(0205 ニ関係)
 - (4) 雇入れ日において、他の事業主の総株主又は総社員の議決権の過半数を有する事業主を親会 社、当該他の事業主を子会社とする場合における、親会社又は子会社であること。
 - (n) 取締役会の構成員について、代表取締役が同一人物であること、又は取締役を兼務しているものがいずれかの取締役会の過半数を占めていること。

申立書に、対象労働者の雇入れ日の前日から起算して3年前の日から、当該雇入れ日の前日までの間のいずれかの日に当該対象労働者を雇用していた事業主との資本的・経済的・組織的関連性等の有無を記載させることにより確認する。

ニ 対象労働者が雇入れに係る事業所の事業主又は取締役の3親等以内の親族でないことの確認 (0205 示関係)

申立書により該当の有無の確認を行うこととし、関係性が疑わしい場合には、必要に応じ、対象 労働者からの事情聴取等も行うこと。

ホ 支給対象期における対象労働者の労働に対する賃金を、支払期日を超えて支払っていない事業主でないことの確認 (0205 〜関係)

(イ) 原則

支給申請時に併せて提出又は提示される賃金台帳等(又はその写しを含む。)により、支給申請時点において対象労働者の労働に対する賃金が支払期日までに支払われていることを確認することとし、0602但書に該当する場合は不足書類の提出時点においても同様の確認を行うこと。

(p) 労働に対する賃金が支払期日までに支払われていない場合

労働に対する賃金が支払期日までに支払われていない場合には、支給要件判定を保留し当該賃金の支払いを行うよう事業主を指導し、支給対象期における賃金の最後の支払期日から1か月以内に支払われない場合には不支給要件に該当するものとする

へ 安定所等の紹介時点と異なる条件で雇い入れた場合で、対象労働者に対し労働条件に関する不利 益又は違法行為があり、かつ、当該対象労働者から求人条件が異なることについての申出があった ものでないことの確認 (0205 ト関係)

対象労働者から求人条件と異なる条件で雇用されている旨の申出があった場合に必要な調査を行うこととし、支給申請書の対象労働者の署名・押印欄から判断し、必要なものについて申出内容を聴取する。申出内容の聴取に当たっては、具体的な労働条件を聴取し、これに係る客観的な証拠の提示を求める。

労働条件の不利益又は違法行為があったことの認定に当たっては、賃金額、労働時間又は休日に関して、雇入れ前に事業主より示された求人条件と雇入れ後の労働条件が著しく異なっていること、雇入れ後の労働条件が労働関係法令に違反するものであること等を確認する。

ト 高年齢者雇用確保措置を講じていないことにより、当該確保措置を講ずべきことの勧告を受けていないことの確認(0205 チ関係)

支給申請を行った事業主について、当該申請のあった日までに高年齢者雇用安定法に基づき、「高年齢者雇用確保措置の実施に関する勧告書」が発出されていないか確認する。なお、当該勧告書が発出されていた場合であって、当該事業所において適切な確保措置が講じられた場合、その後における支給申請については不支給要件に該当しない。勧告の有無等について疑義がある場合には、必要に応じて他都道府県労働局の関係部門への確認を行う。

0704 支給額の算定に係る事項等の確認

イ 中小企業事業主であるかどうかの確認 (0301 ロ関係)

第1期支給申請書の「申請事業主」に記載された事項により、事業主が中小企業事業主であるか 否かの確認をする。

この場合において、必要があれば、事業主の各事業所の所在地、対象労働者を雇い入れた日における資本の額又は出資の総額及び常時雇用する労働者の数に関する資料、事業内容を示すパンフレット等の提出を求める。

なお、資本金等の額及び常時雇用する労働者の数は「第1 共通要領 | 0502 により確認する。

ロ 対象労働者の区分の確認 (0301 ロ関係、0303 イ関係、0303 ロ関係)

雇用契約書(又はその写し)又は雇入れ通知書(又はその写し)により、1週間の所定労働時間を確認し、対象労働者の区分が短時間労働者となっていないか等を確認する。この際、雇入れ時点の労働条件から、1週間の所定労働時間が変更されている可能性がある場合には、事業主に雇用契約が変更されているか否かを確認するため、必要に応じ事業主に関係書類を提出させ、1週間の所定労働時間を確認する。

この確認により、支給対象期の途中で対象労働者の区分が変更されていることを確認した場合は、0303イ又は0303ロの適用により支給額の算定を行う。

ハ 対象労働者の労働時間の確認 (0301 ロ関係、0301 ハ関係)

上記口により、支給対象期において対象労働者の区分が変更されていないことを確認した後、雇用契約書(又はその写し)又は雇入れ通知書(又はその写し)、賃金台帳(又はその写し)及び出勤簿等(又はその写し)などの書類から、支給対象期における対象労働者の実労働時間の合計を把握する。その後、0301イの規定により支給額を算定する。

ニ 対象労働者の労働に対する賃金の確認 (0301 ロ関係)

(イ) 原則

支給額の算定にあたっては、支給対象期における労働に対する賃金が、0301 ロの(表-1)に該当する支給額を上回っているか、支給申請時に提出のあった賃金台帳(又はその写し)及び出勤簿等(又はその写し)の書類により確認する。

(1) 労働に対する賃金が0301 ロに定める支給額を下回っている場合の取扱い

労働に対する賃金が 0301 ロ (表-1) に定める支給額を下回っている場合には、0301 ロただし 書の規定により、事業主が支払った支給対象期における労働に対する賃金の額を上限額として支 給する。

なお、労働に対する賃金が 0301 ロに定める支給額を下回っている場合であって、0602 ただし 書の規定により、後日提出された賃金台帳等(又はその写し)がある場合は、当該賃金台帳等に 記載された賃金の額を加算の上、労働に対する賃金の総額を算出して支給額と比較する。

ホ 対象労働者が最低賃金の減額の特例に係る者であるか等の確認(0301 二関係)

該当の有無を申立書により確認するとともに、労働に対する賃金の額が低い者については、必要 に応じて当該許可を受けた旨を示す書類を提出させて確認する。

なお、賃金の額の確認については、上記ニと同様に、支給対象期における労働に対する賃金により支給額を算定することとなる。

へ 対象労働者の雇用状態の確認 (0204 ロ関係)

対象労働者の雇用の実績を賃金台帳等、出勤簿等及び申立書によって確認する。

対象労働者が支給対象期の途中で離職した場合は、申立書により、離職理由について確認をする。 ただし、確認が困難なときは、必要に応じて雇用の実績を確認できる書類の提出又は提示を求めるとともに事業主から事情聴取を行い、又は必要な調査を行う。

0705 システムへの入力

0702、0703 及び 0704 により支給要件の判定を行った後、これらの項目ごとに判定の結果をシステムに入力する。

0800 支給決定

0801 概要

管轄労働局長は、支給要件を満たすものと判定された事業主について、高奨金を支給することが適切であるか否かを判断して支給決定を行う。

当該決定に当たって、0300により支給額の算定を行う。

0802 支給額の算定

所要の事項が記載された支給申請書をシステムに入力することにより支給額の算定を行う。

0803 支給決定に係る事務処理

管轄労働局長は、支給申請書の記載欄に所要事項を記入し、高奨金の支給又は不支給を決定したときは、システムで支給・不支給決定処理をした後、事業主に対し、当該処理後に出力される特定求職者雇用開発助成金(高年齢者雇用開発特別奨励金)第1期支給決定通知書、第2期支給決定通知書又は第1期不支給決定通知書、第2期不支給決定通知書のいずれかにより通知するものとする。

0900 確認請求

0901 離職割合要件の確認に係る事業主からの照会手続

事業主から、0201二、ホ、へ及びトの離職割合の算定対象となっている者について、照会があった 場合には、次の手続きにより、対応するものとする。

- イ 照会を行う事業主は、「特定求職者雇用開発助成金照会結果(離職率算定対象となる対象者一覧表) 交付申請書(様式第11号)」を、管轄労働局に提出する。
- ロ イの交付申請書を受理した管轄労働局においては、以下のいずれかの方法による確認をした上で、 助成金支給番号又は事業所番号及び雇入れ年月日に基づき、当該事業所に係る「特定求職者雇用開 発助成金照会結果(離職率算定対象となる対象者一覧表:交付用)」を出力し、当該事業主に交付 する。

ただし、提出された交付申請書の記載内容等からみて、当該交付申請書が真正なものであること について不審な点がある場合についてのみ確認を行えば足りるものとする。

- (イ) 当該交付申請書に押印された事業主(代理人)印と、雇用保険事業所設置届に押印された事業主(代理人)印影の照合
- (n) 交付申請書と併せて、登記事項証明書又は事業所の実在を確認することが出来る客観的な資料 (事業許可証、工事契約書、不動産契約書、源泉徴収票、社会保険適用関係書類等、事業主が一方 的に作成した書類でないもの)を提出させ、交付申請書の記載内容と相違ないことの確認

1000 雑則

1001 財源区分

高奨金の財源は、労働保険特別会計雇用勘定が負担する。

1100 委任

1101 安定所長への業務の委任

当分の間、紹介地管轄労働局長は、0400a 及び 0400c に係る業務の全部又は一部を、管轄労働局長は、0500、0600、0700 及び 0900 に係る業務の全部又は一部をその指揮監督する安定所長に行わせることができることとする。

1200 附則

1201 施行期日

- イ 平成26年3月31日付け職発0331第5号、能発0331第5号、雇児発0331第9号「雇用安定事業の実施等について」による改正は、平成26年4月1日から施行する。
- ロ 平成27年3月31日付け職発0331第2号、能発0331第12号、雇児発0331第1号 「雇用安定事業の実施等について」による改正は、平成27年4月1日から施行する。
- ハ 平成27年4月27日付け職発0427第17号「雇用安定事業の実施等について」による改正 は、平成27年5月1日から施行する。
- 二 平成27年8月27日付け職発0827第5号「雇用安定事業の実施等について」による改正は、 平成27年10月1日から施行する。
- ホ 平成28年2月10日付け職発0210第3号、能発0210第1号「雇用安定事業の実施等について」による改正は、平成28年2月10日から施行する。
- へ 平成28年4月1日付け職発0401第40号、能発0401第10号、雇児発0401第11 号「雇用安定事業の実施等について」による改正は、平成28年4月1日から施行する。
- ト 平成28年8月19日付け職発0819第9号「雇用安定事業の実施等について」による改正は、 平成28年8月20日から施行する。
- チ 平成28年12月5日付け職発1205第2号「雇用安定事業の実施等について」による改正は、 同日から施行する。

1202 経過措置

- イ 雇用関係助成金支給要領の施行の日より前に雇い入れられた対象労働者に係る高奨金の支給については、なお従前の例による。
- ロ 平成26年4月1日より前に雇い入れられた対象労働者に係る高奨金の支給については、なお従前の例による。
- ハ 平成27年4月1日より前に雇い入れられた対象労働者に係る高奨金の支給については、なお 従前の例による。
- 二 平成27年5月1日より前に雇い入れられた対象労働者に係る高奨金の支給(平成27年5月1日以後に初回の支給申請書が提出された対象労働者に係る実労働時間の最低基準、支給対象期における労働に対する賃金(0301イ、0301ハ、0301ニ、0302イ(ただし書きは除く)、0303、0602、0704)を除く)については、なお従前の例による。
- ホ 平成27年10月1日より前に雇い入れられた対象労働者に係る高奨金の支給については、なお 従前の例による。
- へ 平成28年4月1日より前に雇い入れられた対象労働者に係る高奨金の支給については、なお従前の例による。

【参考】様式一覧

- (a) 特定求職者雇用開発助成金対象労働者雇入登録票(様式第1号)
- (b) 特定求職者雇用開発助成金対象労働者雇入登録届(様式第2号)
- (c) 特定求職者雇用開発助成金 (特定就職困難者雇用開発助成金・高年齢者雇用開発特別奨励金・被

災者雇用開発助成金)第1期支給申請書(様式第3号)

- (d) 特定求職者雇用開発助成金 (特定就職困難者雇用開発助成金・高年齢者雇用開発特別奨励金・被 災者雇用開発助成金)第2·3·4·5·6期支給申請書(様式第4号)
- (e) 対象労働者雇用状況等申立書①事業主記載用(様式第5号高1)
- (f) 対象労働者雇用状況等申立書②労働者記載用(様式第5号高2)
- (g) 特定求職者雇用開発助成金 (特定就職困難者雇用開発助成金) 離職割合除外申立書① (雇入れ 1 年後) (様式第7号1)
- (h) 特定求職者雇用開発助成金 (特定就職困難者雇用開発助成金) 離職割合除外申立書② (助成期間 1年後) (様式第7号2)
- (i) 特定求職者雇用開発助成金(高年齢者雇用開発特別奨励金)離職割合要件確認書(様式第8号)
- (j) 特定求職者雇用開発助成金(被災者雇用開発助成金)離職割合除外申立書(様式第9号)
- (k) 特定求職者雇用開発助成金離職割合除外申立書(就労継続支援A型事業)(様式第10号)
- (I) 特定求職者雇用開発助成金照会結果(離職率算定対象となる対象者一覧表) 交付申請書(様式第11号)

(3) 被災者雇用開発助成金

雇用保険法(昭和49年法律第116号。以下「雇保法」という。)第62条第1項第3号及び第6号並びに雇用保険法施行規則(昭和50年労働省令第3号。以下「雇保則」という。)第109条、第110条及び附則第15条の5の規定に基づく特定求職者雇用開発助成金のうち被災者雇用開発助成金(以下「被開金」という。)の支給については、「第1共通要領」に定めるもののほか、この要領の定めるところによるものとする。

0100 趣旨

0101 趣旨

0200 支給要件

0201 支給対象事業主

0202 対象労働者

0203 支給対象期

0204 助成対象期間

0205 不支給要件

0206 併給調整

0300 支給額

0301 支給額の算定方法

0302 助成対象期間が支給対象期の途中で終了す る場合

0303 支給対象期の途中で対象労働者の区分等が 変更された場合

0400 雇入登録

0400a 安定所の紹介により雇い入れられた対象労働者の雇入登録

0401a 対象労働者の雇入登録

0402a 対象労働者であることの確認

0403a 職場適応訓練の対象者であるか否かの確 認

0404a 管轄労働局への通知

0400b 運輸局の紹介により雇い入れられた対象労 働者の雇入登録

0401b 対象労働者の職業紹介時の留意点

0402b 対象労働者の雇入登録

0403b 紹介地管轄労働局における対象労働者であることの確認

0404b 紹介地管轄労働局から管轄労働局への通 知

0400c 対象労働者雇入登録届の提出

0401c 概要

0402c 雇入登録届の提出

0403c 対象労働者が紹介により雇い入れられた こと等の確認

0404c 雇入登録及び管轄労働局への通知

0500 制度周知文・非該当案内の送付

0501 概要

0502 支給対象事業主の把握

0503 支給対象事業主であるか否か及び支給要件 の確認

0504 制度周知文・非該当案内の送付及び支給申 請書の交付

0505 支給申請期間及び支給申請手続の案内

0506 制度周知文及び非該当案内送付事業所の把 握等

0507 第2期の支給申請期間の周知

0600 支給申請

0601 支給申請書の提出

0602 添付書類等

0700 支給要件の確認

0701 概要

0702 対象事業主に該当することの確認

- 0703 不支給要件に該当しないことの確認
- 0704 支給額の算定に係る事項等の確認
- 0705 システムへの入力
- 0706 上乗せ助成金に係る支給要件の判定

0800 支給決定

- 0801 概要
- 0802 支給額の算定
- 0803 支給決定に係る事務処理

0900 確認請求

0901 離職割合要件の確認に係る事業主からの照 会手続

1000 雑則

1001 財源区分

1100 委任

1101 安定所長への業務の委任

1200 附則

1201 施行期日

1202 経過措置

0100 趣旨

0101 趣旨

東日本大震災の被災地域における被災離職者等の再就職を支援するため、これらの者を公共職業安定所(以下「安定所」という。)若しくは地方運輸局(運輸局監理部並びに厚生労働大臣が国土交通大臣に協議して指定する運輸支局及び地方運輸局、運輸監理部又は運輸支局の事務所を含む(以下「運輸局」という。))又は特定地方公共団体若しくは有料・無料職業紹介事業者若しくは無料船員職業紹介事業者(以下「有料・無料職業紹介事業者等」という。)の紹介により、継続して雇用する労働者(1年以上雇用されることが見込まれる者に限る。)として雇い入れる事業主に対する助成を行う。

0200 支給要件

0201 支給対象事業主

被開金は、次のイからチまでのいずれにも該当する事業主(以下「支給対象事業主」という。)に対して支給するものとする。

- イ 0202 イ又はロいずれかに該当する求職者(雇い入れられた日現在における満年齢が65歳未満の者に限る。以下「対象労働者」という。)を安定所若しくは運輸局又は適正な運用を期すことのできる有料・無料職業紹介事業者等(「雇用安定事業の実施等について」別添2「雇用関係給付金の取扱いに係る同意書について」(平成25年5月16日付け職発0516第19号、能発0516第4号、雇児発0516第9号。以下「雇用関係給付金の取扱いに係る同意書について」という。)参照)(以下「安定所等」と総称する。)の紹介により、一般被保険者(雇保法第60条の2第1項第1号に規定する一般被保険者(高年齢継続被保険者、短期特例被保険者及び日雇労働被保険者を除く雇用保険の被保険者)をいう。以下同じ。)として雇い入れ、かつ、対象労働者を継続して雇用する労働者(1年以上雇用することが見込まれる者に限る。)として雇い入れる事業主であること。
- ロ 基準期間(対象労働者の雇入れ日の前日から起算して6か月前の日から起算して1年を経過する日(支給対象事業主が対象労働者を0204口(イ)aからdまでのいずれかの理由により当該雇入れ日から起算して6か月を経過する日までの間に雇用しなくなった場合は当該雇用しなくなった日の前日)までの期間をいう。以下同じ。)において、当該雇入れに係る事業所で雇用する被保険者(雇保法第38条第1項に規定する短期雇用特例被保険者及び雇保法第43条第1項に規定する日雇労働被保険者を除く。以下0201八、0503イ及び0702ホにおいて同じ。)を解雇等事業主の都合で離職させた事業主(次の(イ)又は(ロ)に該当する解雇を行った事業主を除く。)以外の事業主であること。
 - (イ) 当該労働者の責めに帰すべき理由による解雇
 - (ロ) 天災その他やむを得ない理由により事業の継続が不可能となったことによる解雇
- ハ 基準期間において、当該雇入れに係る事業所において、特定受給者(雇保法第23条第1項に規定する特定受給資格者をいう。以下同じ。)となる離職理由のうち離職区分1A又は3Aとされる離職理由により離職した者として受給資格決定処理が行われたものの数を、当該事業所における当該雇入れ日における被保険者数で除した割合が6%を超えている(特定受給資格者となる離職理由により離職した者として受給資格決定処理がなされたものの発生数が3人以下である場合を除く。以下同じ。)事業主以外の事業主であること。
- 二 当該雇入れに係る事業所において、対象労働者の雇入れ日よりも前に特定就職困難者雇用開発助成金(以下「特困金」という。)の支給決定の対象となった者のうち、雇入れ日から起算して1年を経過する日(以下「確認日A」という。)が基準期間内にある者が5人以上いる場合であって、それらの者が、確認日Aの時点で離職(喪失原因「1」の者は含まれない。以下0201ホ、0201へ、0201ト及び0702トにおいて同じ。)している割合(以下「離職割合」という。)が50%(※)を超えていない事業主であること。
 - (※) 当該雇入れに係る事業所が障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則(平成18年厚生労働省令第19号)第6条の10に規定する就労継続支援A型の

事業を実施する事業所(以下「A型事業所」という。)であって、対象労働者を平成 2 9 年 5 月 1 日以降に雇い入れる場合においては、「5 0 %」とあるのは「2 5 %」と読み替えるものとする。(以下同じ。)

ただし、離職割合が50%を超える事業主であって、次の(4)から(ハ)に掲げる理由による離職に該当する者(以下「特別の理由による離職者」という。)がいる場合にあっては、その者を離職した者から除外した上で離職割合を再計算し、その結果、離職割合が50%を超えていない場合は支給対象事業主とする(以下0201ホ、0201へ及び0201トにおいて同じ)。

- (4) 被保険者資格の喪失原因が「2」に該当する者であって、以下のいずれかに該当する理由により離職した者
 - a 天災その他やむを得ない理由により事業の継続が不可能になったことによる解雇
 - b 対象労働者の責めに帰すべき重大な理由による解雇 (解雇の形式を取らず、事業主の勧告等 により依頼退職の形式をとった場合を含む)
 - c 労働協約、就業規則等で定める規定(社会通念上妥当性のある理由(定年を除く)であるもの。)に基づく解雇又は退職(本人からの申し出による場合、雇用契約期間が満了した場合を除く)
 - d 被保険者として取り扱われない取締役、役員等になったことにより被保険者資格を喪失した 場合
- (p) 対象労働者の雇入れ日よりも前に特困金の支給決定の対象となった者であって、64歳までに 当該雇入れに係る事業所に雇用された者のうち、同一事業所に継続して2年以上(ただし0204イ (ハ)の助成対象期間が3年間の者にあっては3年以上)雇用され、かつ65歳以上の年齢で離職 した者(離職の理由は問わない。)
- (ハ) 当該雇入れに係る事業所がA型事業所であって、離職理由がA型事業所の支援を受けたことによる一般就労への移行(A型事業所において、A型事業所のサービス利用者として雇用されていた者であって、A型事業所を離職した日の翌日から1か月以内に、A型事業所以外の事業主(当該A型事業所と資本的・経済的・組織的関連性等から見て密接な関係にある事業主(0205二(インスは(中)参照)を除く)に一般被保険者として雇用されること。以下同じ。)である場合
- ホ 当該雇入れに係る事業所において、対象労働者の雇入れ日よりも前に特困金の支給決定の対象となった者のうち、0204イの(表-1)に定める対象労働者の区分ごとの助成対象期間(途中で対象労働者を雇用しなくなった場合でも0204ロを適用しない助成対象期間とする。以下「規定の助成対象期間」という。)の末日の翌日から起算して1年を経過する日(ただし、規定の助成対象期間が3年間の者にあっては、規定の助成対象期間の末日の翌日とする。以下「確認日B」という。)が基準期間内にある者が5人以上いる場合であって、それらの者が、確認日Bの時点で離職している割合が50%を超えていない事業主であること。
- へ 当該雇入れに係る事業所において、対象労働者の雇入れ日よりも前に高年齢者雇用開発特別奨励 金(以下「高奨金」という。)の支給決定の対象となった者のうち、確認日Aが基準期間内にある 者が5人以上いる場合であって、それらの者が、確認日Aの時点で離職している割合が50%を超えていない事業主であること。
- ト 当該雇入れに係る事業所において、対象労働者の雇入れ日よりも前に被開金の支給決定の対象と なった者のうち、確認日Aが基準期間内にある者が5人以上いる場合であって、それらの者が、確

認日Aの時点で離職している割合が50%を超えていない事業主であること。

- チ 事業所において、次の書類を整備、保管している事業主であること。(船員法(昭和22年法律 第100号。以下同じ。)において整備、保管が義務付けられている書類を含む。以下同じ。)
 - (4) 対象労働者の出勤状況が日ごとに明らかにされた出勤簿、タイムカード又は船員法第67条に 定める記録簿等(以下「出勤簿等」という。)の書類
 - (p) 対象労働者に対して支払われた賃金について基本賃金とその他の諸手当とが明確に区分されて記載された賃金台帳又は船員法第58条の2に定める報酬支払簿(以下「賃金台帳等」という。)
 - (ハ) 当該事業所を離職した労働者(日々雇い入れる者を除く。)の氏名、離職年月日、離職理由等が明らかにされた労働者名簿等の書類

0202 対象労働者

被開金の対象労働者は、次のイ又はロのいずれかに該当する者とする。

- イ 以下のいずれにも該当する者
 - (イ) 東日本大震災(平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震(平成23年3月12日に発生した長野県北部地震を含む。)及びこれに伴う原子力発電所の事故による災害をいう。以下「震災」という。)に際し、災害救助法(昭和22年法律第118号)が適用された市町村の区域(東京都に属するものを除く。以下「被災地域」という。)において就業していた者
 - (p) 震災により離職を余儀なくされ、その後安定した職業についたことがない者(週所定労働時間 2 0 時間以上の労働者として6か月以上雇用されたことのない者をいう。)
 - (ハ)次のa又はbのいずれかに該当する者
 - a 震災発生時に、次の(a)から(c)までのいずれかに掲げる区域を含む市町村に居住していた者
 - (a) 警戒区域その他の東日本大震災における原子力発電所の事故による災害に対処するための 避難住民に係る事務処理の特例及び住所移転者に係る措置に関する法律(平成23年法律第9 8号。以下「原発避難者特例法」という。)第3条第1項の規定により同項第1号に掲げる指 示の対象となった区域
 - (b) 屋内退避区域、計画的避難区域その他の原発避難者特例法第3条第1項の規定により同項第2号に掲げる指示の対象となった区域
 - (c) 緊急時避難準備区域その他の原発避難者特例法第3条第1項の規定により同項第3号に掲 げる指示の対象となった区域
 - b aに規定する者のほか、特定避難勧奨地点その他の平成23年3月11日に発生した東北地方 太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故に関して市町村長が行った当該事故に係る住民に対す る避難の勧奨その他の行為の対象となった区域又は場所に震災の発生時に居住していた者であ って、当該行為があった日から当該行為が解除された日までの間のいずれかの日において当該行 為により当該区域又は場所以外の区域又は場所に避難している者
- ロ 以下のいずれにも該当する者
 - (4) 震災後安定した職業についたことがない者(週所定労働時間20時間以上の労働者として6か 月以上雇用されたことのない者をいう。)
 - (p) イ(ハ)のa又はbのいずれかに該当する者
 - (ハ) 以下のいずれかに該当する者でない者
 - a 新規学卒者(職業安定法施行規則(昭和22年労働省令第12号)第35条第2項に規定する

新規学卒者をいう。)であって、卒業した年又は卒業する予定の年の3月31日までに安定所等の紹介を受け、当該紹介により雇い入れられた者

b 学校教育法(昭和22年法律第26号)第134条に規定する各種学校又は学校教育法以外の 法律で規定された学校において、専修学校に類する教育の課程を卒業した者又は卒業予定の者で あって、卒業した年又は卒業する予定の年の3月31日までに安定所等の紹介を受け、当該紹介 により雇い入れられた者

0203 支給対象期

被開金の支給の対象となる対象労働者の雇入れ日(以下「起算日」という。)から起算した最初の 6か月を支給対象期の第1期、以後の6か月を第2期という。

0204 助成対象期間

イ 原則

被開金の助成の対象になる期間は、起算日から1年間とする。

- ロ 対象労働者が支給対象期の途中で離職した場合
- (4) 次のaからdまでのいずれかの理由により支給対象期の途中で事業主が対象労働者を雇用しなくなった場合は、当該事業主が雇用しなくなった日の前日(以下「離職日」という。)までの期間が助成対象期間となる。
 - a 対象労働者の責めに帰すべき理由による解雇
 - b 対象労働者の都合による退職
 - c 対象労働者の死亡(事業主の責めに帰すべき理由による場合を除く。)
 - d 天災その他やむを得ない理由により、事業の継続が不可能となったことによる解雇
- (p) (f) の a から d まで以外の理由により支給対象期の途中で対象労働者を雇用しなくなった場合は、当該支給対象期について被開金の支給を受けることができない。

また、第2期の途中で(イ)の a から d まで以外の理由により対象労働者を雇用しなくなった場合にあっても、既に支給が行われた支給対象期に係る支給は取り消さない。

0205 不支給要件

0201の支給対象事業主からの支給申請であっても、以下のイからトのいずれかの要件に該当する場合には、当該対象労働者に関して被開金を支給しない。

また、チに該当する場合についても、被開金を支給することが適切でないものとして被開金を支給しない。

イ 安定所等の紹介以前に、雇用の内定があった対象労働者を雇い入れる場合

ロ 対象労働者の雇入れ日の前日から起算して3年前の日から当該雇入れ日の前日までの間のいずれかの日に、以下のいずれかに該当する対象労働者を当該雇入れに係る事業所が雇い入れる場合 (1)当該雇入れに係る事業所と雇用、請負、委任の関係にあった対象労働者、又は出向、派遣、請

負、委任の関係により当該雇入れに係る事業所において就労したことがある対象労働者

(p) 当該雇入れに係る事業所において、通算して3か月を超えて訓練・実習等(雇用関係はないが、 事業所において、訓練、職場体験、職場実習その他の職場適応に係る作業等を実施するもの。 ただし、特別支援学校が教育課程の一環として実施するものを除く。以下同じ。)を受講等した ことがある対象労働者

- ハ 対象労働者の雇入れ日の前日から起算して1年前の日から当該雇入れ日の前日までの間のいずれかの日に、当該対象労働者と、雇用、請負、委任の関係にあった事業主、出向、派遣、請負、委任の関係により当該対象労働者を事業所において就労させたことがある事業主、又は当該対象労働者が通算して3か月を超えて受講等したことがある訓練・実習等を行っていた事業主と、以下のいずれかに該当する等、資本的・経済的・組織的関連性等からみて、密接な関係にある事業主が雇い入れる場合(有料・無料職業紹介事業者等が対象労働者を紹介した場合であって、当該有料・無料職業紹介事業者等と密接な関係にある関連事業所の事業主が雇い入れる場合も含む。以下同じ。)(イ)雇入れ日において、他の事業主の総株主又は総社員の議決権の過半数を有する事業主を親会社、当該他の事業主を子会社とする場合における、親会社又は子会社であること
 - (p) 取締役会の構成員について、代表取締役が同一人物であること、又は取締役を兼務しているものがいずれかの取締役会の過半数を占めていること
- 二 対象労働者の雇入れに係る事業所の事業主又は取締役の3親等以内の親族(民法(明治29年 法律第89号)第725条第1号に規定する血族のうち3親等以内の者、同条第2号に規定する 配偶者及び同条第3号に規定する姻族をいう。以下同じ。)である対象労働者を雇い入れる場合 ホ 対象労働者の雇入れ日の前日から起算して3年前の日から当該雇入れ日の前日までの間のいず れかの日に、職場適応訓練(雇用対策法(昭和41年法律第132号)第18条第5号に規定す る求職者を作業環境に適応させる訓練であって、短期の職場適応訓練を除く。以下同じ。)を受 け又は受けたことのある者を、当該職場適応訓練を行い又は行った事業主が雇い入れる場合
- へ 支給対象期(0203参照)における対象労働者の労働に対する賃金を、支払期日を超えて支払っていない場合
- ト 安定所等の紹介時点と異なる条件で雇い入れた場合で、対象労働者に対し労働条件に関する不 利益又は違法行為があり、かつ、当該対象労働者から求人条件が異なることについての申出があっ た場合
- チ 高年齢者雇用確保措置を講じていないことにより、高年齢者等の雇用の安定等に関する法律(昭和46年法律第68号。以下「高年齢者雇用安定法」という。)第10条第2項に基づき、当該確保措置を講ずべきことの勧告を受けた場合

0206 併給調整

雇入れに係る事業主が、同一の事由により、高年齢者労働移動受入企業助成金(経過措置分)、受給資格者創業支援助成金(一般被保険者を2名以上雇い入れた場合における上乗せの支給に係るものに限る。(経過措置分))、地域求職者雇用奨励金(経過措置分)、訓練等支援給付金(経過措置分)、中小企業雇用創出等能力開発助成金(経過措置分)、派遣労働者雇用安定化特別奨励金(経過措置分)、特例子会社等設立促進助成金(経過措置分)、事業復興型雇用創出助成金、若年者人材育成・定着支援奨励金(若者チャレンジ奨励金)、高年齢者雇用安定助成金(高年齢者労働移動支援コース)(経過措置分)又は精神障害者雇用安定奨励金(経過措置分)の支給を受ける場合には、当該支給事由によっては、被開金を支給しない。

0300 支給額

0301 支給額の算定方法

イ 概要

被開金の支給額は、助成対象期間において対象労働者が行った労働に対する賃金(臨時に支払われる賃金及び3か月を超える期間ごとに支払われる賃金を除く。以下同じ。)の一部に相当する額として対象労働者の区分毎に口に定める額とし、支給対象期ごとに支給する。

ただし、天災等やむを得ない理由がある場合を除き、各々の支給対象期において[算出式1(支給対象期の平均実労働時間の算出)]により算出した支給対象期を平均した1週間当たりの実労働時間(※)(以下「平均実労働時間」という。)が、短時間労働者以外の者の実労働時間の最低基準(短時間以外の者の週所定労働時間の最低基準である30時間の8割の時間をいう。以下同じ。)又は短時間労働者の実労働時間の最低基準(短時間労働者の週所定労働時間の最低基準である20時間の8割の時間をいう。以下同じ。)に満たない場合はハにより取り扱うものとし、事業主が対象労働者について最低賃金法(昭和34年法律第137号。以下同じ。)第7条の許可を受けている場合は二により取り扱う。

(※)「実労働時間」とは、対象労働者が実際に労働した時間をいい、所定内労働時間はもとより、時間外労働や休日労働などの所定外労働時間も全て含む。なお、年次有給休暇をとった日は、所定労働日において所定労働時間分の労働を行ったものとして取り扱うこととして実労働時間に含めるものとする。以下同じ。

「算出式1 (支給対象期の平均実労働時間の算出)]

支給対象期を平均した	支給対象期における		7 日		
1週間当たりの実労働時間 =	対象労働者の実労働時間	×			
(平均実労働時間)	74 2007 20 12 12 2007 120 131 141 15		支給対象期の暦日数		

口 原則

被開金の支給額は、(表-1) に掲げる(イ)又は(ロ)の対象労働者の区分及び企業規模に応じて、定める額とする。

ただし、当該額が、各々の支給対象期における労働に対する賃金の額を超える場合には、当該賃金の総額を上限額として支給する。

(表-1)

対色労働者の区八	个	第1期	第2期	支給	支給
対象労働者の区分	企業規模	支給額	支給額	総額	回数
(1)	①中小企業事業主以外の事業主	25万円	25万円	50万円	2回
(ロ)以外の者	②中小企業事業主	30万円	30万円	60万円	2回
(p)	①中小企業事業主以外の事業主	15万円	15万円	30万円	2回
短時間労働者	②中小企業事業主	20万円	20万円	40万円	2回

^{※「}短時間労働者」とは、雇保則第110条第3項に規定する、短時間労働者(1週間の所定労働時間が、同一の 適用事業に雇用される通常の労働者の1週間の所定労働時間と比し短く、かつ20時間以上であって雇保法第3 8条第1項第2号の厚生労働大臣が定める時間数未満(30時間未満)である者をいう。以下同じ。

なお、「対象労働者の区分」は、雇入れ日時点の対象労働者の状態及び労働条件により判断する

こととし、支給対象期の途中でこれらに変更が生じた場合でも、雇入れ日時点に判断した「対象労働者の区分」での支給額及び助成対象期間を上限として支給する。

- ハ 対象労働者の実労働時間が対象労働者区分毎の実労働時間の最低基準に満たない場合
 - (イ) 短時間労働者以外の者の支給額の算定

短時間労働者以外の者について、平均実労働時間が、短時間労働者以外の者の実労働時間の 最低基準を満たしていない場合には、[算出式2(支給対象期を構成する月の平均実労働時間 の算出)]により、支給対象期を構成する月(支給対象期の初日から1か月単位で区切った月 をいう。以下同じ。)毎に平均実労働時間を算出するものとし、月単位で見て、平均実労働時 間が短時間労働者以外の者の実労働時間の最低基準以上となる月については、短時間労働者以 外の者の区分の支給額を適用の上、[算出式3(支給額の算定)]により当該月の支給額を算 定する。

さらに、上記の算定対象となった月以外の月であって、平均実労働時間が短時間労働者の実 労働時間の最低基準以上となる月がある場合には、短時間労働者の区分の支給額を適用の上、 [算出式3(支給額の算定)]により当該月の支給額を算定し、短時間労働者以外の者の区分 により算定した月毎の支給額と合算して支給対象期における支給額を算定する。

「算出式2 (支給対象期を構成する月の平均実労働時間の算出)]

 支給対象期を構成する月を
 支給対象期を構成する
 7日

 平均した1週間当たりの = 実労働時間 (※)
 月における対象労働者の × 支給対象期を構成する

 実労働時間 (※)
 月の暦日数

(※) 月の実労働時間に1時間未満の端数が生じる場合は、30分未満の端数を切り捨て、それ以上を1時間に切り上げるものとする。

[算出式3(支給額の算定)]

(ロ) 短時間労働者の支給額の算定

短時間労働者について、平均実労働時間が、短時間労働者の実労働時間の最低基準を満たしていない場合には、[算出式2(支給対象期を構成する月の平均実労働時間の算出)]により、支給対象期を構成する月毎に平均実労働時間を算出するものとし、月単位で見て、平均実労働時間が短時間労働者の実労働時間の最低基準以上となる月については、短時間労働者の区分の支給額を適用の上、[算出式3(支給額の算定)]により当該月の支給額を算定し、支給対象期における支給額を算定する。

なお、上記の過程において、平均実労働時間が、短時間労働者以外の者の実労働時間の最低 基準以上となる月があっても、当該月の支給額の算定は短時間労働者の額を適用して計算する ものとする。

ニ 対象労働者が最低賃金の減額の特例に係る者である場合

対象労働者を雇い入れた事業主が当該対象労働者について、最低賃金法第7条の最低賃金の減額の特例の許可を受けている場合は、支給対象期における対象労働者の労働に対する賃金に、対象労働者の区分ごとに定まる助成率(表-2)を乗じることにより得た額を支給額とする。ただし、当該額が口により算定した支給額を超える場合は、当該口により算定した額を支給額とする(対象労働者の実労働時間が対象労働者区分毎の実労働時間の最低基準に満たない場合又は0302 イの(イ)から(ニ)までのいずれかの理由により、助成対象期間が支給対象期の途中で終了する場合は、口をハと読み替えるものとする)。

(表-2)

企業規模	助成率
中小企業事業主以外の事業主	1 / 4
中小企業事業主	1 / 3

ホート乗せ助成金

雇い入れた対象労働者(1年以上継続して雇用した者に限る。)10人以上について、0800に 定める支給決定(第2期支給対象期に係る支給決定に限る。)が行われた場合、上記ロ及びハに定 める額に加え、中小企業事業主については60万円、中小企業事業主以外の事業主にあっては50 万円(以下「上乗せ助成金」という。)を支給する。

上乗せ助成金の支給回数については、支給対象事業主の雇用保険の適用事業所毎に1回とする。

0302 助成対象期間が支給対象期の途中で終了する場合

イ 原則

次の(イ)から(ニ)までのいずれかの理由により、助成対象期間が支給対象期の途中で終了する場合 (0204 ロ(イ)に該当する場合) は、その事由が生じた日の属する月までを支給対象として、短時間 労働者以外の者については 0301 ハ(イ)により、短時間労働者については 0301 ハ(ロ)により、それぞれ支給額を算出する。

- (イ) 対象労働者の責めに帰すべき理由による解雇
- (ロ) 対象労働者の都合による退職
- (ハ) 対象労働者の死亡(事業主の責めに帰すべき理由による場合を除く。)
- (二) 天災その他やむを得ない理由により、事業の継続が不可能となったことによる解雇 ただし、支給対象期が第1期である場合であって、離職日が当該支給対象期の初日から起算して 1 か月以内に含まれる場合には、当該支給対象期について被開金は支給しない。
- ロ 最低賃金特例の許可を受けている場合

事業主が対象労働者について最低賃金法第7条の許可を受けている場合は、当該終了時までに対象労働者に対して支払った労働に対する賃金を基に、0301 ニにより支給額を算定する。

0303 支給対象期の途中で対象労働者の区分等が変更された場合

イ 原則

支給対象期の途中で対象労働者の区分が「短時間労働者以外の者」から「短時間労働者」に変更された場合には、0301ハの算定方法に準じて支給額を算定する。

なお、「支給対象期を構成する月」の途中で「短時間労働者以外の者」から「短時間労働者」に 区分変更が行われた場合には、当該月については「短時間労働者」の区分に対応した0301ロの支給 額を適用するものとする。

ロ 支給対象期の途中で対象労働者が最低賃金の減額の特例の許可を受けた場合、又は最低賃金の減 額の特例に係る者でなくなった場合

支給対象期の途中で対象労働者が最低賃金の減額特例の取扱いが変更された場合には、変更前及 び変更後のそれぞれの期間について、0302 イの算定方法、又は 0302 ロの算定方法に準じて、それ ぞれ支給額を計算し、その額を合算することにより支給額の算定を行うこととする。

なお、「支給対象期を構成する月」の途中で、最低賃金の減額特例に係る取扱いが変更された場合には、当該月については最低賃金の減額特例に係る0301ニの支給額を適用するものとする。

0400 雇入登録

0400a 安定所の紹介により雇い入れられた対象労働者の雇入登録

0401a 対象労働者の雇入登録

安定所の紹介により対象労働者が事業所に雇い入れられたときは、職業紹介部門と連携の上、その 労働者の採用事業所名、採用事業所の所在地を管轄する安定所、対象労働者としての区分雇用年月 日等の必要事項を把握し、「特定求職者雇用開発助成金対象労働者雇入登録票(様式第1号)」(以 下「雇入登録票」という。)により、当該対象労働者を紹介した安定所を管轄する都道府県労働局 (以下「紹介地管轄労働局」という。)において、雇入れ日の属する月の翌月に対象労働者の雇入 登録(以下「雇入登録」という。)を行う。

0402a 対象労働者であることの確認

雇入登録を行う場合には、対象労働者に係る求人及び求職に係る情報が確認できるデータにより対象労働者であることの確認を行う。

その際、職業紹介等において対象労働者が被開金の対象となる可能性があることを安定所から事業 所に伝えることについて、当該対象労働者の同意(対象労働者自らが、被開金の対象となる可能性 があることを事業所に告知する場合は、その告知の有無等の回答)が得られているか、また、その 確認の結果が安定所において処理されているかを確認すること。

0403a 職場適応訓練の対象者であるか否かの確認

雇用対策法施行規則第5条第1項に規定する職場適応訓練費の支給を受けている事業主が当該支給に係る職場適応訓練(短期の職場適応訓練を除く。)の対象者を雇い入れた場合には、助成金の支給が行われないものであるため(0205ロ関係)、その旨を確認し、雇入登録票に記載する。

0404a 管轄労働局への通知

雇入登録を行った場合には、対象労働者を雇い入れた事業所の所在地を管轄する都道府県労働局 (以下「管轄労働局」という。)に対してシステムによりその旨通知する。また、同時に当該管轄 労働局に対象労働者に係る求人及び求職に係る情報が確認できるデータ(写)を送付する。

なお、雇入れに係る事業所が対象労働者を雇い入れる時点で、雇用保険適用事業所設置届を提出することにより事業所番号を取得していないときは、システムに雇入登録票の入力を行わず、関係書類を添えて管轄労働局に送付する。当該対象労働者に係る雇入登録は、雇入れに係る事業所より雇用保険被保険者資格取得届の提出に併せて雇用保険適用事業所設置に係る手続が行われた際、管轄労働局において行う。

0400b 運輸局の紹介により雇い入れられた対象労働者の雇入登録

0401b 対象労働者の職業紹介時の留意点

- イ 運輸局は求職の申込みを受理する際に、求職者から対象労働者である旨の申告を受けた場合は、 求職者票に記入すること。
- ロ 今後、対象労働者であることを求人者に明示して職業紹介を受けることを希望するか否かを確認し、確認した内容を求職票に記録すること。
- ハ 求職申込み時に対象労働者であることを証明する書類を所持している場合はその写しを取り、 求職票に添付し、保管しておくこと。
- 二 求職申込み時に対象労働者であることを証明する書類を所持していない場合は、次回の職業相 談又は職業紹介時に持参するよう依頼し、その旨求職票へ記録しておくこと。
- ホ 職業相談又は職業紹介の際に対象労働者に該当することが判明した場合も同様の取扱いとする こと。
- へ 求職票に口の記録がある者の職業紹介を行う際には、求人者へ制度の説明を行った上で対象労働者であることを伝えること。なお、制度の説明に当たっては、対象労働者を雇用した場合でも、 事業主が要件を満たしていなければ支給対象事業主とならない旨を伝えること。
- ト 対象労働者であることを証明する書類は0602に定める対象労働者ごとに掲げる書類とすること。

0402b 対象労働者の雇入登録

運輸局の紹介により対象労働者が事業所に雇い入れられたときは、当該運輸局においては、その 労働者の採用事業所名、対象労働者としての区分、雇用年月日等の必要事項を雇入登録票に記入し た上で求人及び求職に係るデータ(写)を添付し、当該対象労働者を紹介した運輸局と管轄する地 域を同じくする紹介地管轄労働局に送付し、送付先の紹介地管轄労働局においては、雇入れ日の属 する月の翌月に雇入登録を行う。(なお、運輸局は、雇入登録票及び求人及び求職に係るデータ(写) を紹介地管轄労働局長の指揮監督する安定所長を経由して送付することができる。)

なお、事業主から紹介地以外の運輸局に採用の通知があった場合は、当該運輸局から紹介を行った運輸局へ連絡すること。

0403b 紹介地管轄労働局における対象労働者であることの確認

紹介地管轄労働局において、雇入登録を行う場合には、対象労働者に係る求人及び求職に係る情報が確認できるデータにより対象労働者であることの確認を行う。

0404b 紹介地管轄労働局から管轄労働局への通知

紹介地管轄労働局において雇入登録を行った場合には、管轄労働局に対してシステムによりその 旨通知する。また、同時に当該管轄労働局に対象労働者に係る求人及び求職に係る情報が確認でき るデータ(写)を送付する。

なお、雇入れに係る事業所が対象労働者を雇い入れる時点で、雇用保険適用事業所設置届を提出 することにより事業所番号を取得していないときは、システムに雇入登録票の入力を行わず、関係 書類を添えて管轄労働局に送付する。当該対象労働者に係る雇入登録は、雇入れに係る事業所より 雇用保険被保険者資格取得届の提出に併せて雇用保険適用事業所設置に係る手続が行われた際、管轄労働局において行う。

0400c 対象労働者雇入登録届の提出

0401c 概要

「雇用関係給付金の取扱いに係る同意書について」に基づく雇用関係給付金の取扱いに係る同意書の提出を行った有料・無料職業紹介事業者等(以下「対象有料・無料職業紹介事業者等」という。)が対象労働者について紹介を行い、当該対象労働者が雇用保険の適用事業の事業主に雇い入れられた場合には、当該対象有料・無料職業紹介事業者等の事業所の所在地を管轄する紹介地管轄労働局は、当該対象有料・無料職業紹介事業者等より「特定求職者雇用開発助成金対象労働者雇入登録届(様式第2号)」(以下「雇入登録届」という。)の提出を受けて雇入登録を行う。なお、当該対象有料・無料職業紹介事業者等は、当該提出を紹介地管轄労働局長の指揮監督する安定所長を経由して行うことができる。

0402c 雇入登録届の提出

- イ 対象有料・無料職業紹介事業者等は、その紹介により 0202 に該当する者が当該紹介に係る事業 主に雇い入れられたときは、紹介地管轄労働局に雇入登録届を提出する。
- ロ 雇入登録届は、当該対象労働者が雇い入れられた日の後1ヵ月以内に提出するものとする。
- ハ 紹介地管轄労働局は、雇入登録届の提出を受けた際には、所要の項目に記載が行われていることを確認するとともに、対象労働者の紹介を行った対象有料・無料職業紹介事業者等に対して、 事業主が支給申請書に添付することとされている職業紹介証明書を発行しなければならないこととされている旨を伝える。

0403c 対象労働者が紹介により雇い入れられたこと等の確認

イ 対象有料・無料職業紹介事業者等からの提出であることの確認

紹介地管轄労働局は、雇入登録届の提出を受けた際には、対象有料・無料職業紹介事業者等からの提出であることを確認する。

ロ 対象労働者の確認

紹介地管轄労働局は、紹介を受け就職した者について、雇入登録届に記載された氏名、生年月日等に誤りのないことを確認するとともに、対象労働者に該当することが対象有料・無料職業紹介事業者等により証明されていることを確認する。

ハ 紹介により就職したことの確認

紹介地管轄労働局は、求人申込日、求職申込日、紹介日及び雇用年月日の記載に誤りのないことを確認するとともに、記載事項について誤りのない旨を対象有料・無料職業紹介事業者等が証明していることを確認する。

0404c 雇入登録及び管轄労働局への通知

紹介地管轄労働局は、提出された雇入登録届の記載内容の確認を行った後、当該雇入登録届をシステムに入力することにより雇入登録を行う。これにより、管轄労働局に対してシステムによりその旨通知する。

なお、雇入れに係る事業所が対象労働者を雇い入れる時点で、雇用保険適用事業所設置届を提出

することにより事業所番号を取得していないときは、提出された雇入登録届をシステムに入力せずに、管轄労働局に送付する。当該対象労働者に係る雇入登録届の入力は、雇入れに係る事業所より雇用保険被保険者資格取得届の提出に併せて雇用保険適用事業所設置に係る手続きが行われた際、管轄労働局において行う。

0500 制度周知文・非該当案内の送付

0501 概要

対象労働者を雇い入れた事業主に対しては、雇入れ日時点における支給要件等の確認を行い、被開 金の支給対象となる事業主であること、支給要件のうち該当しないものがないことを確認して、管轄 労働局より制度周知文を送付する。

制度周知文の送付を行った事業主に対しては、特定求職者雇用開発助成金支給申請書(0601イに規定する特定求職者雇用開発助成金(特定就職困難者雇用開発助成金・高年齢者雇用開発特別奨励金・被災者雇用開発助成金)第1期支給申請書及び特定求職者雇用開発助成金(特定就職困難者雇用開発助成金・高年齢者雇用開発特別奨励金・被災者雇用開発助成金)第2・3・4・5・6期支給申請書をいう。以下「支給申請書」という。)を交付するとともに、支給申請書に添付することが必要な書類、支給申請期間等の必要事項を周知する。

また、対象労働者を雇い入れた事業主であっても、雇入れ日時点において被開金の支給対象とならない事業主又は当該対象労働者に関して支給要件のいずれかに該当しないことが明らかとなっている事業主に対しては、必要に応じて非該当案内を送付する。

0502 支給対象事業主の把握

- イ その管轄区域に所在する事業所に関して 0400a 又は 0400 c の雇入登録が行われた管轄労働局は、 システムに照会すること又は関係書類の送付を受けることにより、これを把握する。
- ロ また、事業所番号を取得していない事業所が対象労働者を雇い入れた旨の通知を受けた場合には、雇用保険担当部署と連携を図り、被開金の対象となり得るものについて管轄労働局において雇 入登録又は雇入登録届の入力を行う。

0503 支給対象事業主であるか否か及び支給要件の確認

雇入登録が行われた事業主について、制度周知文の送付に先立って、支給対象となる事業主に該当 しないもの及びその時点で既に支給要件を満たさない事業主でないことを確認する。

具体的には、システムにより、以下のいずれにも該当する事業主であることを確認する。

イ 対象労働者の雇入れ日前の期間における解雇等の有無

対象労働者の雇入れ日の前日から起算して6か月前の日から確認を行う日までの期間に、被保険者を解雇等しなかったことを確認する。

解雇等とは、労働者の責めに帰すべき理由による解雇及び天災その他やむを得ない理由により事業の継続が不可能となったことによる解雇以外の解雇に勧奨退職等を加えたものであって、被保険者の資格喪失確認の際に喪失原因「3」と判断されるものである。

ロ 対象労働者の雇入れ日前の期間における特定受給資格者数の確認

0201 ロの基準期間において、当該雇入れに係る事業所において、特定受給資格者となる離職理由 により離職した者として受給資格決定処理が行われたものの数を、当該事業所における当該雇入れ 日における被保険者数で除した割合が 6 %を超えている事業主以外の事業主であることを雇用保 険データにより確認すること。

ただし、本取扱いは、次の(イ)から(ホ)までに掲げるいずれかの特定受給資格者となる離職理由に

- より離職した者には適用しないこととする。
- (イ) 雇保則第35条第4号に定める者となる離職理由
- (中) 雇保則第36条第1号に定める理由(災害等に限る。)
- (ハ) 雇保則第36条第7号に定める理由(同令第36条第1号に定めるものを除く。)
- (二) 雇保則第36条第7号の2に定める理由
- (ホ) 雇保則附則第3条に基づく特定受給資格者に関する暫定措置の対象となる雇保法第33条第 1項の正当な離職理由

この場合、雇用保険データでは、離職日が判定の対象となる期間にあり、かつ、当該期間に離職 区分が1A又は3Aであるものとして受給資格決定処理がなされている者の数により算定する。

ハ 対象労働者を再び雇用したものでないこと

対象労働者の雇入れ日の前日から起算して3年前から当該雇入れ日の前日までの間のいずれかの日において被保険者として雇用したことのある者を、再び事業主が同一事業所に雇い入れる場合でないことを確認する。

ニ 対象労働者が職場適応訓練を受けたことのある者でないことの確認

対象労働者の雇入れ日の前日から起算して3年前から、当該雇入れ日の前日までの間において、 職場適応訓練を受け又は受けたことのある者を、当該職場適応訓練を行い又は行った事業主が雇い 入れる場合でないことを確認する。

この確認は、雇入登録の際に職場適応訓練の有無について確認し、システムにその旨が入力されることとなるので、これに応じて確認を行う。

ホ 支給対象期が第1期である場合であって、離職日が当該支給対象期の初日から起算して1か月 以内に含まれる場合に、当該支給対象期について被開金を支給しないことの確認

この確認は、雇用保険データ及び事業主に対し離職の有無を確認することにより行う。

0504 制度周知文・非該当案内の送付及び支給申請書の交付

0503のいずれにも該当する事業主に対して制度周知文を送付し、支給申請書を交付する。また、0503のいずれかに該当しない事業主に対しては、必要に応じて該当しない理由を記載した非該当案内を送付する。

制度周知文及び非該当案内は、原則として、0503の確認を行った際にシステムにより印字されるものを使用することにより送付することとし、「事業所宛名シール」を活用して行う。

0505 支給申請期間及び支給申請手続の案内

0504 において制度周知文を送付する事業主に対しては、支給申請期間、支給申請に当たって添付すべき書類 (0600 参照)、支給申請書の記載方法について周知するとともに、事前に被開金の支給決定に係る主な要件のほか、賃金台帳等に基本賃金とその他の諸手当とを区分して記載すること、対象労働者についての出勤状況及び賃金の支払状況を明らかにする書類及び事業所の労働者の離職状況を明らかにする労働者名簿等の書類を整備し、保管すること等について事前に指導を行う。また、被開金に係る提出書類には、対象労働者の氏名、生年月日、住所等の個人情報が含まれることから、事業主が個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)第2条第3項に規定する個人情報取扱事業者である場合には、同法にのっとって個人情報を取り扱うよう注意喚起すること。

具体的には、制度周知文に所要の事項を記載し、「特定求職者雇用開発助成金の申請にあたって」

0506 制度周知文及び非該当案内送付事業所の把握等

- イ 管轄労働局は、システムの「制度周知対象事業所及び非該当案内対象事業所の一覧」により制度 周知文及び非該当案内を送付した事業所を把握する。
- ロ 制度周知文の送付に係る事業所に対して支給申請期間前に、又は必要な手続を行っていない事業 所について支給申請期間中に、必要に応じて、当該一覧を活用し申請案内を送付する等により支給 申請期間内に手続すべきことを通知することができる。

0507 第2期の支給申請期間の周知

第2期の被開金の支給申請期間の周知は、第1期の被開金の支給決定通知書の送付に合わせて行う。また、第1期の支給申請期間中と同様に、必要に応じて、申請案内を送付等する。

0600 支給申請

0601 支給申請書の提出

イ 原則

被開金の支給を受けようとする事業主は、被開金の支給の対象となる対象労働者に係る支給対象期が経過するごとに、当該支給対象期分の被開金について、当該支給対象期の末日の翌日から(上乗せ助成金については、0301 ニに規定する要件を満たした日の翌日から)起算して2か月以内に、「特定求職者雇用開発助成金(特定就職困難者雇用開発助成金・高年齢者雇用開発特別奨励金・被災者雇用開発助成金)第1期支給申請書(様式第3号)」(以下「第1期支給申請書」という。)又は「特定求職者雇用開発助成金(特定就職困難者雇用開発助成金・高年齢者雇用開発特別奨励金・被災者雇用開発助成金)第2・3・4・5・6期支給申請書(様式第4号)」のいずれかを管轄労働局長に提出しなければならない。

なお、第1期の支給申請を行っていない事業主が、第2期の支給申請を行う場合は、雇入れ日時 点で支給要件を満たしているかの確認が必要であることから、第1期支給申請書を提出することと する。

ロ 他の助成金等の支給対象事業主の取扱い

併給調整 (0204 参照) の対象となる他の助成金等を選択し、支給申請したものの支給決定に至らなかった場合は、それが初回の支給申請であるものに限り被開金の支給を受けることができることとするが、この場合において被開金の支給を受けようとする事業主は、通常の場合と同様に、被開金の第1期の支給申請を行わなければならない。

ただし、既に支給対象期を経過している場合については、支給決定に至らなかったと事業主が知ったことを管轄労働局が確認した日の翌日から起算して2か月以内に助成金の第1期の支給申請を行わなければならない。

0602 添付書類等

支給申請書を提出する事業主は、支給・不支給の決定に係る審査に管轄労働局長が必要と認める書類等を管轄労働局の求めに応じ提出又は提示しなければならない。

ただし、イ(イ)の書類に関して、支給申請時点において、賃金支払日が到達していない支給対象期における労働に対する賃金がある場合には、賃金支払日が到達しているものであって、支払が完了した賃金のみが記載された賃金台帳(又はその写し)を、支給申請時に提出又は提示して差し支えないこととする。

この場合において、不足分の賃金台帳(又はその写し)は、賃金支払日が到達し、実際に支払いが 完了した後、速やかに提出又は提示することができるものとする。

また、イ(チ)の書類については、当該雇入れに係る事業所において、対象労働者の雇入れ日よりも前に高奨金の支給決定の対象となったもののうち、確認日Aが基準期間内にあるものが5人未満であることがシステム等により確認できる場合は、提出を不要とすることができることとする。

イ 必須の添付書類

(イ) 対象労働者の労働時間及び対象労働者に対して支払われた労働に対する賃金が手当ごとに区分された賃金台帳又はその写し

- (p) 雇入れ日の属する月及び支給対象期における対象労働者の出勤状況が日ごとに明らかにされた出勤簿等の書類又はその写し
- (ハ) 雇入れ日に対象労働者であることを証明する書類
- (二) 1週間の所定労働時間及び雇用契約期間が確認できる雇用契約書の写し又は雇入れ通知書(船員法第32条の規定により船員に対して明示しなければならない書面を含む。)の写し
- (ホ) 「対象労働者雇用状況等申立書(様式第5号被)」(以下「申立書」という。)
- (^) (有料・無料職業紹介事業者等の紹介により対象労働者を雇い入れた事業主の場合) 有料・無料職業紹介事業者等の発行した職業紹介証明書
- (上) 支給要件確認申立書(共通要領様式第1号)
- (f) 「特定求職者雇用開発助成金(高年齢者雇用開発特別奨励金) 離職割合要件確認書(様式第8号)」
- ロ 必要に応じて支給申請書に添付する書類
 - (イ) 事業所を離職した常用労働者の氏名、離職年月日、離職理由等が明らかにされた労働者名簿等 の書類又はその写し
 - (口) 就業規則、賃金規定等
 - (ハ) 最低賃金法第7条の最低賃金の減額の特例の許可を受けたことを示す書類
 - (ニ) 中小企業事業主であるか否かを確認するための書類 例えば、登記事項証明書、資本金、労働者数等を記載した資料、事業内容を記載した書類等
 - (本) 「特定求職者雇用開発助成金(特定就職困難者雇用開発助成金)離職割合除外申立書①(雇入れ1年後)(様式第7号1)」、「特定求職者雇用開発助成金(特定就職困難者雇用開発助成金)離職割合除外申立書②(助成期間1年後)(様式第7号2)」、「特定求職者雇用開発助成金(被災者雇用開発助成金)離職割合除外申立書(様式第9号)」、「特定求職者雇用開発助成金離職割合除外申立書(就労継続支援A型事業)(様式第10号)」
 - (^) 総勘定元帳
 - (ト) その他の管轄労働局長が必要と認める書類

0700 支給要件の確認

0701 概要

支給申請書の提出を受けた管轄労働局においては、システムで支給申請書を受理し、特に、次の点に留意して支給要件の判定を行い、その結果をシステムに入力する。

支給要件の判定においては、支給申請書記載事項の確認、対象事業主に該当するか否か及び不支給 要件に該当するか否かの判定並びに中小企業事業主に該当するか否か等の支給額の算定に係る事項 の確認を行う。

支給要件を満たすものと判断されたものについて、さらに被開金を支給することが適切な事業主であるか否かを審査した上で、支給又は不支給の決定を行う。また、支給要件を満たさないものと判定されたものについては、これに基づいて不支給決定を行う。

0702 対象事業主に該当することの確認

イ 対象労働者であることの確認 (0201 イ、0202 関係)

支給申請書と併せて提出又は提示された対象労働者であることを証明する書類(0602参照)により確認する。この確認は第1期支給申請書を受理した時点で行う。

ただし、第1期支給申請書を受理した時点で不明な点がある場合には、必要な書類の提出若しく は提示を求め、又は必要な調査を行うこと。

- ロ 安定所等の紹介による雇入れであることの確認 (0201 イ、0400a、0400 c 関係) システムの支給要件判定照会処理により確認する。
- ハ 一般被保険者として雇い入れられたことの確認 (0201 イ関係) システムの支給要件判定照会処理により確認する。
- ニ 対象労働者を継続して雇用する労働者(1年以上雇用することが見込まれる者に限る。)として 雇い入れることの確認 (0201 イ関係)

対象労働者を一般被保険者又は高年齢継続被保険者として、かつ、継続して雇用する労働者(1年以上雇用することが見込まれる者に限る。)として雇い入れる事業主か否かについて、雇用契約書又は雇入れ通知書の写し及び事業主からの申立書の記載内容により確認する。その際、事業主の属する業種、過去における雇用の実績、対象労働者の従事している職務の内容等に留意する。

そして、必要に応じて事業主からの事情聴取、実地調査等を行う。この場合において、当該事業 主の過去における雇用の実績等から判断して対象労働者の雇用継続の確実性について問題がある と認められるときは、特に慎重な審査を行うものとする。

ホ 労働者を解雇等していないことの確認 (0201 ロ関係)

基準期間に、被保険者を解雇等しなかったことを、システムの支給要件判定照会により確認する。 解雇等とは、労働者の責めに帰すべき理由による解雇、天災その他やむを得ない理由により事業 の継続が不可能となったことによる解雇以外の解雇に勧奨退職等を加えたものであって、被保険者 の資格喪失確認の際に喪失原因「3」と判断されるものである。

へ 特定受給資格者となる理由による離職が一定以上でないことの確認(0201 ハ関係)

基準期間において、当該雇入れに係る事業所の被保険者を、当該雇入れ日における当該事業所の 被保険者数の6%に相当する数を超えて、特定受給資格者と判断される離職理由により離職させて いる事業主に該当しないことをシステムの支給要件判定照会により確認する。

この場合、雇用保険データでは、算定の対象となる特定受給資格者とは、離職日が判定の対象となる期間にあり、かつ、当該期間に離職区分が1A又は3Aであるものとして受給資格決定処理がなされている者である。

ト 対象労働者の雇入れ日よりも前に支給決定の対象となった者の離職割合の確認 (0201二、0201ホ、0201へ、0201ト関係)

(イ)原則

- a 当該雇入れに係る事業所において、対象労働者の雇入れ日よりも前に特困金の支給決定の対象 となった者のうち、確認日Aが基準期間内にある者が5人以上いる場合であって、それらの者 が、確認日Aの時点で離職している割合が50%を超えていない事業主であることを、システ ムの支給要件判定照会処理により確認する。
- b 当該雇入れに係る事業所において、対象労働者の雇入れ日よりも前に特困金の支給決定の対象 となった者のうち、確認日Bが基準期間内にある者が5人以上いる場合であって、それらの者 が、確認日Bの時点で離職している割合が50%を超えていない事業主であることを、システ ムの支給要件判定照会処理により確認する。
- c 当該雇入れに係る事業所において、対象労働者の雇入れ日よりも前に高奨金の支給決定の対象となった者のうち、確認日Aが基準期間内にある者が5人以上いる場合であって、それらの者が、確認日Aの時点で離職した割合が50%を超えていない事業主であることを、支給申請書と併せて提出される「特定求職者雇用開発助成金(高年齢者雇用開発特別奨励金)離職割合要件確認書(様式第8号)」又はシステムの支給要件判定照会処理により確認する。
- d 当該雇入れに係る事業所において、対象労働者の雇入れ日よりも前に被開金の支給決定の対象となった者のうち、確認日Aが基準期間内にある者が5人以上いる場合であって、それらの者が、確認日Aの時点で離職している割合が50%を超えていない事業主であることを、システムの支給要件判定照会処理により確認する。

(ロ)特別の理由による離職者の除外

(イ)の確認の結果、(イ) a、b及びdのいずれかにおいて離職割合が50%を超えていることを確認した場合には、特別の理由による離職者(0201=(イ)から(ハ)に掲げる理由により離職した者)を、離職割合算出における離職者から除外した上で、再確認を行うものとする。

0201二(イ)に該当する者の確認は、「特定求職者雇用開発助成金(特定就職困難者雇用開発助成金)離職割合除外申立書①(雇入れ1年後)(様式第7号1)」、「特定求職者雇用開発助成金(特定就職困難者雇用開発助成金)離職割合除外申立書②(助成期間1年後)(様式第7号2)」、「特定求職者雇用開発助成金(被災者雇用開発助成金)離職割合除外申立書(様式第9号)」のいずれかにおいて確認する。

0201ニ(ロ)に該当する者の確認は、雇用保険データ又はシステムの支給要件判定照会処理において確認する。

0201(ハ)に該当する者の確認は、「特定求職者雇用開発助成金離職割合除外申立書(就労継続支援A型事業) (様式第10号)」によって確認する。

また、必要に応じて、事業所に対する事情聴取や、当該事業主における雇用保険の資格喪失に関する関係書類等により確認を行うこととするが、事業主より、予め、特別の理由による離職に該当する者がいない旨の確認が取れている場合については、改めてこれらの確認を行う必要はない。

チ 対象労働者を雇い入れた事業所において必要書類を整備、保管していることの確認(0201 チ関係) 支給申請書を受理する際に行い、事業主に対して必要な指導を行う。

0703 不支給要件に該当しないことの確認

イ 安定所等の紹介以前に雇用の内定がなかったことの確認(0205 イ関係)

申立書により事業主から当該雇用の内定がなかったことについて申立を行わせるとともに、安定 所又は運輸局の関係部門への確認を行う。

その上、必要に応じて管轄労働局及び安定所又は運輸局の関係部門間との連携により、求人申込 日、求職申込日、紹介日及び採用決定日がそれぞれ近接していないかを確認すること。また、必要 な場合には、対象労働者からの事情聴取等も併せて行うこと。

- ロ 対象労働者の雇入れ日の前日から起算して3年前の日から当該雇入れ日の前日までの間のいずれかの日に、以下のいずれかに該当する対象労働者を当該雇入れに係る事業所が雇い入れる場合でないことの確認(0205 ロ関係)
 - (イ) 当該雇入れに係る事業所と雇用、請負、委任の関係にあった対象労働者、又は出向、派遣、請 負、委任の関係により当該雇入れに係る事業所において就労したことがある対象労働者
 - (p) 当該雇入れに係る事業所において、通算して3か月を超えて、訓練・実習等を受講等したことがある対象労働者

この確認については、事業主の提出した申立書の記載及びシステムの支給要件判定照会により、 これに該当しないことを確認する。

その上、必要に応じて出勤簿等、労働者名簿等の書類、総勘定元帳等の管轄労働局長が必要と認める書類又は事業主からの事情聴取により確認すること。また、必要な場合には、対象労働者からの事情聴取等も併せて行うこと。

- ハ 対象労働者の雇入れ日の前日から起算して1年前の日から当該雇入れ日の前日までの間のいずれかの日に、当該対象労働者と雇用、請負、委任の関係にあった事業主、出向、派遣、請負、委任の関係により当該対象労働者を事業所において就労させたことがある事業主、当該対象労働者が通算して3か月を超えて受講等したことがある訓練・実習等を行っていた事業主と、以下のいずれかに該当する等、資本的・経済的・組織的関連性等からみて密接な関係にある事業主が雇い入れる場合でないことの確認 (0205 ハ関係)
 - (イ) 雇入れ日において、他の事業主の総株主又は総社員の議決権の過半数を有する事業主を親会社、 当該他の事業主を子会社とする場合における、親会社又は子会社であること。
 - (p) 取締役会の構成員について、代表取締役が同一人物であること、又は取締役を兼務しているものがいずれかの取締役会の過半数を占めていること。

申立書に、対象労働者の雇入れ日の前日から起算して1年前に、当該対象労働者を雇用していた 事業主との資本的・経済的・組織的関連性等の有無を記載させることにより確認する。

ニ 対象労働者が雇入れに係る事業所の事業主又は取締役の3親等以内の親族でないことの確認 (0205 ニ関係)

申立書の記載により該当の有無の確認を行うものとし、関係性が疑わしい場合には、必要に応じ、 対象労働者からの事情聴取も行うこと。

ホ 支給対象期に対象労働者の労働に対する賃金を支払期日を超えて支払っていない事業主でない ことの確認 (0205 へ関係)

(イ) 原則

支給申請に併せて提出又は提示される賃金台帳等(その写しを含む。)により、支給申請時点において、対象労働者の労働に対する賃金が支払われていることを確認することとし、0602但書に該当する場合には、不足書類の提出時点においても同様の確認を行うこと。

(1) 労働に対する賃金が支払期日までに支払われていない場合

労働に対する賃金が支払期日までに支払われていない場合は、支給要件判定を保留し、当該賃金の支払いを行うよう事業主を指導し、支給対象期における賃金の最後の支払期日から1か月以内に支払われない場合には、不支給要件に該当するものとする。

へ 安定所等の紹介時点と異なる条件で雇入れた場合で、対象労働者に対し労働条件に関する不利益 又は違法行為があり、かつ、当該対象労働者から求人条件が異なることについての申出があったも のでないことの確認(0205ト関係)

対象労働者から求人条件と異なる条件で雇用されている旨の申出があった場合に必要な調査を 行うこととし、支給申請書の対象労働者の署名・押印欄から判断し必要なものについて、申出内容 を聴取する。申出内容の聴取に当たっては、具体的な労働条件を聴取し、これに係る客観的な証拠 の提示を求める。

労働条件の不利益又は違法行為があったことの認定に当たっては、賃金額、労働時間又は休日に関して、雇入れ前に事業主より示された求人条件と雇入れ後の労働条件が著しく異なっていること、雇入れ後の労働条件が労働関係法令に違反するものであること等を確認する。

ト 高年齢者雇用確保措置を講じていないことにより、当該確保措置を講ずべきことの勧告を受けていないことの確認(0205 チ関係)

支給申請を行った事業主について、当該申請のあった日までに高年齢者雇用安定法に基づき、「高年齢者雇用確保措置の実施に関する勧告書」が発出されていないか確認する。なお、当該勧告書が発出されていた場合であって、当該事業所において適切な確保措置が講じられた場合、その後における支給申請については不支給要件に該当しない。勧告の有無等について疑義がある場合には、必要に応じて他都道府県労働局の関係部門への確認を行う。

0704 支給額の算定に係る事項等の確認

イ 中小企業事業主であるかどうかの確認 (0301 ロ関係)

第1期支給申請書の「申請事業主」に記載された事項により、事業主が中小企業事業主であるか 否かの確認をすることとし、必要に応じ、事業主の各事業所の所在地、対象労働者を雇い入れた日 における資本の額又は出資の総額及び常時雇用する労働者の数に関する資料、事業内容を示すパン フレット等の提出を求めるものとする。

なお、資本金等の額及び常時雇用する労働者の数は、「第1 共通要領」の 0502 により確認する。 ロ 対象労働者の区分の確認

雇用契約書(又はその写し)又は雇入れ通知書(又はその写し)により、1週間の所定労働時間を確認し、対象労働者の区分が短時間労働者となっていないか等を確認する。この際、雇入れ時の点の労働条件等から、1週間の所定労働時間が変更されている可能性がある場合には、事業主に雇用契約が変更されているか否かを確認するため、必要に応じ事業主に関係書類を提出させ、1週間の所定労働時間を確認する。

この確認により、支給対象期の途中で対象労働者の区分が変更されていることを確認した場合

は、0303イ又は0303ロの適用により支給額の算定を行う。

ハ 対象労働者の労働時間の確認 (0301 ロ関係、0301 ハ関係)

上記口により、支給対象期において対象労働者の区分が変更されていないことを確認した後、雇用契約書(又はその写し)又は雇入れ通知書(又はその写し)、賃金台帳(又はその写し)及び出勤簿等(又はその写し)などの書類から、支給対象期における対象労働者の実労働時間の合計を把握する。その後、0301 イの規定により支給額を算定する。

ニ 対象労働者の労働に対する賃金の確認 (0301 ロ関係)

(イ) 原則

支給額の算定にあたっては、支給対象期における労働に対する賃金が、0301 ロの(表-1)に該当する支給額を上回っているか、支給申請時に提出のあった賃金台帳(又はその写し)及び出勤簿等(又はその写し)の書類により確認する。

(ロ) 労働に対する賃金が 0301 ロに定める支給額を下回っている場合の取扱い

労働に対する賃金が 0301 ロ (表-1) に定める支給額を下回っている場合には、0301 ロ但書の 規定により、事業主が支払った支給対象期における労働に対する賃金の額を上限額として支給す る。

なお、労働に対する賃金が 0301 ロに定める支給額を下回っている場合であって、0602 但書の 規定により、後日提出された賃金台帳等(又はその写し)がある場合は、当該賃金台帳等に記載 された賃金の額を加算の上、労働に対する賃金の総額を算出して支給額と比較する。

ホ 対象労働者が最低賃金の減額の特例に係る者であるか等の確認(0301 二関係)

該当の有無を申立書により確認するとともに、労働に対する賃金の額が低い者については、必要 に応じて当該許可を受けた旨を示す書類を提出させて確認する。

なお、賃金の額の確認については、上記ニと同様に、支給対象期における労働に対する賃金により支給額を算定することとなる。

へ 対象労働者の雇用状態の確認 (0204 ロ関係)

対象労働者の雇用の実績並びに 0204 に定める助成対象期間が経過する日前に当該対象労働者が 雇用されなくなった場合における離職日及びその理由については、支給申請書の記載事項又は申立 書の記載によって確認する。

ただし、確認が困難なときは、賃金台帳等必要な書類の提出又は提示を求めるとともに事業主から事情聴取を行い、又は必要な調査を行う。

0705 システムへの入力

0702、0703 及び 0704 により支給要件の判定を行った後、これらの項目ごとに判定の結果をシステムに入力する。

0706 上乗せ助成金に係る支給要件の判定

申請書に記載された対象労働者について、第2期支給対象期に係る支給決定が行われており、かつ、0302 に定める理由により助成対象期間が支給対象期の途中で終了した者でないことを特定求職者雇用開発助成金(被災者雇用開発助成金)上乗せ助成金支給申請書の記載事項(助成金支給番号及び対象労働者氏名)により確認する。

0800 支給決定

0801 概要

管轄労働局長は、支給要件を満たすものと判定された事業主について、被開金を支給することが適切であるか否かを判断して支給決定を行う。

当該決定に当たって、0300により支給額の算定を行う。

0802 支給額の算定

所要の事項が記載された支給申請書をシステムに入力することにより支給額の算定を行う。

0803 支給決定に係る事務処理

管轄労働局長は、支給申請書の記載欄に所要事項を記入し、被開金の支給又は不支給を決定したときは、システムで支給・不支給決定処理をした後、事業主に対し、当該処理後に出力される特定求職者雇用開発助成金(被災者雇用開発助成金)第1期支給決定通知書、第2期支給決定通知書又は第1期不支給決定通知書、第2期不支給決定通知書のいずれかにより通知するものとする。

なお、上乗せ助成金に関しては、別途特定求職者雇用開発助成金(被災者雇用開発助成金)上乗せ 助成金支給決定通知書又は不支給決定通知書により通知するものとする。

0900 確認請求

0901 離職割合要件の確認に係る事業主からの照会手続

事業主から、0201二、ホ、へ及びトの離職割合の算定対象となっている者について、照会があった場合には、次の手続きにより、対応するものとする。

- イ 照会を行う事業主は、「特定求職者雇用開発助成金照会結果(離職率算定対象となる対象者一覧 表) 交付申請書(様式第11号)」を、事業所の所在地を管轄する労働局に提出する。
- ロ イの交付申請書を受理した労働局においては、以下のいずれかの方法による確認をした上で、助成金支給番号又は事業所番号及び雇年月日に基づき、当該事業所に係る「特定求職者雇用開発助成金照会結果(離職率算定対象となる対象者一覧表:交付用)」を出力し、当該事業主に交付する。ただし、提出された交付申請書の記載内容等からみて、当該交付申請書が真正なものであることについて不審な点がある場合についてのみ確認を行えば足りるものとする。
- (イ) 当該交付申請書に押印された事業主(代理人)印と、雇用保険事業所設置届に押印された事業主 (代理人)印影の照合
- (p) 交付申請書と併せて、登記事項証明書又は事業所の実在を確認することが出来る客観的な資料 (事業許可証、工事契約書、不動産契約書、源泉徴収票、社会保険適用関係書類等、事業主が一方 的に作成した書類でないもの)を提出させ、交付申請書の記載内容と相違ないことの確認

1000 財源区分

1001 財源区分

助成金の財源は、労働保険特別会計雇用勘定が負担する。

1100 委任

1101 安定所長への業務の委任

当分の間、紹介地管轄労働局長は、0400a 及び 0400c に係る業務の全部又は一部を、管轄労働局長は、0500、0600、0700 及び 0900 に係る業務の全部又は一部をその指揮監督する安定所長に行わせることができることとする。

1200 附則

1201 施行期日

- イ 平成26年3月31日付け職発0331第5号、能発0331第5号、雇児発0331第9号「雇用安定事業の実施等について」による改正は、平成26年4月1日から施行する。
- ロ 平成27年3月31日付け職発0331第2号、能発0331第12号、雇児発0331第1号 「雇用安定事業の実施等について」による改正は、平成27年4月1日から施行する。
- ハ 平成27年4月27日付け職発0427第17号「雇用安定事業の実施等について」による改正 は、平成27年5月1日から施行する。
- 二 平成27年8月27日付け職発0827第5号「雇用安定事業の実施等について」による改正は、 平成27年10月1日から施行する。
- 本 平成28年2月10日付け職発0210第3号、能発0210第1号「雇用安定事業の実施等について」による改正は、平成28年2月10日から施行する。
- へ 平成28年4月1日付け職発0401第40号、能発0401第10号、雇児発0401第11 号「雇用安定事業の実施等について」による改正は、平成28年4月1日から施行する。
- ト 平成28年8月19日付け職発0819第9号「雇用安定事業の実施等について」による改正は、 平成28年8月20日から施行する。
- チ 平成28年12月5日付け職発1205第2号「雇用安定事業の実施等について」による改正は、 同日から施行する。

1202 経過措置

- イ 雇用関係助成金支給要領の施行の日より前に雇い入れられた対象労働者に係る被開金の支給に ついては、なお従前の例による。
- ロ 平成26年4月1日より前に雇い入れられた対象労働者に係る被開金の支給については、なお 従前の例による。
- ハ 平成27年4月1日より前に雇い入れられた対象労働者に係る被開金の支給については、なお 従前の例による。
- 二 平成27年5月1日より前に雇い入れられた対象労働者に係る被開金の支給(平成27年5月1日以後に初回の支給申請書が提出された対象労働者に係る実労働時間の最低基準、支給対象期における労働に対する賃金(0301イ、0301ハ、0301ニ、0302イ(ただし書きは除く)、0303、0602、0704)を除く)については、なお従前の例による。
- ホ 平成27年5月1日より前に10人目の対象労働者を雇い入れた際の 0301 ホの上乗せ助成金 の支給については、なお従前の例による。
- へ 平成27年10月1日より前に雇い入れられた対象労働者に係る被開金の支給については、なお 従前の例による。
- ト 平成27年10月1日より前に10人目の対象労働者を雇い入れられた際の0301ホの上乗せ助成金の支給については、なお従前の例による。

【参考】様式一覧

- (a) 特定求職者雇用開発助成金対象労働者雇入登録票(様式第1号)
- (b) 特定求職者雇用開発助成金対象労働者雇入登録届(様式第2号)
- (c) 特定求職者雇用開発助成金 (特定就職困難者雇用開発助成金・高年齢者雇用開発特別奨励金・被災者雇用開発助成金)第1期支給申請書(様式第3号)
- (d) 特定求職者雇用開発助成金 (特定就職困難者雇用開発助成金・高年齢者雇用開発特別奨励金・被災者雇用開発助成金)第2·3·4·5·6期支給申請書(様式第4号)
- (e) 対象労働者雇用状況等申立書(様式第5号被)
- (f) 特定求職者雇用開発助成金(被災者雇用開発助成金)上乗せ助成金支給申請書(様式第6号)
- (g) 特定求職者雇用開発助成金(特定就職困難者雇用開発助成金)離職割合除外申立書①(雇入れ1年後)(様式第7号1)
- (h) 特定求職者雇用開発助成金 (特定就職困難者雇用開発助成金) 離職割合除外申立書② (助成期間 1 年後) (様式第7号2)
- (i)特定求職者雇用開発助成金(高年齢者雇用開発特別奨励金)離職割合要件確認書(様式第8号)
- (i) 特定求職者雇用開発助成金(被災者雇用開発助成金)離職割合除外申立書(様式第9号)
- (k) 特定求職者雇用開発助成金離職割合除外申立書(就労継続支援A型事業)(様式第10号)
- (I) 特定求職者雇用開発助成金照会結果(離職率算定対象となる対象者一覧表) 交付申請書(様式第11号)

職雇企発 1205 第 1 号 平成 28 年 12 月 5 日

各都道府県労働局職業安定部長 殿

厚生労働省職業安定局雇用開発部 雇用開発企画課長 (公印省略)

就労継続支援A型事業に対する特定求職者雇用開発助成金の取扱いについて

障害者総合支援法に基づく就労継続支援A型事業を実施する事業所(以下「A型事業所」という。)に対する特定求職者雇用開発助成金(以下「特開金」という。)の取扱いについては、A型事業所による障害者の雇入れが特開金の趣旨に合致するものであるか否かによって個別に判断することを原則としつつも、暫定支給決定(障害者本人にとって当該事業の利用が適切か否かの客観的な判断を行うための期間を設定した支給決定をいう。以下同じ。)を経た障害者を雇い入れる場合は、支給対象外としてきたところである。

この取扱いについて、今般、下記のとおり見直すこととするので、その適正な運用を 図られたい。

記

1 今般の見直しの背景

(1)会計検査院による指摘(平成26年度決算検査報告)

特開金は、単に就職が特に困難な者(以下、「就職困難者」という。)の雇い入れの促進のみを目的とするのではなく、それらの者が継続的な雇用機会を確保できるようにすることも目的としている。

しかしながら、会計検査院が特開金の支給対象となった障害者について、その離職状況等について調査したところ、「雇入れ後3年未満で早期に離職している者の割合が42.1%となっており、支給対象障害者の多くが早期離職しており、その雇用の安定が十分に図られていない状況が見受けられる」として、平成26年度決算検査報告において、特開金の支給が、障害者の雇用の安定に資するものとなるよう、「労働局等に対して、障害者の就労・離職状況や具体的な離職理由等の把握及び調査を十分に行うよう指導するとともに、貴省本省において、障害者の離職の実態等を踏まえて障害者の雇用に関する事業主に対する助成の効果の検証を行うこと」という意見の表示を受けた。

特開金について、就職困難者の継続的な雇用機会を確保できるようにするという

制度趣旨に沿った運用を図るべきことについては、厚生労働省としても会計検査院の指摘がある前から、特開金に離職割合要件を設ける方向で検討してきていたところであり、平成27年10月よりこの要件を施行したところであるが、仮にこの要件によっても特開金をその制度趣旨に沿って運用することが困難であることが明らかとなった場合については、必要に応じてこの離職割合要件の更なる見直しをすることも必要と考えられるところである。

(2) 地方分権改革に関する提案による見直し要請

一般就労が困難な障害者と雇用関係を結んで、A型事業所が利用者として受け入れる場合、原則として暫定支給決定を行うこととされているが、暫定支給決定を受けた障害者については特開金の支給対象とならず、例外的に暫定支給決定が行われなかった場合でその他の要件を満たす場合のみ特開金の支給対象としていたことから、結果として暫定支給決定の有無により特開金の支給が左右されることとなっていた。

このため、市町村における暫定支給決定に係る実務に混乱が生じているものとして、「地方分権改革に関する提案募集の実施方針」(平成26年4月30日地方分権改革推進本部決定)に基づく「地方分権改革に関する提案募集」(平成28年)において、一部の市町村等より、暫定支給決定の基準の明確化とあわせて、特開金の支給基準の見直しを求める提案があったところである。

(3) A 型事業所の事業目的とその雇用の実態

そもそもA型事業所は、公費から障害福祉サービス費(訓練等給付費)を受けながら、一般就労が困難な障害者に対して雇用契約に基づく就労の機会を提供するとともに、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練その他必要な支援を提供する、いわば公的な支援を受けながら障害者を雇用すること自体を本来業務とした事業体であって、一般企業に比べて障害者の雇い入れとその継続的な雇用に関して高水準の知見を有するべき雇用者である。このためA型事業所については、障害者の雇用に関して高い水準の定着率及び能力が高まった者について一般就労への移行支援が求められる。

しかしながら、厚生労働省から自治体に対して通知された平成27年9月8日付障 障発0908第1号「指定就労継続支援A型における適正な事業運営に向けた指導について」(厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長通知)において、不適切な事業運営の事例の一つとして、A型事業所が、特開金の支給対象となる利用者に対し、利用開始の一定期間経過後に、本人の意向等にかかわらず事業所を不当に退所させている事例をあげている。利用者の退所時期が特開金の助成対象期間と一致しているような場合には、正当な理由なく、特開金の支給終了とあわせて退所させていると考えられる場合があり、そのような取扱いは適切な事業運営とはいえない旨が指摘されている。

さらに、今般当課において、特開金の支給決定を受けた者のうち障害者の離職状

況について調査したところ、一般就労に移行することにより離職した者を考慮した としても、A型事業所における離職率が通常の事業所の離職率よりも高い状況が明 らかとなり、A型事業所については、特開金の支給要件について、その事業目的等 に対応した適切な措置をとることが求められる状況となっている。

- 2 A型事業所への特開金の取扱いの見直しについて 上記1によりA型事業所への特開金の取扱いについて下記のとおり見直しを行う。
 - (1) 暫定支給決定を受けた障害者を雇い入れる場合の取扱いの見直し

A型事業所に係る暫定支給決定の対象となった障害者のうち、雇入れ当初に締結 した雇用契約において、「継続して雇用することが確実」であることが明確である者 に限り、特開金の支給対象とする。

(注 1:「継続して雇用することが確実」とは、対象労働者の年齢が 65歳以上に達するまで継続して雇用し、かつ当該雇用期間が継続して2年以上であることをいう。要領 0201 イ参照)

具体的には、雇入れられた当初に締結した雇用契約において、暫定支給決定期間の終了後に本支給決定を受けるか否かにかかわらず、その雇用期間を以下のいずれかとするものであって、その旨が雇用契約書や労働条件通知書等で明確に記されている場合をいう。

- ① 期間の定めのない雇用であること
- ② 有期雇用契約であっても、契約が自動的に更新されるものであるか又は本人による契約更新の意思表示があれば更新されるものであること

(注2:労働契約法第18条により、有期労働契約が通算で5年を超えて繰り返し更新された場合は、労働者の申し込みにより無期労働契約に転換することとされている。)

なお、上記雇用契約は、雇入れ当初に締結されることが必要であり、暫定支給決定期間の終了後に締結された場合は、該当しない。

(2) 離職割合要件の見直し

平成27年10月から全ての事業所について、過去に特開金を利用して雇い入れた者の離職率が50%を超える場合には不支給とする離職割合要件を設定しているが、A型事業所についてはその割合を25%とする。

3 施行について

- (1) 本件取扱いは、平成29年5月1日以降に雇い入れられた者に対し適用する。
- (2) 平成 19年4月2日付け障障発第0402001号「就労移行支援事業、就労継続支援事業 (A型、B型)における留意事項について」については、社会・援護局障害保健福 祉部障害福祉課において改正予定であるため、おって通知する。